

自己点検・評価報告書

2012年9月28日

西南学院大学大学院法務研究科

西南学院大学
大学院法務研究科長

印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
	第1分野 運営と自己改革	4
	1-1 法曹像の周知	4
	1-2 特徴の追求	8
	1-3 自己改革	12
	1-4 法科大学院の自主性・独立性	17
	1-5 情報公開	19
	1-6 学生への約束の履行	21
	第2分野 入学者選抜	24
	2-1 入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉	24
	2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉	32
	2-3 入学者の多様性の確保	35
	第3分野 教育体制	38
	3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要性及び適格性〉	38
	3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	48
	3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	51
	3-4 教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉	53
	3-5 教員のジェンダーバランス	54
	3-6 担当授業時間数	56
	3-7 研究支援体制	60
	第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	63
	4-1 FD活動	63
	4-2 学生評価	70
	第5分野 カリキュラム	73
	5-1 科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	73
	5-2 科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉	78
	5-3 科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	83
	5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉	84
	5-5 履修（2）〈履修登録の上限〉	87
	第6分野 授業	91
	6-1 授業	91
	6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	102
	6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	109
	第7分野 学習環境	112
	7-1 学生数（1）〈クラス人数〉	112

7-2	学生数（2）〈入学者数〉	114
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	116
7-4	施設・設備の確保・整備	118
7-5	図書・情報源の整備	121
7-6	教育・学習支援体制	123
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	125
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	130
第8分野	成績評価・修了認定	133
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	133
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	139
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	143
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	146
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉	146
別紙	学生数及び教員に関するデータ	154
別紙	学生・修了生数の推移	
別紙	教員個人調書	

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 大学(院)名 | 西南学院大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法曹養成専攻 |
| 3. 開設年月 | 平成16年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 梅崎 進哉 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授(法務研究科長) |
| 連絡先 | 092-823-4727 |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ①氏名 | 和田 安夫 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授(教務主任) |
| 役割 | 自己点検・評価の教学責任者 |
| 連絡先 | 092-823-4726 |
| ②氏名 | 横田 守弘 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授(専攻主任) |
| 役割 | 自己点検・評価の入試及び
学生責任者 |
| 連絡先 | 092-823-4722 |
| ③氏名 | 多田 利隆 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検・評価のFD担当者 |
| 連絡先 | 092-823-4733 |
| ④氏名 | 西 理 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検・評価担当者 |
| 連絡先 | 092-823-4736 |
| ⑤氏名 | 一瀬 悦朗 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検・評価担当者 |
| 連絡先 | 092-823-4731 |

- ⑥氏名 木原 重実
 所属・職名 大学院課
 大学院課長
 役割 自己点検・評価の事務
 責任者
 連絡先 092-823-4748
ls-jimu@seinan-gu.ac.jp
 〒814-8511
 福岡県福岡市早良区西新
 六丁目2番92号
- ⑦氏名 野中 英二
 所属・職名 大学院課法科大学院事務室
 副課長
 役割 自己点検・評価の事務
 スタッフ
 連絡先 092-823-4701
- ⑧氏名 江崎 泰隆
 所属・職名 大学院課法科大学院事務室
 専任事務職員
 役割 自己点検・評価の事務
 スタッフ
 連絡先 092-823-4702
- ⑨氏名 相菌 幸恵
 所属・職名 大学院課法科大学院事務室
 嘱託事務職員
 役割 自己点検・評価の事務
 スタッフ
 連絡先 092-823-4702
- ⑩氏名 馬渡 規子
 所属・職名 大学院課法科大学院事務室
 嘱託事務職員
 役割 自己点検・評価の事務
 スタッフ
 連絡先 092-823-4702

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2010年6月30日開催の法科大学院教授会において、2012年度下期に日弁連法務研究財団の認証評価を受けることが承認された。

これを受けて、法科大学院点検評価委員会において各委員の自己点検・評価報告書作成の分担を決め、「西南学院大学点検評価規程改正案」、「西南学院大学大学院法務研究科自己点検・評価規程制定案」及び「西南学院大学大学院法務研究科外部評価委員会規程制定案」を作成した。そして、法科大学院教授会及び各種会議体において、前述の規程改正案及び制定案が承認された。

「西南学院大学大学院法務研究科外部評価委員会規程」（2011年5月25日制定）にもとづき、法科大学院点検評価委員会において外部評価委員の推薦候補者を人選し、2011年9月28日開催の法科大学院教授会において、外部評価委員3名が承認された。

外部評価委員会（2011年11月11日を第1回として計4回開催）において、自己点検・評価報告書の書面調査や学生インタビューがなされ、本学法科大学院に関する最終報告書が提出された。

これらをふまえて、法科大学院点検評価委員会において、自己点検・評価報告書の最終原案が作成され、2012年9月26日開催の法科大学院教授会において承認された。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1. 現状

(1) 養成しようとする法曹像

まず、本学法科大学院は、「教育の理念」として、「西南学院大学法科大学院は、充実した教育を通じて専門知識や技能において第一級の優秀な法曹を育てることを目指しています。また、キリスト教主義に立脚した教育という本学の基本理念を法曹養成教育においても貫いて、豊かな人間性と寛容さ並びに博愛と奉仕の精神を養うことに力を注ぎます。」と宣言している¹。

更に本学法科大学院は、以上の「教育の理念」を前提に、これを具体化した「養成する人材」を掲げる。「法曹に必要な資質として、特に次の4つの要素を重視します。①他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。②社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念をふまえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。③前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること。④社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。」というものである²。

(2) 法曹像の周知

ア 教員への周知、理解

上記「法曹像」は開設当時から掲げられているものであり、開設時から在籍する専任教員はその策定作業にたずさわっている。開設後に新しく就任した専任教員には、採用時に本学法科大学院の教育理念や法曹像について説明したこ

¹ この「教育の理念」についての詳細な解説は、2012年度学生便覧4頁参照。

² この「養成する人材」についての詳細な解説は、2012年度学生便覧5頁以下参照。

とは言うまでもないが、その後も後述するように頻繁に法科大学院教授会やFD研究会において行われる「養成する人材」を巡る議論を通じて「法曹像」についての認識を共有している。非常勤講師には、委嘱の際に「法曹像」について説明するように努め、年度ごとのシラバス作成の依頼文書の中でも「養成する人材」を掲げ、その内容をふまえてシラバスを作成するようお願いしている。毎年1回は法科大学院教授会において上記の法曹像について再確認・議論する時間を設け³、その内容についての理解の深化に努めている。

上記法曹像を具体化する「養成する人材」については、開設当初のものは抽象的過ぎるとの観点から、法科大学院教授会における数回の議論をへて、2011年1月19日の法科大学院教授会において改訂をした。更に、2011年度後期には、「本学法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を検討する作業の一環として、本学法科大学院の全専任教員を公法系・民事法系・刑事法系のグループに分け、開講年次の異なる各分野の科目間でどのように「教育の理念・養成する人材」に即した教育の発展的継承をはかるかを議論・検討し、「教育の理念・養成する人材」と各分野でのカリキュラムの発展的展開の関係を説明した冊子「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を発行した⁴。このような作業を通じて本学法科大学院教員は、「教育の理念・養成する人材」を受動的に認識するにとどまらず、具体的内容や教育実践方法の議論を通じて主体的に内容把握している。

イ 学生への周知，理解

上記の「教育の理念」及び「養成する人材」は、在学生に配布される学生便覧の冒頭に掲載されている。2012年度からは、内容の掲載にとどめず、内容の解説と本学法科大学院の教育活動との関係についての詳細な解説を付した。カリキュラムにおいても、基礎法学・隣接科目群に「キリスト教倫理」をおき、展開・先端科目群に国際関係法科目を多く設置しているのみでなく、2011年度入学生からは、「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上修得することを修了要件とした。このようなカリキュラムの特徴と、「教育の理念・養成する人材」との関係についても、学生便覧において説明されている。また、各年度に在学生向けに実施される履修オリエンテーションにおいても、「教育の理念・養成する人材」と本学法科大学院のカリキュラムの特徴について説明をし、国際関係法科目の履修を奨励している。2012年度には、上記「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を全学生に配布した。

³ 2010年7月28日、2011年7月27日の法科大学院教授会、2012年度については、上記のとおり2011年度後半を費やして全専任教員が系に別れて議論したため、法科大学院教授会での改めての確認は割愛した。

⁴ その経緯については第9分野において詳しくふれる。

ウ 社会への周知

入学志願者を含めた社会全体への周知方法としては、「教育の理念」と「養成する人材」を入学説明用の入学案内（パンフレット）、本学法科大学院ホームページ（以下「HP」という。）に掲載している。入試説明会においても説明をし、周知を図っている。また、新聞等に掲載される広告においても「教育の理念」などにふれるようにしている。「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」もHPにて閲覧可能である。

（3）特に力を入れている取り組み

カリキュラムにおける特徴の他に、上記「教育の理念・養成する人材」をふまえて、現在活躍している法曹の方々による在学生向けの講演会の機会を提供し、特に「養成する人材」①④について学生が具体的に考える素材を提供している。これまでの実績としては、2009年9月2日に松坂徹也弁護士（福岡県弁護士会）による「マンションを巡る法律問題」（17名）、2009年9月17日に伊藤淳弁護士（福岡県弁護士会）による「組織内弁護士論」（15名）、2010年9月10日に安部敬二郎弁護士（福岡県弁護士会）による「福岡で涉外法務をすることとはどういうことか」（21名）、2011年11月11日には西村健弁護士（大阪弁護士会）による「裁判員導入過程における弁護士の役割—国際的視野も含めて」（11名）をそれぞれ開催した。なお、2011年度より、この講演会を、本学大学祭期間中に行う法科大学院主催の「法曹像を考える講演会」として定例行事化し、現在、2012年度の講演者を検討中である。

（4）その他（本基準に関連する取り組みや工夫）

福岡県弁護士会は、毎年、福岡県内にある4つの法科大学院に講師を派遣して法曹の仕事の実際を紹介する講演会などを開催している。本学法科大学院に関連するものとしては、2009年5月13日に「若手弁護士による出張講座」（第1部「市民の司法アクセスの保障に向けた挑戦」、第2部「法科大学院での過ごし方」）が開催された（23名）。この講座は定例化しており、2010年5月12日（11名）、2011年4月7日（3名）、2012年7月4日（3名）が開催されている。また、2011年5月20日には、「法律事務所見学会」と「法科大学院交流会」が開催された（10名）、2012年5月28日および6月1日にも同じ企画が実施されている（6名）。これらは、本学法科大学院独自の取り組みではないが、「養成する人材」①④に関わるものとして、本学法科大学院も積極的に受け入れ、学生に情報提供をしてきている。

2. 点検・評価

本学法科大学院が養成しようとする法曹像は法科大学院の運営・活動の指針として備えるべき明確性を備えている。また「養成する人材」の改訂や、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」の作成作業などの形で、自らの教育理念を再検討する機会を自覚的に設けており、教員や事務職員への周知もなされている。学生に対しても、学生便覧などによる説明やカリキュラムへの具体化の形で周知がなされており、講演会の企画等、学生が主体的に考察する契機も用意している。外部に対しても様々な媒体を通じて情報提供を尽くしている。

以上のとおり、養成する法曹像は明確に示されており、それを周知させる取り組みも十分になされている。ただし、非常勤教員への周知については改善する余地が残っており、また、講演会以外の法曹像について考える機会を提供するという点では改善の余地がある。

3. 自己評価

B

4. 改善計画

毎年1回、法科大学院教授会において教育の理念を再確認する際に、現在掲げている法曹像自体の妥当性も含めて、教育の成果や修了生の進路に照らして検討を行なうとともに、教育の理念を学生と非常勤教員に周知させるためのいっそうの工夫を行なう。例えば、毎年非常勤教員にシラバス執筆を依頼する際に入学案内（パンフレット）をあわせて送付して、本学法科大学院の教育の理念等について情報提供することが考えられる。

1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1. 現状

(1) 本学法科大学院の特徴

本学法科大学院は、養成する法曹像として、「専門知識や技能において第一級の優秀な法曹」、「豊かな人間性と寛容さ並びに博愛と奉仕の精神」を有する法曹を掲げている(1-1参照)。

この法曹像に対応して、本学法科大学院は、少人数教育の良さを生かしたきめ細かいケアを行なうこと、国際的な法律問題に強い法律家の養成を重視すること、法曹の卵として人間性・専門的能力を人々のために生かそうとする責任感や奉仕の精神について考える機会を提供することを特徴としている。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 少人数教育の良さを生かしたきめ細かいケア

まず、アドバイザー制度があるが、これについては、7-7分野の記述を参照されたい。アドバイザー制度の目的と概要については、学生便覧に簡単な記述がある⁵。また、教員間においては、法科大学院教授会における確認文書の形で相互に確認している⁶。

次に、建物の構造上学生達の自習スペース(図書室兼自習室)から教員の研究室がアクセスしやすいように両者の配置が工夫されていることを生かして、教員はできるだけ常時学生の質問や相談に対応するようにしている。週1回特定の曜限を学生のための質問に開放するという意味でのオフィスアワー制度については、時間割が過密化していることや教員研究室へのアクセスのしやすさという先に述べた特徴に照らして、導入によりかえって学生が質問できる時間帯が減るのではないかと考え、導入に至っていない⁷。

第3に、「拡大オフィスアワー」がある。これは、カリキュラム上の授業科目とは別に、週1回専任教員が学生の希望を考慮しつつ、その創意工夫によりさまざまな内容の教育プログラムを提供するというものである⁸。各年度において各教員が「拡大オフィスアワー」において行なう内容については、年度始めに学生に配布される「拡大オフィスアワー集」と題するパンフレット、ネット掲示板、TKC教育支援システムなどを通じて周知される。学生が「拡大オフィ

⁵ 2012年度学生便覧 47頁参照。

⁶ 2011年3月16日法科大学院教授会資料参照。なおこの時点以降に本学法科大学院の専任となった教員はいない。

⁷ 2011年5月25日法科大学院教授会議事録参照。

⁸ 2012年度学生便覧 35頁参照。

スアワー」に参加するか否か、どのように利用するかは、完全に学生の自由意思に任されており、当然ながら、これへの参加・不参加により正規科目の成績等に影響がでることもない。

第4に、本学法科大学院は、学生がお互いに活発に議論ができる場として自主的な勉強会を重視しており、それをバックアップするために、事務室を通じて使用を申し込めば空いている教室を学生達が勉強会のために自由に使用できるようにしている。また、学生の希望に沿って、専任教員以外の弁護士が勉強会のチューターとして指導を行っている⁹。

イ 「国際的な法律問題に強い法律家の養成の重視」と「人間性・専門的能力を人々のために生かそうとする責任感や奉仕の精神」

専任教員15名中1名は国際関係法分野の専任教員である。法学部所属の教員や非常勤講師の担当科目も含めて様々な国際関係法科目を開講し、さらに外国人教員による「外国法」や「法律英語」の授業を開講している。基礎法学・隣接科目群の科目として「キリスト教倫理」を開講し、人間性や倫理に対する普遍性を有する深い洞察に触れ、法曹のバックボーンをなすべき豊かな人間性や博愛・奉仕の精神について自ら考える機会を提供している。2011年度入学生からは、「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上修得することを修了要件とした。この数年間の「国際社会と法」及び「キリスト教倫理」の受講者数は、2009年度に1名、23名、2010年度には11名、26名、2011年度は0名、27名、2012年度は11名、13（後期科目のため履修見込み数）名である。

次に、法律実務基礎科目群の科目「法の理論と実務」の授業の中で、本学のカウンセラーや家庭裁判所調査官をゲストスピーカーとして招き、人の心の痛みに対してどのようにそれを受け止めればよいのか、悩みを持っている人とのコミュニケーションの取り方、家事事件や少年事件に見られる人の悩みの多様さや問題解決のむずかしさ等について認識を深め、法曹に求められる豊かな人間性を追求する機会を提供している。これについては、毎回、学生に感想を書かせてその反応や成果について検証している。

第3に、毎年1回は法曹関係者による講演会を開催し、国際的な法律問題を担う法律家、責任感と奉仕の精神をもつ法律家というものについて、学生が具体的に考える機会を提供している（1－1参照）。福岡県弁護士会による法科大学院生向けの出張講座についても機会を提供している（1－1参照）。

なお、2011年1月に福岡県手話通訳士会から、本学法科大学院における模擬裁判の授業において手話通訳士が参加し、通訳練習をすることができないかという申し出があり、これを受けて、2011年度より前期開講の「刑事模擬裁判」

⁹ 2012年度学生便覧 36頁参照。

及び「民事模擬裁判」の授業に手話通訳士の方々が参加することとなった¹⁰。この試みは2012年度も続けられているが、本学法科大学院の社会貢献の一つであるとともに、学生に裁判の社会性を自覚してもらうという意義もあり、今後も継続したいと考えている。

(3) 取り組みの効果の検証

授業科目受講者数の調査を通じた検証の他には、新入生に対するアンケート調査や修了生に対するアンケート調査（1－6参照）を通じて、学生の受け止め方を検証している。「拡大オフィスアワー」のあり方に関しては、毎年1回、法科大学院教授会において各教員による実践について報告をするとともに検証を行なっている¹¹。「法の理論と実務」におけるゲストスピーカーについては、毎回、学生に感想を書かせてその反応や成果について検証している。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他、本評価基準に関連する取り組みや工夫

特になし。

2. 点検・評価

本学法科大学院が追求しようとしている特徴点は明確であり、適切であると思われる。特徴を追求する取り組みのうち、特に国際的な法律問題の重視、責任感や奉仕の精神という点については、カリキュラムに具体的な形として現われているなど、取り組みの内容も適切である。司法試験選択科目において国際関係法科目を選択する者が少ないため、国際関係法科目を受講する学生数があまり多くないという状況についても、2011年度入学生から「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上修得することを修了要件としたことにより改善された。少人数教育に関しては、さまざまな角度から学生と教員とが顔をあわせる機会を設けようとしている点で、評価できると思われる。ただし、その効果は学生側の判断にも左右されるところがあり、特に、2011年度から導入した新しいアドバイザー制度が有効に機能しているか、検証する必要がある。

3. 自己評定

B

¹⁰ その趣旨については2011年2月23日の法科大学院教授会にて報告。

¹¹ 2010年1月20日、2011年3月16日、2012年9月6日法科大学院教授会議事録参照。

4. 改善計画

国際関係法科目の受講者数を増やすとともに、授業以外に国際問題や法律家としての責任感を考える機会をより多く設ける工夫をする。少人数教育に関して、学生の実感に即した効果の検証をするように工夫する。

1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等(入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。)を不断に検証し、検証結果等をふまえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動(学校教育法第109条第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動(FD活動)に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1. 現状

(1) 組織・体制の整備

自己改革に関わる組織としては次のようなものがある。

ア 大学院法務研究科点検評価委員会(以下「法科大学院点検評価委員会」という。)

法科大学院点検評価委員会は、西南学院大学の自己点検評価活動に関する組織の一部として以前から存在していた。2011年3月24日に改正された「西南学院大学点検評価規程」及び2011年5月25日に制定された「西南学院大学大学院法務研究科自己点検・評価規程」(以下後者を「点検・評価規程」という。)に基づき¹²、2011年度から法科大学院点検評価委員会の位置づけがより明確になった。

法科大学院点検評価委員会は法務研究科長(以下「法科大学院長」という。)、法務研究科教務主任(以下、「教務主任」という。)、法務研究科専攻主任(以下、「専攻主任」という。)、法務研究科委員会(以下、「法科大学院教授会」という。)により選出された専任教員及び法科大学院事務室役職者から構成される。従来、法科大学院点検評価委員会は、本学法科大学院が専門職大学院としての認証評価を受ける際の点検評価報告書の作成、本学全体が大学としての

¹² 前者は2011年3月16日の法科大学院教授会にて承認され、後者は2011年5月25日の法科大学院教授会にて承認された。

認証評価を受ける際の点検評価報告書の作成，そして，本学が自主的に行なう全学点検評価活動の一環としての法科大学院部門の自己点検・評価報告書(案)作成を担当してきた。「点検・評価規程」により，新たに，専門職大学院としての認証評価を受ける前年，及び，専門職大学院としての認証評価を受けた翌々年に，自主的に点検評価報告書を作成すること，作成された種々の点検評価報告書は法科大学院長に提出され，これをもとに法科大学院長が法科大学院教授会に指示をすることなどが定められ，総じて，点検評価報告書の内容が本学法科大学院の自己改革のために活用される道筋が明らかとなった。

イ 大学院法務研究科外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）

アの「点検・評価規程」制定とあわせて，2011年5月25日に「西南学院大学大学院法務研究科外部評価委員会規程」（以下「外部評価委員会規程」という。）が制定され¹³，外部評価委員会が設置された。外部評価委員会は，外部からの委員3名以上から構成され，法科大学院が作成した自己点検評価報告書の書面調査その他を行う。

ウ 大学院法務研究科将来計画検討委員会（以下「将来計画検討委員会」という。）

2008年6月25日の法科大学院教授会において設置が決定された組織であり，2010年12月15日には「西南学院大学大学院法務研究科将来計画検討委員会規程」が制定された¹⁴。この委員会は，入学者選抜の仕組み，入学定員，教員人事と定数，カリキュラム等教学上の問題その他，本学法科大学院にとって解決を求められる重要な課題について，執行部（法科大学院長，教務主任，専攻主任）の他に数名の専任教員を加えて改善策などを検討するために設けられた。将来計画検討委員会により作成された改善提案は法科大学院長により法科大学院教授会に議題として提出される。

エ 法科大学院教授会

法科大学院教授会は自己改革のみを目的とした組織ではない。しかし，将来計画検討委員会における議論によって得られた自己改革のための改善策はもちろん，点検評価のあり方について法科大学院点検評価委員会における議論を通じて得られた改善策は，最終的には法科大学院教授会における専任教員全員の議論によって，その採否が決められる。

¹³ 2011年5月25日の法科大学院教授会にて承認された。

¹⁴ 同日の法科大学院教授会において承認された。

オ 法学部・法科大学院連携委員会

法学部・法科大学院連携委員会は、法科大学院への志願者が減少し定員確保が困難になった現状と司法試験において法学未修者の合格率が低迷している状況に直面し、法学部と法科大学院の連携による改善の可能性を模索するために¹⁵作られた。法学部、法科大学院各3名の委員からなる組織である。例えば、法学部の授業科目の中に法学部と法科大学院の教員が連携して実施する法科大学院等への進学・司法試験合格を意識した講義科目を作り、特に既修者コースに合格する実力をつけさせると同時に、法学部生に本学法科大学院への親近感を持って貰って進路の参考にしてもらう¹⁶といった、連携による状況改善策を策定し法学部長、法科大学院長に提示することを予定している。

カ ロー・スクール協議会

福岡県下の4つの法科大学院は、開設準備段階から福岡県弁護士会と密接な協力体制を築いてきた。現在もほぼ3ヶ月に1度、弁護士会館内で「ロー・スクール協議会」が開催されている。この協議会は、連携科目（5-1-1-（1）参照）の実施など主として教務面についての協議を行う場であり、弁護士会と法科大学院の間及び法科大学院相互間で継続的かつ率直に情報や意見の交換が行われている。また、協議会の内容については、そのつど法科大学院教授会に報告されている。

この「ロー・スクール協議会」は、間接的なものではあるが、学外において本学法科大学院が自己改革のための情報収集を行い改革のチェックをする場となりうる。

（2）組織・体制の活動状況

ア 法科大学院点検評価委員会

本学法科大学院が2007年度に貴財団による認証評価を受けた際に評価報告書を作成した後の法科大学院点検評価委員会の活動としては、まず、2010年度に本学（全学）が大学基準協会による認証評価を受けた際に、同協会に提出する評価報告書の法科大学院に関する部分を作成したことがあげられる。2010年度から2011年度にかけては、（1）アにおいてふれた法科大学院点検評価委員会の役割の明確化と外部評価委員会の設置に向けた議論を行ない、関連する規程について法科大学院教授会に提案をした。さらに、2011年度には、外部評価委員の人選、外部評価に向けた自己点検評価報告書の作成作業に携わるとともに、2012年度に本学法科大学院が貴財団の認証評価を受けるための準備作業の中心ともなった。詳しくは開催通知と議事録を参照されたい。

¹⁵ もちろん法学部側にとっても連携による法学部の改善という狙いもある。

¹⁶ ただし、本学法科大学院に本学法学部の学生を抱え込むことを意図しているわけではない。第2分野において詳述するように、本学法科大学院入試では、出身大学による選別は一切行われていない。

イ 外部評価委員会

法科大学院点検評価委員会の推薦を参考に、2011年9月28日の法科大学院教授会において3名の外部評価委員が決定され、委嘱された。11月11日に第1回委員会が開催され、以後2回の委員会（学生インタビュー、授業参観等を含む）を経て2012年2月17日に第4回委員会として外部評価報告会が行われた。その内容は「2012（平成24）年度西南学院大学法科大学院外部評価報告書」にまとめられている。

ウ 将来計画検討委員会

将来計画検討委員会は、設置以来、入学者選抜の仕組み、入学定員、教員人事と定数、カリキュラム、法曹養成のために必要かつ効果的な教育体制のあり方、成績評価の方法（GPAを用いた進級・修了要件の導入）、アドバイザー制度のあり方など、多方面にわたる改革・改善のための議論と提案を行ってきた。詳しくは開催通知と議事録を参照されたい。

エ 法科大学院教授会

将来計画検討委員会及び法科大学院点検評価委員会の提案を受けて、多くの改革・改善のための方策を決定してきた。詳しくは開催通知と議事録を参照されたい。なお、修了生の進路把握については、修了生向けアンケートの送付等やアドバイザー教員（1-2参照）であった教員が直接問い合わせるなどの形で把握につとめ、法科大学院教授会での懇談を経て、把握できた限りでのデータベースを作成している。

オ 法学部・法科大学院連携委員会

2010年度辺りからその必要性が法科大学院教授会の議論に登り、2011年度夏から冬にかけて、法科大学院長と法学部長間、あるいは両執行部間での交渉を経て、2012年3月16日に法学部と法科大学院の全教員による合同懇談会を実現した。そこでの議論をふまえて、両執行部間で細目を検討したうえで、6月の法科大学院教授会で委員を選出した。7月24日に第1回の委員会が行われ、現在、来年度から実施できる方策を答申することをめざして精力的に活動を行っている。

（3）組織・体制の機能状況

従来の法科大学院点検評価委員会は、法令上受けることを義務づけられた認証評価の際の点検評価報告書作成が主要な任務であった。新しい点検・評価委員会規程と外部評価委員会規程の制定において、法科大学院点検評価委員会は点検評価の仕組みを自主的に改革する推進役となった。2011年度以降、認証評

価とは別の機会に自主的に点検評価活動を行なうことになったので、外部評価委員会とあわせて、入学者選抜，教育体制，修了認定，修了者の進路等広い範囲で本学法科大学院の法曹養成教育を「Check」する役割が期待される。

将来計画検討委員会が多方面にわたる改革・改善の提案を行なってきたことは、(2)において述べたとおりである。将来計画検討委員会の設置前は、執行部3名が改革・改善のための提案を一手に引き受けていたため、執行部の負担が重く、また、機動的に改革・改善の提案をすることができなかった。将来計画検討委員会設置により、より広い範囲で改革・改善のための智慧を出し合うことが可能になり、本学法科大学院における「Plan」の能力が強化された。

法科大学院教授会は、法科大学院点検評価委員会と将来計画検討委員会の提案をそのまま承認することなく、実質的に内容のある議論を行ない、提案を修正することもしばしばである。これによって、両委員会の問題意識は専任教員全員の共有するところとなったと言える。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他（本評価基準に関連する取り組みや工夫）

特になし。

2. 点検・評価

特に外部評価委員会の新設と法科大学院点検評価委員会の充実によるCheck機能の充実により、将来計画検討委員会を通じての提案，それを受けての法科大学院教授会における決定と実施，法科大学院点検評価委員会・外部評価委員会による点検，その報告をふまえての新たな企画活動というPlan-Do-Check-Actionのプロセスが制度的には完成したといえる。これらの組織の効果的な運用により、充実した成果がもたらされることが期待される。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

法科大学院点検評価委員会及び外部評価委員会の活動が順調に行われるように配慮する必要がある。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1. 現状

(1) 教授会の権限

本学法科大学院は、法学部と別組織であるのみならず、既成の大学院からも独立した組織であり、法科大学院教授会を中心とした主体的かつ自立的な意思決定にもとづいて運営されている。大学全体の意思決定過程や会議体の中では、法科大学院は一つの学部に対応する取り扱いがなされており、大学院委員会に属さないという点では他の研究科よりも独立性が強い。学則も独自のものを持っている。法科大学院長は、学部長と同格の部長会議構成員とされている¹⁷。

法科大学院教授会は学部教授会と同様に、カリキュラムをはじめとする教育内容の決定、採用・昇任人事、役職者や各種委員の選出、学生の入学、修了、学籍等、広く様々な案件について自律的に決定することができる¹⁸。

(2) 理事会等との関係

採用・昇任人事や学則・規程の改正を伴うもの等については理事会の承認手続きを経る必要があるが(「学校法人西南学院寄附行為」第26条)、法科大学院教授会の決定が尊重されており、これまでその段階で否決されたことはない。

(3) 他学部との関係

学則・規程の改正を伴うもの等については他学部学部長などにより構成される部長会議、さらには全学専任教員から構成される連合教授会の承認手続きを経る必要があるが(「西南学院大学規程」第39条、第50条第1項)、法科大学院教授会の決定が尊重されており、これまでその段階で否決されたことはない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

¹⁷ 「西南学院大学規程」第47条第1項、第61条の2、「西南学院大学大学院法務研究科学則」参照。

¹⁸ 「西南学院大学大学院法務研究科委員会規程」第6条参照。

2. 点検・評価

法科大学院の管理運営における自主性・独立性については、ルール上それが尊重され保障されることになっているのみならず、実際にもそれが維持されており、特に問題はない。

3. 自己評定

適合

4. 改善計画

特に改善の方策は計画していない。

1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1. 現状

(1) 公開されている情報の内容

2012年9月の時点で公開されている情報は以下のとおりである。

①養成しようとする法曹像に関しては、「教育の理念」，「養成する人材」及び「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」(1-1参照)。②入学者選抜に関するものとしては，入学者選考の基本方針，募集人員，出願資格，出願期間，試験日時，入学者選考の方法(配点，入学最低基準点の有無を含む)，入学説明会スケジュール，過去の入試結果(志願者数，受験者数，合格者数[男女別，法学部・他学部・社会人の区別]，出身大学，入学者数，適性試験の平均点・最低点，過去の入学試験問題と出題趣旨)。③教育内容に関するものとしては，カリキュラム(4つの科目群についての説明，開講科目表，入学から司法試験受験までの流れ<各年次の大まかな到達目標>)，シラバス(講義要綱)，進級要件と進級率，修了要件と修了率)。④教員に関するものとしては，専任教員の担当科目と教育研究業績，非常勤講師の担当科目，教員組織(女性教員の占める割合を含む)，専任教員年齢構成，外国人教員比率。⑤成績評価・修了者の進路に関するものとしては，各科目に成績評価基準(シラバスに記載)，修了者数，司法試験合格状況，修了生の進路。⑥学生の学習環境に関するものとしては，施設と設備環境，奨学金制度，収容定員，在籍学生数。⑦組織と自己改革に関するものとして，西南学院大学大学院法務研究科学則，2007年度の貴財団による認証評価の結果(評価報告書を含む。)及びその際本学法科大学院が提出した自己点検・評価報告書。

(2) 公開の方法

上記の情報は，主として本学法科大学院HP¹⁹，入学案内，入学試験要項等の媒体を通じて学外に公開を行っている。また，西南学院大学HPのなかの教育研究基本情報の項目において公開しているものも多い²⁰。

その他マスコミや受験生等から情報開示の要求があったものについては，個人情報保護等の情報管理の観点に鑑み，差し障りのないものについては，情報公開を行なっている。公開の是非について判断がつかねるものについては，本学法科大学院執行部や法科大学院教授会での協議のうえ，対応している。

¹⁹ <http://www.seinan-gu.ac.jp/es-law/index.html> 参照。

²⁰ http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public_information/seinan_basic/参照。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

法科大学院事務室宛のメールアドレス、電話番号を公開しており、それぞれ問い合わせがあった場合は、迅速かつ丁寧に対応している。ただし、必ずしも画一的な回答方法が好ましいとは思われないので、回答方法についてHP等には明示されていない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2. 点検・評価

教育活動等に関する事項の多くについて誰もがアクセスできる方法で公開されており、また、質問やコメントを受け付ける窓口体制も整備されている。

3. 自己評価

B

4. 改善計画

具体的な改善計画はないが、修了生の進路、就職状況については、把握に苦心しており、有効な方法を模索している。

1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1. 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

学生便覧、入学案内、HP等に掲載した学生に約束した教育活動等の重要事項は、以下のとおり。①カリキュラム編成(第5分野参照)、②入学定員35名に対して専任教員15名による少人数教育、③授業料と奨学金、④充実した学習環境(第7分野参照)、⑤授業の質の向上(第4分野など参照)、⑥拡大オフィスアワー(1-2参照)、⑦アドバイザー制度(7-7参照)など。

(2) 約束の履行状況

いずれも基本的に履行されている。①に関して、2010年度入学生から実施したカリキュラム改訂については、2009年9月に実施した入学試験の時点では入学案内に掲載することができなかつたため、「2010年度カリキュラム改訂予定」と記載した。2011年度入学生から「キリスト教倫理」又は「国際社会と法」のいずれかの単位を修得することを修了要件としたが、約束履行の観点から、2010年度以前の入学生には適用していない。

開講科目については、2010年度に「外国法Ⅰ」、「法律英語」、「国際商事仲裁」、「国際組織法」の4科目が、2011年度には「外国法Ⅱ」、「国際商事仲裁」、「国際組織法」の3科目が、2012年度には「国際商事仲裁」、「特別刑法」が開講となっていない。主として担当教員が確保できなかったことによるが、「法律英語」は2011年度以降は開講、「国際組織法」についても2012年度には開講し、2012年度不開講の「特別刑法」も2013年度には開講される予定である。「外国法Ⅰ」と「外国法Ⅱ」は、2010年度入学生からカリキュラム上「外国法」に一本化し、2011年度は外国法(EU法)の1科目であったが、2012年度は外国法(1)(EU法)に加えて、外国法(2)(中国法)を復活させた。「国際商事仲裁」は、担当していた両属教員が退職したことを契機に、2010年度入学生から学則に掲載される科目から外し、2011年度以降の入学案内等の科目表には掲載していない。

②に関して、前回の認証評価以降、定年などのために入学案内に掲載されていた専任教員が翌年の入学時には在籍していなかったという例がこれまで3件あった。これについては、現在では入学案内の教員紹介ページに「20〇〇年〇月〇〇日現在」という表示をしている。

③に関して、2009年度入学生から西南学院大学大学院法務研究科成績優秀者奨学金が拡充されたが、2008年9月実施の入学試験の時点では拡充について受験生に知らせることができなかった。しかし、合格者及び2009年2月実施の入学試験受験者には告知できている。この奨学金については2010年度入学生以降選考基準にGPAによる枠を設けているが、約束履行の観点から前年度入学生には適用していない。

④⑤については、特に問題はない。⑥に関して、前回認証評価の際の指摘を受けて、学生便覧にこの制度の趣旨を明記するとともに、毎年、学生に『拡大オフィスアワー集』というパンフレットを配布してその内容の周知をはかり、さらに、法科大学院教授会において各教員の拡大オフィスアワーの内容について検討する機会を設けている。⑦に関しては、2011年度より、より実効的な制度とするために制度改定を行い、また、学生便覧にその趣旨を明記している。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

特になし。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

これまでに、2008年秋、2009年冬、2010年冬、そして2011年5月から6月の3度にわたり、修了生向けのアンケートを実施し、本学法科大学院の教育に関する意見を記入してもらっている。また、2011年5月には新生を対象としてアンケートを実施した。これらのアンケートの結果については、そのつど法科大学院教授会に報告し、検討をしている²¹。

2. 点検・評価

制度改革に必要とされる時間とその実施に求められる迅速性との間のズレのために、入学希望者への周知に若干の問題が生じたが、教育活動等の重要事項は誠実に履行されている。また、誠実な履行がなされるようにするための工夫もされている。

²¹ 2008年秋のアンケートについては2008年11月26日の法科大学院教授会、2010年冬のアンケートについては2011年5月25日の法科大学院教授会、2011年5月から6月のアンケートについては2011年9月28日の法科大学院教授会、2011年5月の新生アンケートについては2011年5月25日の法科大学院教授会議事録参照。

3. 自己評定
適合

4. 改善計画

修了生や在学生のアンケートを活用するなどして、約束のより誠実な履行をはかる。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 現状

(1) 学生受入方針

本学法科大学院の入学試験要項²²では、未修者試験・既修者試験に共通のものとして、法曹養成に特化した高度専門職業教育を受けるために必要な資質を備えているか否かを多面的に計る目的で、以下の5点を具体的な入試評価基準として掲げている。①推理力や分析力等の論理的思考力並びに読解力、さらには、一般的な問題解決能力、②学部段階で専門科目のみならず幅広く教養科目や語学科目等を十分履修しているか否か、③取得した資格の内容や検定試験の成績等、④社会人については、社会人としての経験が本学法科大学院における学習にどのように生かされるか、また、どのような特色あるバックグラウンドを持った法曹となることが期待できるか、⑤社会に生起する様々な問題に対して多様な観点から分析・検討を行い、説得力ある方法で論旨を展開できるか否か。

また、多様なバックグラウンドを備えた法曹を多数輩出するという司法制度改革の理念に照らして、他学部出身者や社会人を積極的に受け入れる方針を打ち出している。

²² 2012年度入学試験要項2頁、2013年度入学試験要項2頁参照。

(2) 選抜基準と選抜手続

本学法科大学院は開設当初より、未修者育成に力点を置き、既修入学者については定員を設けず、一般入試合格者の中から、法的素養の認められる者をピックアップして既修入学を許可するいわゆる内部振り分け方式をとっていた。しかし、既修合格の確定時期が遅いため、優秀な既修者が他校に入学してしまうという問題が明らかとなった。そこで、入学定員を50名から35名とし、カリキュラムを改正したのとあわせて、2010年度入試より内部振り分け方式を廃止して既修者入学試験を独立させた²³。ここでは、未修者入学選抜の基準と手続について説明する。既修者入学選抜の基準と手続については、2-2において説明する。

未修入学者選抜の方法としては、従来より、適性試験(1~3部のみ)、自己推薦書等、本学独自実施の小論文試験、以上3つの成績を総合評価する法学未修者入学試験を9月に実施していた(「9月試験」)。2012年度入試には、「9月試験」に加えて、第4部(表現力)を含む適性試験全科目と自己推薦書等の評価による法学未修者入学試験(「10月試験」)を設けた²⁴。その理由は、以下のとおりである。

すなわち、従来の未修者入試「9月試験」においては、試験科目中の適性試験の配点比率を低く設定していた(250点中50点)。本学法科大学院入学者の適性試験と入学後の成績・司法試験成績との相関性調査の結果、入学後の成績上位層での適性得点との相関性の低さが確認されたことに鑑み、従来の未修者入学試験9月試験を、奨学金給付対象者の選抜を含む原則的入試制度として維持することとした。他方で、実施機関の調査等により確認されている、法科大学院教育を受けるための基本能力の測定手段としての適性試験の有効性と、第4部までを一体のものとして制度設計されている適性試験全体の有効利用の趣旨に鑑み、奨学金対象者の選抜を含まない補助的入試制度として、適性試験の第4部を含む適性試験全体の得点の比重を大きくし(500点中400点)、自己推薦書等と併せて評価する新試験を10月に実施することにした。

また、2012年度入試においては、ここ数年における受験者数と合格者数の減少傾向に対処するために、上記の未修者「9月試験」と同じ内容の未修者入試を2月にも実施した。ただし、2月の未修者入学試験合格者は奨学金の対象者としなかった。

さらに2013年度入試においては、近隣諸大学との関係から入試日程を再検討した結果、「9月試験」と「10月試験」の実施時期を早めて、それぞれ

²³ 入試制度について、2008年12月18日の将来計画検討委員会をへて、2009年1月7日の法科大学院教授会議事録参照。

²⁴ 2011年4月13日の法科大学院教授会議事録参照。

を「8月試験」及び「適性第4部利用試験」として実施している²⁵。また、2月にも未修者入試を行なう予定である（「2月試験」）。

以下、順に説明する。

[1] 法学未修者入学試験（2012年度入試においては「9月試験」、2013年度入試においては「8月試験」）

本試験は、①統一適性試験（1～3部）の成績：配点50点、②学業成績及び志望理由・自己推薦書の内容（以下「自己推薦書等」という。）：配点100点、③小論文試験：配点100点、の3点を評価対象とし、合計250点満点で評価を行う。

①適性試験（1～3部）

言うまでもなく、上記「学生受入方針」①に対応するものである。2009年4月17日に中央教育審議会から、総受験者の下位から15%程度の人数を目安に入学最低基準点を設置すべきとの意見が出され、文部科学省がその方針を採用しているので、本学法科大学院もそれに応じて入学最低基準点の設定を行っている。

②自己推薦書等

評価ポイント②、③、④、⑤に対応するものである。英検等の特殊な資格・能力の保持者を高く評価するのはもちろんだが、自己推薦書の字数の上限を高く、かつ幅広い許容範囲を設定してある（2000字～6000字）のは「多様なバックグラウンドを持つ」人材に十分な自己アピールの機会を与えると同時に、主張の内容に即して適正な量の文章を設定できるかという、単純な知識を越えた社会的判断力を見るねらいである。

なお、前回の認証評価では資格等の評価で、旧司法試験の択一試験の成績を評価対象にしている点につき、未修者の入学者選抜において法的知識を評価しているのではないかとの疑義が出されたが、この点も、2008年度からは同資料は既修者認定試験の資料としてのみ用い、一般入試の評価対象からはずす制度改正を行った。

③小論文

評価ポイント⑤に対応するものである。2時間という長時間を設定したのは、なるべく多くの、かつ立場を異にする資料を偏見なく読み取り、自己の立場を構成する能力（法曹にとっては最も重要な能力の一つといえるだろう）を見、かつ司法試験の長い資料を用いた長時間の論述試験に耐えうる素質を見ることを意図したものである。なお、2009年度入試までは、小論文試験は3時間とされ、問題文・資料の量も多かった。2010年度入試から未修者・既修者入試を別だてにする際に、未修者入試のあり方についても再検討を行った。その結果、従来3時間の入試が受験生に過度の負担になっていた

²⁵ 2011年12月7日の将来計画検討委員会を経て、同年12月21日の法科大学院教授会、議事録参照。

るのではないかと考え、2010年度入試から2時間とし、問題文・資料の量をそれまでよりも少なくしている。

[2] 法学未修者入学試験（2012年度入試においては「10月試験」、2013年度入試においては「適性第4部利用試験」）

本学法科大学院独自の小論文を課さず、「第4部 表現力を測る問題」を含む統一適性試験の総合成績と自己推薦書等の評価を以て合格判定を行う試験として、2012年度入試より導入した。本試験の導入にあたって、その可否につき議論がなされたが、専攻主任が適性試験管理委員会事務局を訪問して第4部を含む適性試験全体の制度設計について聴取し、本学法科大学院の新設構想の概要を説明して、適性試験実施側の意見も聴取した結果、①もともと統一適性試験自体が、1～4部全体を以て法科大学院教育を受ける適性を測りうるものとして設計されている、②第4部の過去問題及び採点基準を検討した結果、長時間をかけての問題処理能力を測る本学法科大学院小論文試験に対し、短時間での処理能力という異なった観点からの能力を測るものとして、本学法科大学院小論文の得点の下位層を合格させるよりも第4部での高得点者を合格させる方が合理的と考えられる点などを考慮して採用に踏み切った。本試験の選抜基準は、適性試験1～4部の各部100点ずつの計400点と、自己推薦書等100点を合わせた500点満点である。なお、こちらの試験についても、適性試験1～3部の合計点について、総受験者の下位から15%程度の人数を目安に入学最低基準点の設定を行っている。

[3] 法学未修者入学試験（2012年度入試から2月に実施、2013年度入試においては「2月試験」）この試験の内容は、[1]と同じである。

（3）学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

[1] 媒体

上記の学生受入方針、選抜基準及び選抜手続については、各年度の入学試験要項（毎年6月から配布）、入学案内（パンフレット：毎年5月後半から配布）、及びウェブサイト（入学試験要項及び入学案内配布と同時にアップ）において公開している。前二者は、法科大学院事務室に常置するだけでなく、後記説明会において配布を行っている。なお、2012年度に実施した2月の未修者試験については、2011年6月段階では実施未定であったため、入学試験要項と入学案内には明示的には記載せず、入学試験要項に「追加募集を実施する場合があります」と記載するにとどめた²⁶。法科大学院教授会において

²⁶ 2012年度入学試験要項4頁参照。

実施決定がされた²⁷後、ただちにウェブサイトに掲載し、公表した。

[2] 説明会

2012年度入試の説明会は、6日程、のべ7会場で行った。2013年度入試の説明会は、これまで6日程、のべ9会場で行なっている。説明会について工夫したのは、可能な限り事務職員と教員とを同時配置することである。奨学金等の学生生活上の問題と教育に関する問題の双方の相談に誠実に応えるためである。また、社会人が受験しやすくし、かつ法曹の首都圏集中を緩和するという上記目的から、福岡以外での入試説明会も積極的に行っている。

説明会とは別に、法科大学院志望者に本学法科大学院における教育のありようを実際にみて確認してもらうために、毎年6月末から7月にかけての2週間、志望者による授業参観を実施している。2011年には実数4名、のべ27名が、2012年には実数8名、のべ32名が参加している。

[3] 出題趣旨の公開

2011年度入試より、試験実施直後に、小論文及び法律各科目について、出題の意図や採点方針を示す「出題の趣旨」をウェブサイトに掲載するようにした。

[4] 試験結果の公開

過去の既修者試験法律各科目の入試問題については、本学法科大学院ウェブサイトにおいて自由に閲覧可能である（資料請求のコーナー）。未修者試験小論文試験問題に関しては、著作権処理の関係で掲載を見合わせている。受験者数・合格者数・社会人比率などは、ウェブサイトに掲載している。合格者の適性試験（1～3部）平均点、最高点、最低点は、入学案内に掲載している。

(4) 選抜の実施

[1] 出題

小論文及び法律各科目の問題作成・採点は、すべての科目につき法科大学院教授会で選任された複数の出題委員により行う。小論文については、2名による作成・採点とし、2年任期で毎年1名交代のシステムを採ることで、過重負担と問題傾向の偏りを回避するとともに必要な経験の継承をはかってきた。法律科目については、憲法2名、民法3名、刑法2ないし3名、商法2名の当該科目を専門とする教員が継続的に出題・採点にあたっている。

各科目の出題委員は会合を重ねて問題案を作成し、執行部の3名と各科目

²⁷ 2011年11月30日の法科大学院教授会議事録参照。

の出題委員によって構成される入試委員会（2012年度入試までは、未修者及び既修者の「9月試験」については9月上旬、2月の既修者試験については2月上旬に行われてきた。また、2012年度入試において2月に実施した未修者入試については、既修者試験とあわせて2月上旬に行った。2013年度入試は、未修者及び既修者の「8月試験」について8月上旬に行った。）に問題案を提出し、採点ポイントの概要と「出題の趣旨」を説明する。入試委員会では実際に問題文を通読して問題点等を指摘し、必要があれば検討会を重ねる。例年、2日間の午後一杯をかけて、問題を検討・決定している。

[2] 実施

実施にあたっては、学部入試と同等の実施体制を整備した上で、身体障がい者や持病の訴え等に幅広く応えるべく努めている。過吸気症者の訴えに応じて、飲料水の持ち込み利用の許可、身体障がい者のための特別席の設定や、特別室受験・時間延長試験も実施したこともある。

[3] 採点

① 自己推薦書等の審査は、法科大学院教授会合意事項である「自己推薦書・附帯資料採点要領」に即して厳密に行っている。採点対象の性質上、どうしても画一的基準による公平の確保は限界があることから、手続的保障を心がけている。この目的で、専任教員が一室に集合し、2名1組のチームを複数作り、集中的に採点を行うシステムを採用している。たとえば、2012年度9月に行われた入試においては、9月6日の9時30分より15時30分までかけて行った。2012年度の「10月試験」と2月に行われた試験においても、そのつど複数名の専任教員による採点を行っている。一室に集まる目的は、各チーム内で評価が分かれたり、評価の難しい資格等が出た場合に、その場で全員による審議ができるためである。標準点を70点と定め、上限を90点、下限を50点とし、それを越え、または下回る評価をしようとする場合には、全員に諮ることになっている。また、各チームの採点の平均を比較し、必要があれば再検討のうえ調整することで、チーム間の格差の軽減をはかっている。また、年毎に入学最低基準点を設定している。

② 小論文・法律各科目の採点にあたっては、当然ながら、答案番号制を採用し、採点者が、受験生の氏名はもちろん、受験番号も確認できない状態で採点する。問題内容を最もよく吟味している複数名の出題委員が、そのまま採点も行う。採点者による誤差の不公平を回避するため、採点者は1週間程度をかけて、各人ですべての答案を採点した後に、その成果を持ち寄って協議のうえ、個別答案の得点を確定する。採点者間で合意に達しなかった場合は最終決定機関としての判定法科大学院教授会に持ち込まれることになるが、

現在のところ、個別成績の判定が縫れ、法科大学院教授会にまで持ち込まれたことはない。小論文については各年毎に入学最低基準点を設定し、法律科目については各科目につき6割を入学最低基準点としている。

③「10月試験」(2012年度)・「適性第4部利用試験」(2013年度)における適性試験第4部小論文については、受験者から提出された答案について、適性試験管理委員会から示された採点基準を参考にしながらも、本学法科大学院において独自に採点を行う。具体的には、「9月試験」(2012年度)・「8月試験」(2013年度)において本学法科大学院独自の小論文試験の採点を担当した専任教員複数名が、各人ですべての答案を採点した後に、その成果を持ち寄って協議のうえ、個別答案の得点を確定する。

[4] 合否判定

合否判定は、合否判定は、上記入試委員会による検討をへて、法科大学院教授会にておこなう。判定は、上記各項目の入学最低基準点の充足の有無と、合計得点による順位のみを基準になされる。出身校や、併願者の既修者試験判定での法律科目の成績等、一切の夾雑物が入り込む余地はない。特に、適性試験を含めてすべての科目に入学最低基準点を設定しており、選抜には慎重を期している。

なお、入試の実施・判定につき、特段の苦情や疑義を寄せられたことはない。

2010年度			2011年度			2012年度		
受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)
77	63	122.2	65	46	141.3	55	34	161.8

[注] 「n年度」は評価実施年度とし、過去3年分まで記入してください。なお、「n年度」のデータが自己点検・評価報告書提出の時点で未確定の場合は、おって追加提出してください。

(5) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(6) その他
特になし。

2 点検・評価

未修者入学試験のうち、本学法科大学院独自の小論文の内容については、試験時間の変更にみられるように、選考結果の検証も含めて実施状況を検討

しながら適切な内容となる努力をしてきた。また、適性第4部を利用した入試の導入は、さまざまな角度から法曹志望者の適性を評価しようとする努力の現れである。その他、学生受入方針、選抜基準、選抜手続に問題はないと思料する。適性第4部を利用した入試は今年度が導入2年目であるので、今後の推移を見守りつつ改善をはかっていく必要があるが、全体として、おおむね良好な試験体制ができており、定められた入学者選抜基準・選抜手続に従って実施されていると思料する。

3 自己評定

B

4 改善計画

選考結果の検証をさらに自覚的に行い、それをふまえて適正な選抜ができるような検討を不断に行っていく。なお、全国的に法科大学院志望者が減少している状況のもとで、東京など遠隔地における入試説明会がどこまで有効か、東京会場入試が多様性確保にとってもつ意義（2-3-1-(4)参照）に留意しつつ、検討する。

2-2 既修者認定（既修者選抜基準等の規定・公開）

（評価基準）法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

（注）

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

（1）既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

2-1-1-(2)において述べたように、2010年度入試から、内部振り分け方式を廃止して既修者入学試験を独立させた。2012年度までは各年度とも9月と2月の2回実施してきた。2013年度からは8月と2月の2回の実施となる（「8月試験」・「2月試験」）。

既修者入学試験においては、2-1-1-(1)の未修者試験と共通の受入方針に加え、「本学法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識」を要求している²⁸。

既修者試験の科目（試験時間）は、①適性試験1～3部 50点、②自己推薦書等 100点、③憲法 100点（90分）、④刑法 100点（90分）、⑤商法 100点（90分）、⑥民法 150点（120分）の600点満点である。

これらの科目配置、時間・配点設定、出題範囲設定は、既修者試験合格者が、1年次必修科目の履修を免除され、2年次入学を許されることに対応している²⁹。1年次必修科目のうち講義科目は、憲法4単位（「統治の基本構造」、

²⁸ 2012年度入学試験要項2頁、2013年度入学試験要項2頁参照。

²⁹ 2012年度入学試験要項3頁、2013年度入学試験要項3頁以下参照。

「基本的人権の基礎」各2単位)、民法14単位(「民法Ⅰ(総則・物権法)」4単位、「民法Ⅱ(債権法総論)」2単位、「民法Ⅲ(担保物権法)」2単位、「民法Ⅳ(債権法各論)」4単位、「民法Ⅴ(家族法)」2単位)、刑法6単位(「刑法Ⅰ(総論)」2単位、「刑法Ⅱ(各論)」4単位)、商法4単位(「商法Ⅰ」)であるが、上記各設定は、これらの科目に完全に対応しており、受験生の能力を審査するために必要十分な構成になっている。

なお、前回の認証評価で指摘を受けた、手形小切手法が1年次の教育内容に含まれているにもかかわらず既修者試験の対象から除外されている点が不整合であるとの指摘については、手形小切手法の科目を2年次に移すことにより解決済みである。

(2) 基準・手続の公開

上記2-1-1-(3)において述べた。

なお法律科目については、「出題の趣旨」をウェブサイトにおいて公開するのみでなく、2012年度まで「9月試験」については、11月開催の合格者説明会において、「2月試験」については入学後の特別講義や個別面接において、解説を行い、受験者・入学者の希望に応じて、個別答案を見ながらアドバイスを行っている。2013年度も同様に実施の予定である。

(3) 既修者選抜の実施

上記2-1-1-(4)において述べた。

なお、法律科目については、各科目6割以上の得点であることを合格の条件とし、厳密な審査を行っている。これまでに、既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態は生じていない。

2010年度			2011年度			2012年度		
受験者数	合格者数	競争倍率(%)	受験者数	合格者数	競争倍率(%)	受験者数	合格者数	競争倍率(%)
34	6	566.7	41	6	683.3	33	3	1,100

[注] 「法学既修者」とは、当該法科大学院において必要とされる法学の基本的な学識をすでに有すると認められ、入学し在学している者をいう。

「n年度」は評価実施年度とし、過去3年分まで記入してください。なお、「n年度」のデータが自己点検・評価報告書提出の時点で未確定の場合は、おって追加提出してください。

	2010年度		2011年度		2012年度	
	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数
学生数	33名	3名	19名	3名	17名	2名
学生数に 対する割合	100%	9.1%	100%	15.8%	100%	11.8%

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていると思料する。既修者の入学定員を10名程度としておきながら、それを大きく下回る入学者しか確保できていない点については、やむをえない事情もあるが、今後、注意深く検討する必要がある。

3 自己評定

B

4 改善計画

既修者入試における選考の結果についても、これまで以上に検証を行い、出題内容などに反映させていく。既修者入学者数のあり方について、様々な角度から検討する。

2-3 入学者の多様性の確保

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

法学を履修する課程以外の課程を履修した者。ただし、専門科目取得単位のうち法学関連の単位が1/2以上の者は除く。³⁰

(2) 実務等の経験のある者の定義

2012年度入試においては、「平成24年3月31日までに、満25歳に達し、3年以上の社会経験を有する者」。2013年度入試においては、「平成25年3月31日までに、満25歳に達し、3年以上の社会経験を有する者」³¹。

³⁰ 2012年度入学試験要項2頁，2013年度入学試験要項2頁参照。

³¹ 同上

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 2012年度	17名	8名	1名	9名
合計に対する 割合	100.0%	47.1%	5.9%	52.9%
入学者数 2011年度	19名	1名	3名	4名
合計に対する 割合	100.0%	5.3%	15.8%	21.1%
入学者数 2010年度	33名	7名	8名	15名
合計に対する 割合	100.0%	21.2%	24.2%	45.5%
3年間の入学者数	69名	16名	12名	28名
3年間の合計 に対する割合	100.0%	23.2%	17.4%	40.6%

[注] 1 「実務等経験者」とは、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。

2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいい、既修者・未修者を問わない。

3 「他学部出身者」とは、法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。

4 「n年度」は評価実施年度とし、過去3年分まで記入してください。なお、「n年度」のデータが本報告書提出の時点で未確定の場合は、追加提出してください。

(4) 多様性を確保する取り組み

選抜試験の実施手続において本学法科大学院が特に工夫してきた点は、特に在職社会人が受験しやすくする点である。すなわち、①2012年度入試までは、「9月試験」の日程を9月23日（祝日）またはその前後の土日に設定する、また②台風シーズンの折から、予備日を入学試験要項配布段階から事前告知する、③本学法科大学院での入試のみでなく、東京会場も設置する、等の方策を採った。いずれも、会社員などが休暇を取りやすく、かつ1日の休暇（未修入学希望の場合）だけで受験できるように配慮した結果である。更に東京会場を設置したのは、福岡近郊出身の東京の大学生に地方への回帰を促し、法曹の首都一極集中という問題を緩和する社会的意義も考慮している。2012年度入試からは、未修者選抜につき、適性試験と自己推薦書等のみ

による10月試験を設定したことで、社会人は一層受験しやすくなっている。もっとも、東京会場における受験者数は年々減少している。東京会場設置の意義について、東京における入試説明会の必要性も視野に入れて、慎重に検討すべきである。

「多様な人材」の確保の点では、「法学未修者入学試験」において自己推薦書の比重を高くし、採点にあたっては、法曹と直接関係のなさそうな資格であっても、自己のめざす法曹像との関連でその資格の有意義さを十分にアピールしていれば考慮の対象とするようにしている。

(5) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(6) その他
特になし。

2 点検・評価

入学定員の3割確保という当初の目的は、まずまず実現されてきた。開設当初より漸次減少を続け、2008年度は27.5%と、初めて3割を割ることになったが、2009年度には再び30%を回復、2010年度には45.5%に達した。2011年度は21.1%と3割を割り込んでいるが、2012年度は52.9%を確保しており、許容される数値のぶれの範囲内と言ってよいと思われる。

3 自己評定 B

4 改善計画

これまでは、おおむね30%枠を上回ってきた。2013年度入試から従来の「9月試験」が「8月試験」となったことの影響が現れるか、2年目を迎える「適性第4部利用試験」が社会人にどの程度利用されるかに注意する。東京会場設置の意義について、様々な角度から検討する。社会人入学に特別の優遇枠を設けることには、学生の質の確保の観点から、現在のところ消極的である。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）①専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。

②法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

③5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

④専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

2012年における本学法科大学院の学生の収容定員は105名であり、専任教員総数は15名である。したがって、単純計算して、学生7名に対して専任教員1名という割合になる。

専任教員の適格性については、採用時には、人事委員会・審査委員会において候補者を選定・審査する段階において、専門職大学院設置基準第5条及び文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第2条に定める要件を満たし、本学の法科大学院教育を担うにふさわしい人材であることを基準として人事を進めてきた。また、実務家教員については、教育者としての資質や意欲あるいは教育経験の有無について面接等を通じて把握に努めてきた。

自己点検時の検証に関しては、従来は貴財団による認証評価に委ねていたが、2011年度から新たな自己点検評価の仕組みが立ち上げられることに伴い（1-3参照）、自主的な自己点検評価報告書の作成が行われることになった。この自己点検評価報告書作成に際して、現に在籍する教員の適格性についても検証がなされている。

（2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

本学法科大学院における法律基本科目各分野ごとの専任教員は以下のとおりである。（入学定員は35名）

必要教員数は、各分野につき1人

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	1名	1名	3名	1名	1名	1名	1名

ア 憲法

該当科目：①「統治の基本構造」、②「基本的人権の基礎」、③「憲法訴訟論」、④「公法演習Ⅰ」、⑤「公法演習Ⅱ」

④と⑤は憲法と行政法をともに扱う科目であり、④は行政法担当研究者教員との共同授業である。⑤は行政法担当研究者教員、実務家教員との共同授業であり、理論と実務の架橋を図る科目である。

(ア) 横田 守弘教授 ①～③は単独で担当、④⑤は共同担当。

横田教授は、開設以来8年余本学法科大学院において標記科目を担当しており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。法曹養成教育における憲法の位置づけをふまえて、様々なかたちで授業に工夫を行なってきた。法科大学院において十分な教育指導経験を有する。また、同教授には、最近5年間は顕著な研究業績はないが、最近5年間より以前には、憲法における特に人権論（教育に関する人権）の分野を扱う研究業績がある。以上のことからみて、同教授には適格性があると判断できる。

(イ) 石森 久広教授 ④⑤を共同担当、イ（ア）を参照。

(ウ) 吉田 知弘教授 ⑤を共同担当。

吉田教授は、登録13年目の現役の弁護士であり、民事（一般民事・家事）・商事の訴訟実務はもとより、金融法務を中心とした企業法務（国際法務を含む）や刑事事件の訴訟実務まで、幅広い分野で実践的な法律実務を取り扱っており、法律実務全般にバランスよく精通している。とりわけ行政訴訟実務については、国の訟務に関わるいわゆる「選任弁護士」として、国の代理人としての立場から行政訴訟に数多く関わる機会と経験を備えており、公法関係の訴訟実務にも実績がある。また、同教授は、法科大学院教員としては経験2年にとどまるが、それ以前には九州大学大学院法学府准教授として、2年にわたり大学院生に金融法務等の教育を行っていた実績がある。また、福岡県弁護士会において、2007年度以来、毎年、司法修習生の指導担当弁護士に推挙され、実際にも、2008年度（第62期）、2011年度（第65期）において司法修習生を指導している実績もある。以上の諸点からみて、同教授には適格性があると判断できる。

イ 行政法

該当科目：①「法と行政活動」、②「行政救済法」、③「公法演習Ⅰ」、④「公法演習Ⅱ」

③と④は行政法と憲法をともに扱う科目であり、③は憲法担当研究者教員との共同授業、⑤は憲法担当研究者教員、実務家教員との共同授業である。

(ア) 石森 久広教授 ①②を単独で担当、③④を共同で担当。

石森教授は、開設以来①を、2008年度から②を、さらに2009年度から④、2010年度から③を担当しており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。この間、担当科目の拡大とあわせて、授業の工夫と改善に努めてきた。同教授の最近5年間の研究業績は別紙研究業績記載のとおりであり、著書の刊行など、特に財政統制を中心とした行政法さらには公法全般にかかわる顕著な研究業績がある。以上の2点からみて、同教授には適格性があると判断できる。

(イ) 横田 守弘教授 ③④を共同担当、ア(ア)を参照。

(ウ) 吉田 知弘教授 ④を共同担当、ア(ウ)を参照。

ウ 民法

該当科目：①「民法Ⅰ（総則・物権法）」、②「民法Ⅱ（債権法総論）」、③「民法Ⅲ（担保物権法）」、④「民法Ⅳ（債権法各論）」、⑤「民法Ⅴ（家族法）」、⑥「民法演習Ⅰ」、⑦「民法演習Ⅱ」、⑧「民法演習Ⅲ」、⑨「民法総合演習Ⅰ」

⑧は、研究者教員と研究業績ある実務家教員との共同授業となっており、理論と実務の架橋を図ることができる。⑨は研究者教員と実務家教員との共同授業であり、理論と実務の架橋を図る科目である。なお、①と④について、2011年度より試行的に実務家教員が補助的に授業に参加し、共同担当者となっているが、主たる担当者は研究者教員であり、講義内容の決定、出題、採点はいずれも研究者教員の責任において行っている

(ア) 多田 利隆教授 ①③⑦を単独担当（ただし2011年度以降は①に実務家教員が参加）、⑧は共同担当。なお、展開・先端科目群の「土地私法」も担当している。

多田教授は、法科大学院開設以降、今日まで連続して①③⑦⑧を担当しており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。その間、法曹養成に適合的な民法教育をめざして、積極的に学内外の情報を集め、学生のニーズに配慮して、工夫と改良を積み重ね、良質の授業を行ってきた。また、同教授は最近5年間以前にすでに多数の著書及び論文等の研究業績があるが、近年では、2009年以降、専門の物権変動論を中心に、法科大学院における民法教育に関するものを含む6本の論文（うち3本は連載物）を公刊している。以上のことからみて、同教授には適格性があると判断できる。

(イ) 和田 安夫教授 ②④⑥を単独で担当（ただし2011年度以降は④に実務家教員が参加）、⑨を共同で担当。

和田教授は、2007年に本学法科大学院に着任して以降、②④⑥⑨の諸科目を担当してきており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。この間、学生の動向に注意しながら、判例を重視するなどのかたちで、授業の質の改善に努めてきた。また、同教授には、最近5年間は顕著な研究業績はないが、最近5年間より以前には契約法の分野を扱う研究業績がある。以上のことからみて、同教授には適格性があると判断できる。

(ウ) 坂梨 喬教授 ⑤を単独で担当、⑧を共同で担当。

坂梨教授は、2007年に本学法科大学院に着任して以降、⑤⑧の各科目を担当してきており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。この間、授業内外における学生との意見交換をふまえて、授業内容の質の改善に努めてきた。また、同教授は、長年にわたり裁判官として活躍し、定年を迎えたあと本学法科大学院に着任しており、実務家としての実績も十分である。さらに、同教授は、この5年間に、2011年刊行の家族法に関する著書にみられるように、顕著な研究業績がある。以上のことからみて、同教授には適格性があると判断できる。

(エ) 松本 正文教授 ⑨を共同で担当、2011年度に④に参加。

松本教授は、本学法科大学院開設以来、⑨を担当してきた。ここ数年は、「法の理論と実務」という入学直後の学生を念頭においた入門的科目（法律実務基礎科目群）も担当している。これまでに、「民事訴訟実務の基礎」、「法曹倫理」、「模擬裁判」などの等の法律実務基礎科目の担当経験もあり、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。いずれの科目においても、学生に授業を通じて多くの知識や技能、法曹としての心構えなどを伝授してきた。同教授は、1992年の弁護士登録以来、今日まで20年余、弁護士として民事刑事をとわず多数に事件に関与しており、実務家教員としての経験は十分である。1998年以降、福岡県弁護士会福岡部会内司法修習委員会委員を務め、さらに数度にわたって自ら司法修習生の弁護実務修習にあたっている。司法修習生に対する指導以外にも、研修会等の講師の経験が豊富である。以上のことからみて、同教授には適格性があると判断できる。

(オ) 西郷 雅彦教授 2011年度に①に参加、(3)参照。

(カ) 一瀬 悦朗教授 2011年度に④に参加、(3)参照。

エ 商法

該当科目：①「商法Ⅰ」、②「商法演習」、③「民事法総合演習Ⅱ」

③の前半は、商法と民事訴訟法の総合を図るとともに、理論と実務の架橋を図る科目であり、研究者教員、研究業績ある実務家教員（民事訴訟法）及び実務家教員との共同担当でもある。

(ア) 沢野 直紀教授 ①②を単独で担当, ③を共同で担当。なお, 展開・先端科目群の「金融法」も担当している。

沢野教授は, 本学法科大学院開設以来8年余, ①②③を担当してきており, 法科大学院において十分な教育指導経験を有する。この間, 学生のニーズに応えながら, 質の高い授業を展開してきた。同教授の最近5年間の研究をみると, 論文等の顕著な研究業績はないが, 商法の教科書の分担執筆や商事判例の研究は継続的に発表してきた。また, 5年前以前であれば会社法の分野を中心にして論文等の研究業績を有する。以上の点からみて, 同教授は適格性を有すると判断できる。

(イ) 西 理教授 ③を共同で担当, オを参照。

(ウ) 吉田 知弘教授 ③を共同で担当, ア(ウ)を参照。

オ 民事訴訟法

該当科目: ①「民事手続法」, ②「民事手続法演習」, ③「民事法総合演習Ⅱ」

③は, 商法と民事訴訟法の総合を図るとともに, 理論と実務の架橋を図る科目であり, 研究者教員, 研究業績ある実務家教員(民事訴訟法)及び実務家教員との共同担当である。

(ア) 西 理教授 ①②を単独で担当。③を共同で担当。展開・先端科目群の「執行・保全法」を実務家教員と共同で担当している。

西教授は, 1970年に任官以来約40年間, 裁判官として民事裁判を担当し, 2009年12月に定年退官後, 2010年度に本学法科大学院に赴任した。民事系科目を担当する実務家としての経験は申し分のないものである。また, 同教授は, 裁判官時代に民事裁判関係のいくつかの論文も発表しており, さらに, 本学法科大学院に赴任して以降も民事訴訟法に関わるテーマを中心にして多数の論文を公表しており, 研究面においても顕著な業績を有するといえる。さらに同教授は, 本学法科大学院赴任後は①②③の3科目を担当しており, 熱意をもって積極的に学生に指導をしている。このほかに大学における指導の経験はないが, 裁判官時代に若手裁判官との研究会に参加し, 若手世代との対話を経験している。以上の点からみて, 同教授は適格性を有すると判断できる。

(イ) 沢野 直紀教授 ③を共同担当, エ(ア)参照。

(ウ) 吉田 知弘教授 ③を共同担当, ア(ウ)参照。

カ 刑法

該当科目: ①「刑法Ⅰ(総論)」, ②「刑法Ⅱ(各論)」, ③「刑事法演習」, ④「刑事法総合演習Ⅰ」, ⑤「刑事法総合演習Ⅱ」

④⑤は刑法と刑事訴訟法の総合を図る科目であるとともに、法理論における論点に対して実務的な観点からの接近を図る科目である。

(ア) 梅崎 進哉教授 ①②③を単独で担当、展開・先端科目群の「特別刑法」も担当。

梅崎教授は、本学法科大学院開設以来、①②③の各科目を担当してきており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。この間、法曹養成教育の目標に即した刑法の授業のあり方を探りながら、授業の質の向上と改善に努めてきた。同教授は、最近の5年間に2本の論文を公表しており、それより以前に単著の学術書及び共著の体系書を公刊しており、研究業績も十分であるといえる。以上の点からみて、同教授は適格性を有すると判断できる。

(イ) 小野寺 雅之教授 ④⑤を単独で担当。

小野寺教授は、検事として東京地方検察庁・福岡高等検察庁等に17年間勤務して多数の刑事事件の捜査・公判を担当した経験があり、実務家教員としての実務経験は十分である。検事任官中に、法務省から法科大学院への派遣検事として、本学法科大学院のほか熊本大学、鹿児島大学の各法科大学院で刑事実務科目を担当した経験があり、検事退官後に本学法科大学院の専任教員となつてから5年間の教員経験を有していることから、教員としての経験も豊富である。本学法科大学院においても、実務家の観点を生かした法曹養成課程の実現のために、授業の質の改善に努めてきた。さらに、同教授は、2010年以降、学会における報告を行なうとともに、刑事法理論に関わる論文も公表している。以上の点からみて、同教授は適格性を有すると判断できる。

キ 刑事訴訟法

該当科目：①「刑事手続法」、②「刑事法総合演習Ⅰ」、③「刑事法総合演習Ⅱ」

②③は刑法と刑事訴訟法の総合を図る科目であるとともに、法理論における論点に対して実務的な観点からの接近を図る科目である。

(ア) 小山 雅亀教授 ①を単独で担当。

小山教授は、本学法科大学院開設以来、①を担当してきており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。この間、学生の意見に耳を傾けながら、さまざまな工夫を行ない、授業の質の向上に努めてきた。同教授は、この5年間においても、2007年から2008年にかけてのイギリスでの在外研究をふまえて論文を執筆し、学会報告をも行っている。以上の点からみて、同教授は適格性を有すると判断できる。

(イ) 小野寺 雅之教授 ②③を単独で担当、カ(イ)を参照。

ク 法律基本科目を担当しない研究者専任教員1名についても、ここで言及しておく。

岩間 徹教授 基礎法学・隣接科目群の「国際社会と法」、展開・先端科目群の「国際環境法」を担当。

岩間教授は、本学法科大学院開設以来3年間、法学部との両属教員として上記2科目を担当し、2010年から再度両属教員となり、両科目を担当してきており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。必ずしも受講者数の多くない科目ではあるが、さまざまな工夫を行ない、授業の質の向上に努めてきた。同教授は、最近5年間の間に、研究論文及び共著の著書を公表しており、十分な研究業績があるといえる。以上の点からみて、同教授には適格性があると判断できる。

(3) 実務家教員の割合

本学法科大学院に法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員の数は3名であり、2012年5月1日現在、本学法科大学院に在籍する実務家教員は7名である。

以下、各実務家教員について言及する。

ア 坂梨 喬教授 「民法Ⅴ(家族法)」,「民法演習Ⅲ」を担当。

(2)ウ(ウ)に記載したとおり、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性を有すると判断できる。

イ 西 理教授 法律基本科目群の「民事手続法」,「民事手続法演習」,「民事法総合演習Ⅱ」,法律実務基礎科目群の「民事模擬裁判」,展開・先端科目群の「執行・保全法」を担当。

(2)オ(ア)に記載したとおり、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性を有すると判断できる。

ウ 小野寺 雅之教授 法律基本科目群の「刑事法総合演習Ⅰ」,「刑事法総合演習Ⅱ」,法律実務基礎科目群の「刑事訴訟実務の基礎」,「刑事模擬裁判」を担当。

(2)カ(イ)に記載したとおり、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性を有すると判断できる。

エ 西郷 雅彦教授 法律実務基礎科目群の「民事訴訟実務の基礎」,「民事模擬裁判」,展開・先端科目群の「倒産法」を担当,2011年度より法律基本科目群の「民法Ⅰ(総則・物権法)」に参加。

西郷教授は、1989年4月以降2006年4月までの約17年間、主に民事訴訟を担当する裁判官及び民事訴訟・行政訴訟を担当する訟務検事として勤務し、その後弁護士として活動している。同教授は、民事訴訟、行政事件訴訟を中心として民事手続法の分野において豊富な実務的な経験を有している。また、同教授は、2007年4月から本学法科大学院において標記の各科目等を担当してきており、2011年4月現在で4年間の指導経験を有している。学生に対して真摯かつ熱意ある姿勢で臨み、授業の質の向上に努めてきた。以上の点からみて、同教授は、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性を有すると判断できる。

オ 一瀬 悦朗教授 法律実務基礎科目群の「刑事訴訟実務の基礎」、「弁護士実務」、展開・先端科目群の「執行・保全法」、「執行・保全実務」を担当、2011年度より法律基本科目群の「民法Ⅳ（債権法各論）」に参加。

一瀬教授は、1990年4月に福岡県弁護士会福岡部会所属の弁護士として弁護士業務を開始し、今日まで20年余、弁護士として多数の事件に関与してきた。弁護士会において刑事弁護委員会委員、消費者問題委員会委員を歴任するなど、多方面において法律家として活躍してきている。1999年から2002年まで福岡県弁護士会司法修習委員会委員を務めるなど、法曹における後進の養成・指導にあたってきた。本学法科大学院開設以来、標記科目などを担当しており、実務家の観点からみて法曹養成のあり方を考え、授業内容の質の改善に努めてきた。以上の点からみて、同教授は、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性を有すると判断できる。

カ 松本 正文教授 法律基本科目群の「民事法総合演習Ⅰ」、法律実務基礎科目群の「法の理論と実務」を担当、2011年度より法律基本科目群の「民法Ⅳ（債権法各論）」に参加。（2）ウ（エ）に記載したとおり、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性を有すると判断できる。

キ 吉田 知弘教授 法律基本科目群の「公法演習Ⅱ」、「民事法総合演習Ⅱ」を担当。（2）ア（ウ）に記載したとおり、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性を有すると判断できる。

（4）教授の数

本学法科大学院の教授資格要件は以下のとおりである。

まず、実務家であることを前提とする法科大学院独自の任期制の実務家教員（狭義）については、専攻分野について高度の技術・技能若しくは特に優れた知識及び経験を有し、専攻分野における13年以上の実務経験（司法修習期間を

含む)及び高度の実務能力を有する者でなければならない。なお、この実務経験の年数は、当該実務の内容に照らして、専攻分野との関連性等を考慮して算定される(「西南学院大学大学院法務研究科実務家教員に関する規程」参照)。実務家教員(狭義)には、常勤の実務家教員と、年間6単位以上の授業を担当し、かつ、カリキュラム編成等法科大学院の運営に責任を持つ常勤でない実務家教員(「みなし専任」との2種類があるが(前掲「実務家教員に関する規程」第1条第2項)、教授の要件については特に両者の間に区別は存しない。

その他の法科大学院の教授については、「西南学院大学教員任用基準」第3条に、以下のように定められている。「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)教授の経歴(……)又は准教授として6年以上の経歴を有し、教授にふさわしい研究業績を有すると認められる者 (2)前号に定める基準に相当する経歴及び研究上の業績を有すると認められる者 (3)専門職学位(……)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有すると認められる者 (4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者 (5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」この基準は、法科大学院独自のものではなく、全学に共通の基準である。

この基準が適用されるのはほとんどが研究者教員であるが、法科大学院において法曹としてのキャリアや能力を生かして教育を行う任期のない実務家教員を採用する場合には、第3条第2号、第3号、第5号が適用されることになる。この規定を適用して任用される実務家教員と上記の実務家教員(狭義)を含めて、広義の実務家教員と呼ぶことができる。第3条により任用される実務家教員が具体的に本学法科大学院の教授として適格か否かについては、法科大学院における「教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認め」られるかが審査され、また、これとは別に、法科大学院の「教授にふさわしい研究業績」に相当する研究上の業績、実務上の業績などが審査されることになる。

教授資格の認定に関しては、採用時においても昇任時においても、法科大学院教授会の議を経て審査委員会を設置し、そこでの審査結果を法科大学院教授会に報告・提案し、審議のうえ採決により認否を決定する(採用時には、採用の可否と教授資格の認定は合わせて行われることになる)。また、全学的な手続きとしては、教授会で採用や昇任を審議決定した後に、部長会議において報告され(法科大学院だけではなくすべての学部について同様の手続きがとられる)、理事会で最終的に承認する。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	14名	0名	14名	6名	0名	6名
計に対する割合	100%	0%	100%	100%	0%	100%

評価実施年度の5月1日現在の数を記載のこと。

(5) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(6) その他
特になし。

2 点検・評価

法令上必要な教員数は充たされている。現在の専任教員の適格性，教授資格の点についても問題はない。

3 自己評定
適合

4 改善計画
特になし。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

本学法科大学院においては、専任教員を採用する際には、まず人事委員会を設置して広く情報収集を行い、この人事委員会が1ないし複数名の候補者を絞り込んだうえで、この候補者について専任教員としての適格性を判断する審査委員会を設置し、その審査結果をふまえて法科大学院教授会において正式に決定するというプロセスを採用してきた。開設以来これまでの間に学外から新たに専任教員を採用した例は6つあるが、幸いにも適格性ある教員を採用することができた。

法科大学院専任教員であると同時に法学部専任教員として数えることができる、いわゆるダブルカウントの教員は、2009年度に5名を数えた（国際公法、国際私法、刑事訴訟法、行政法、民法）。このうち、国際私法担当の1名は2009年度をもって定年退職し、その後任として、「みなし専任」の実務家教員が採用された。行政法担当の1名は、2011年度から法学部の専任教員から離れ、法科大学院のみの専任教員となった。その結果、2012年5月の時点でダブルカウントの教員は3名となっている。ダブルカウントの制度が廃止される2014年度に向けて国際公法及び刑事訴訟法担当の教員枠をどのように扱うか、文部科学省の方針の確定を見据えつつ、法人本部及び法学部との協議をふまえて速やかに決定する必要がある。

現在、展開・先端科目群の科目を中心として、法学部の教員に非常勤講師として法科大学院の授業を担当してもらっている。これは、法学部若手教員が法科大学院専任教員として必要な能力を得るための一つの工夫である。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

研究者を志す法科大学院生のためのカリキュラムや経済的支援は、特に用意していない。これまで研究者を志す法科大学院生はいなかった。なお、本学大学院法学研究科博士後期課程は、法科大学院を修了した者が出願した場合は出願書類の一つとして、修士論文ではなく修士論文にかわる研究論文を提出すればよいことにしている（大学院学生募集要項）。

(3) 教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用及び昇任に際して、教員の教育に必要な能力を評価する制度は特に存在していない。もっとも、(1)において述べた教員採用プロセスのなかで、必要に応じて、候補者の教歴（実務家教員の場合はさまざまな場面における講師歴や指導歴）など教育上の実績を確認するとともに、面接を行って質問をしている。教員採用基準については、3-1-(4)においてもふれた「西南学院大学教員任用基準」及び「西南学院大学大学院法務研究科実務家教員に関する規程」を参照。

採用及び昇任以外の場面で教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みとしては、教員が各種研修に参加する機会をなるべく認めるようにしている。その例として、2009年度及び2010年度に各1名ずつ司法研修所における法科大学院教員向け研修に参加したことをあげることができる。また、民事法分野と公法分野を中心にして研究者教員と実務家教員との共同授業を年々増やしていること、本学法科大学院独自の「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」について検討する作業（第9分野参照）に際して研究者教員と実務家教員が真摯な意見交換をしていることも、教員の教育能力向上に資するものである。さらに、FD活動における授業参観とそれに引き続く研究会なども教育能力向上に有益である（第4分野参照）。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

これまで専任教員は順調に確保されてきたが、今後想定される専任教員退職後の後任補充やダブルカウント教員解消に伴う教員採用に向けて、何らかの手だてを構想する必要がある。教員の採用時には候補者の教歴が考慮されることになっているが、さらに実際の教育能力を確認するための制度について、他大学の状況を調査して検討する必要がある。研究者を志望する法科大学院生への支援がなされていないことについては、これまで実際に希望する者がいなかったことからやむを得ない面がある。

3 自己評定

B

4 改善計画
特になし。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

	クラス数	専任教員数 (延べ人数。みなし専任含む)	クラス毎の履修登録者数平均	
			専任	専任以外
法律基本科目	38	47	12.5	0
法律実務基礎科目	7	8	12	18
基礎法学・隣接科目	11	1	6	11
展開・先端科目	23	6	6.8	4.8

[注] 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。

（2）教育体制の充実

公法、民事法、刑事法の各分野において、毎年適宜研究者教員と実務家教員が集まって、当該年度の各科目の実情をふまえた次年度の準備、司法試験の内容の検討とそれを各科目授業に生かす方策などを議論している。

また、「共通的到達目標モデル（第二次案）」、「同（第二次案修正案）」が発表された後にも、公法、民事法、刑事法、実務科目の4分野の教員がそれぞれ集まってその内容を検討した。本学法科大学院独自の「法科大学院学生が最低限修得すべき内容」を検討・作成する際には、各分野ごとのグループをFD活動の単位としての公法系、民事法系、刑事法系の3つの「系」として公式化し、これを単位として議論を行なった（後掲4-1, 9を参照）。

毎年の司法試験論文式の問題についても、公法、民事法、刑事法の3分野ごとに実務家教員も加えた教員グループのなかで検討をしている。

（3）特に力を入れている取り組み

公法、民事法、刑事法の各分野に実務家教員を配置できるように実務家教員を採用してきた。また、国際的な法律問題への取り組みという本学法科大学院が掲げる教育理念を具体化するために、国際関係法科目を担当する専任教員を配置してきた。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

教員の科目別構成等は適切であり、法科大学院に必要な水準の教育体制が確保されている。各分野ごとの教員グループを公式に「系」として確立したので、「系」を単位とした教育水準向上のための企画を更に進めたい。

3 自己評定

B

4 改善計画

特になし。

3-4 教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉

(評価基準) 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

(1) 教員の年齢構成

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	0名	0名	3名	5名	0名	8名
		0%	0%	37.5%	62.5%	0%	100.0%
	実務家教員	0名	1名	3名	2名	0名	6名
		0%	16.7%	50.0%	33.3%	0%	100.0%
合計		0名	1名	6名	7名	0名	14名
		0%	7.1%	42.9%	50.0%	0%	100.0%

年齢は、評価実施年度の5月1日時点での年齢に基づくこと。

(2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

現在のところ、専任教員が低年齢層や高年齢層に大きく偏っているということではなく、全体としては年齢構成のバランスはとれていると言える。ただし、60歳以上の教員が半数に近くなっており、やや高齢化の傾向は否めない。とりわけ40歳代の研究者教員の採用に向けて努力する必要がある。

3 自己評定

C

4 改善計画

特になし。

3-5 教員のジェンダーバランス

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス

性別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	8名	6名	19名	5名	38名
	21.0%	15.8%	50.0%	13.2%	100.0%
女	0名	0名	6名	0名	6名
	0%	0%	100%	0%	100.0%
全体における 女性の割合	0%		20.0%		

評価実施年度の5月1日現在の数を記載のこと。

(2) 特に力を入れている取り組み

点検・評価の項参照。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

女性の専任教員がないという現状については、ジェンダー構成の観点から問題を自覚している。しかし、専任教員の交代の頻度は必ずしも多くなく（前回の認証評価後の専任教員の事実上の交代は2名）、この交代時に、現実に法科大学院担当が可能な女性候補者が見つからなかったという理由で、不本意ではあるが、この状況が続いている。ただし、法科大学院教育への女性の参加の重要性は認識しているので、非常勤講師としてではあるが、そのような観点から女性教員の採用を進めてきた。2012年度の女性非常勤講師数は6名であるが、これは前回の認証評価時（2007年）の3名から倍増しており、教員全体に於ける比率も13%から20%と上昇している。今後も、専任教員、非常勤教員はもとより、TA、チューターをも含めてジェンダーバランスを意識した人事を行って、アンバランスを是正していきたい。

3 自己評定

C

4 改善計画

既に教員間では事実上共有されているが、採用基準において「業績等が同等である場合には、ジェンダーバランスを考慮する」という申し合わせを公式なものとして確立したい。

3-6 担当授業時間数

(評価基準) 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

(1) 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

【2010年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6.2	4	3	1	0	1コマ 90分
最 低	1	0.2	1	0	0	
平 均	3.4	2.6	2.0	0.8	0	

【2010年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6	4	2	1	0	1コマ 90分
最 低	1	3	2	0	0	
平 均	3.0	3.3	2.0	0.8	0	

【2011年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5	6	3	1	0	1コマ 90分
最 低	0	0	2	0	0	
平 均	3.2	3.5	2.5	0.6	0	

【2011年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6	4	2	1	0	1コマ 90分
最 低	1	3	1.5	0	0	
平 均	3.0	3.8	1.8	0.5	0	

【2012年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	4	4	3	1	0	1コマ 90分
最 低	1	0	1	0	0	
平 均	2.7	2.8	2.0	0.4	0	

【2012年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5	4	2	1	0	1コマ 90分
最 低	0	3	2	0	0	
平 均	2.4	3.5	2.0	0.4	0	

- [注] 1 教員が「当該法科大学院」において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
- 2 兼任教員については、当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載してください。
- 3 「備考」欄に1コマが何分であるかを記入してください。
- 4 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
- 5 本報告書提出時まで、当該年度（学期）のデータが揃わない場合は、後日追加で提出してください。

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2010年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	8	8.6	4.4	6	3	2	1コマ 90分
最 低	3	2	3.2	3	1	2	
平 均	5.1	4.5	3.8	4.0	2.0	2.0	

【2011 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	6.1	9	6	6	3	2	1コマ 90分
最 低	3	2	2.2	4.1	2	1.5	
平 均	4.5	4.6	4.2	4.6	2.5	1.8	

【2012 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	5.1	5.1	4	6.1	3	2	1コマ 90分
最 低	2	2.1	2.2	3	1	2	
平 均	3.6	3.2	3.4	4.3	2.0	2.0	

- [注] 1 専任教員が「当該法科大学院」及び当該大学の法学部，他学部，他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長，最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
- 2 「備考」欄に1コマが何分であることを記入してください。
- 3 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
- 4 本報告書提出時までには，当該年度（学期）のデータが揃わない場合は，後日追加で提出してください。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

法科大学院専任教員の担当授業数の平均は，研究者教員で前期4.2コマ，後期3.8コマ，実務家教員で前期4.5コマ，後期5.3コマである。この平均値自体は適正な範囲にとどまっており，本学法科大学院を全体としてみると，授業

数の多さにより授業の準備に支障が生じているという事態は発生していない。

法科大学院運営に関しては、将来計画検討委員会、点検評価委員会、FD 委員会を組織として確立したことにより、法科大学院長、教務主任、専攻主任という執行部にのみ過大な負担が生じるという事態は無くなった。しかし、執行部は将来計画検討委員会と法科大学院点検評価委員会の委員をかねており、執行部、とりわけ法科大学院長の負担はなお重い状態にある。専任教員数は法令の基準を充たしてはいるが、実際にさまざまな学内行政職に携わることのできる教員の数は多くはない。とりわけ40歳代から50歳代前半の研究者教員数が相対的に少ないため、諸委員の配置など運営面で難しい状況もある。

3 自己評定

C

4 改善計画

特になし。

3-7 研究支援体制

(評価基準) 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

(1) 経済的支援体制

各年度に専任教員が使用可能な研究資金としては、まず、図書館予算において配分される個人研究図書費 370,000 円がある。これとは別に、学術研究所予算として各教員に配分される学術研究所個人研究費 594,000 円がある。その内訳は、図書・備品購入費 140,000 円、旅費 364,000 円、複写費その他 90,000 円となっているが、費目間で 200,000 円までの流用が可能である。

大学教育・研究推進課が所管する教育研究推進機構は、共同研究育成制度を設けており、複数の研究者が連携して共同研究を進め、学術研究の高度化と、その成果の学内外への還元をはかるよう、そして同時に科学研究費等の外部研究助成資金への申請と獲得をがなされるよう、支援している。

(2) 施設・設備面での体制

専任教員には、法科大学院棟に約 27 m²の広さの個室が研究室として割り当てられている。法学部とのダブルカウントとなる教員(本学の用語では「両属教員」)の 2 名は、学術研究所棟の個室が研究室として割り当てられている。

法科大学院棟には図書館法科大学院分館が設けられており、法学関係の蔵書、購入雑誌の充実が図られている。また、専任教員は研究室から図書館本館の各種データベースを利用することができる(West-Law, Beck-Online など)。本学図書館本館や図書館法科大学院分館において所蔵していない図書・雑誌についても、他図書館との相互貸借、複写依頼がウェブ上で可能である。

(3) 人的支援体制

専任教員の研究活動を支援するために本学においては学術研究所が設けられており、(1)で述べた学術研究所個人研究費や(4)において述べる在外研究、国内研究、(5)において述べる紀要などの事務を処理している。もっとも、法科大学院棟が学術研究所棟から離れており、法科大学院専任教員が日常的に学術研究所棟を利用することが難しいため、法科大学院事務室職員が学術研究所個人研究費に関する事務を取扱っている。

(4) 在外研究制度

法科大学院専任教員には、他学部教員と同じく、研究活動の機会として、学術研究所が扱う在外研究（1年間、6ヶ月間、3ヶ月以内の3種類）及び国内研究（6ヶ月間）の制度がある。在外研究は全学部を通じて、1年間のものが年間6名、6ヶ月間のものが年間3名、3ヶ月以内のものが年間2名取得可能である。国内研究は全学部を通じて、年間10名、それぞれ取得可能である（「在外研究規則」及び「国内研究規則」参照）。希望を出せばそれが認められる立場（順位）にある者も少なくないが、実際に利用したのは、開設以来、2007年度に3ヶ月の短期在外研究を1名、2007年度から2008年度にかけて1年間の在外研究を1名（両属教員）である。

(5) 紀要の発行

法科大学院独自の紀要は発行されていないが、法学部と共同で刊行している紀要「西南学院大学法学論集」がある。編集委員は、法学部、法科大学院双方から出されている。年間4冊の発行が計画され（「論集及び研究叢書刊行規則」参照）、ほぼ毎号、計画どおり発行されてきた。法科大学院開設以来、法科大学院専任教員による寄稿は必ずしも多くはなかった。しかし、2010年度以降、法科大学院専任教員の寄稿が増加している。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

教員の研究活動を支える経済的支援、施設・設備、紀要発行などの仕組みをみると、法科大学院教員への支援の配慮はなされていると言える。しかし、法科大学院教員は各学期に複数の必修科目を抱えているために在外研究などを取得した場合に代替教員確保に困難を来すこと、本学法科大学院において専任教員の数が少なく執行部などの役職の期間が長期にわたりやすいことなど種々の要因から、在外研究制度などの利用は事実上困難な状況にある。紀要への寄稿も全体的に活発とは言えない。

3 自己評定

C

4 改善計画

法学部との連携を強化し，法科大学院教員のサバティカル等の現実化の方法を検討する。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 FD活動

(評価基準) 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

(1) 組織体制の整備

本学法科大学院では、教育内容及び教育方法を改善し向上させる組織的取り組みの推進を担う組織として、「西南学院大学大学院法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会」(以下「FD委員会」という。)を設置している。この委員会は、専任教員の中から選出された3名の委員をもって構成され、①FDに関する基本方針の策定、②FDに関する施策及び企画の検討・立案、③FD活動の点検・評価、④FDに関する情報の収集と提供、及び、⑤その他FD活動推進のための諸活動を行うものである。(「西南学院大学大学院法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」参照)。

また、教員間でFDに関する情報や問題意識を共有し、意見を交換し、教育内容・方法の向上のための検討を行う場として、専任教員全員を構成員とする「FD研究会」がある。これは、上記のFD委員会のような常設の組織ではなく適宜開催される会議であり根拠規程も特に定められていないが、2004年の本学法科大学院開設当初から開催を重ねており、FDに関する重要な会議として定着している。この会議においては、主として、(i) 学生による授業評価アンケート及び教員相互の授業参観実施後に、その内容について検討すること、(ii) 法科大学院教育に関する学外の研修・シンポジウム等の報告にもとづいて検討を行うこと、あるいは、(iii) FDに関する検討を要する重要なテーマ、たとえば、厳格な成績評価の方法、共通的到達目標(コア・カリキュラム案)の取り扱い、また、「法科大学院において最低限修得すべき内容」(以下「最低限修得すべき内容」という。)等について検討することが行われてきた(4-1-(2)参照)。全専任教員を構成員とするこの会議の運営には、法科大学院執行部とFD委員会が協力してこれに当たっており、検討の過程で法科大学院として正式に議決等を通じて対応する必要ありとされるにいたった案件については、改めて法科大学院教授会で取り上げられて審議されている。

科目毎のFD、系毎(民事法、刑事法、公法等)のFD、研究者教員と実務家教員の共同するFDについては、研究者教員・実務家教員を問わず、適宜関係の教員間で情報や意見の交換をしている。また、特に2011年度に最低限修得すべき内容についてFD研究会で検討を行った際には、全体の検討と連動して各系で検

討を行い、それを通じて、民事系、刑事系、公法系という検討のための組織体制が構築されるにいたっている（3-2, 9-1 参照）。

（2）FD活動の内容

定期的に毎学期実施しているFD活動として、①学生による授業評価と、②教員相互の授業参観がある。また、①に関連するものとして、在学生のみではなく修了生アンケートと司法試験合格者アンケートを毎年行っており、また、常時学生たちの意見や要望をくみあげるための制度として、意見箱を設置している。それらを含めて上記①については本報告書4-2で述べる。また、②については、4-1-(5)で述べる。

さらに、③検討を要する重要なテーマについて、適宜FD研究会を開いて検討を行っている。たとえば、(i) 2008年度には、学生の投書にもとづいて、学内試験における貸与六法の種類や筆記用具等について検討した。³² (ii) 2010年度には、「共通的到達目標モデル（第二次案）」、「同（第二次案修正案）」の公表を受けて、それをどのように受け止め、今後の授業にどう生かすべきかについて検討を行った。各科目について上記モデル案と現状とを付き合わせることを出発点として、モデル案の項目の妥当性、知識以外の法曹に必要な要素をどのようにカリキュラムに組み込むことが可能か、また、この案の内容を具体的にシラバスやレジュメあるいは試験の内容にどのように反映させるべきか等について検討がなされた。³³ また、(iii) 2010年度には、司法試験合格の成果を挙げなければならないという重圧の下で研究者教員も実務家教員も本来の持ち味を生かした教育ができずに悩んでいるのではないかという問題提起にもとづいて、実際の教育負担や問題点及びそれを克服できるか否か等について検討を行った。³⁴ (iv) 2011年度には、貴財団の掲げる「2つのマインド、7つのスキル」と本学が法曹養成において重視してきた「4つの要素」をすりあわせてその内容を検証するとともに、「法科大学院において最低限修得すべき内容」の観点から、本学法科大学院の教育内容と方法についても全面的に検証する作業を行った（成果物として小冊子「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」がある）³⁵ なお、FD委員会もFD研究会も議事録を作成し保管している。FD研究会については、かつては、会議の性質上特に公式な議事録は作

³² 2008年5月28日FD研究会議事録参照。

³³ 2010年12月15日、2011年12月21日FD研究会議事録参照。

³⁴ 2011年2月23日、2011年3月16日FD研究会議事録参照。

³⁵ この検討の詳細については、本報告書9-1参照。成果物である小冊子は学生及び教員に配布されている。なお、後に述べるように、本来はFD研究会で検討すべき事柄が、便宜上法科大学院教授会で取り上げられることがある。それも含めると、本文に掲げたもののほかに、2007年度には、意見箱の設置が検討のうえ決定された（2007年4月25日法科大学院教授会議事録参照）。

また、2009年度には、学生の授業評価アンケートについて、その質問項目の適切さ、授業参観の実施方法の変更が検討された（2010年3月24日法科大学院教授会議事録及び資料参照）

成していなかったが、今日では法科大学院事務室職員が臨席して記録をとりそれをもとにして議事録が作成されている。

なお、FD活動にとっては、授業や試験の内容が相互にオープンになっていることが大切であるとの認識にもとづき、本学法科大学院では、シラバス集の配布のみならず、TKCの教育支援ツール上に掲載されたレジュメ等の情報は他の教員が閲覧可能となっており、また、中間試験や期末試験の問題は、試験実施後に他の教員にコピーを配布している。成績評価についても、「成績検討会議」を開催して、評価の結果と方法の双方についてその適正さを相互にチェックしている（この点については8-1参照）。

（3）教員の参加度合い

学生の授業評価アンケートについては、非常勤教員も含めて全科目について授業評価アンケートを実施している。授業参観については、全専任教員が参観を行うことになっており、また、参観授業も回り持ちで全専任教員が担当することになっている（3～4年で一巡）（実際の参加度合いも含めて4-1-(5)で改めて述べる）。それらを実施した後は、全専任教員を構成員とするFD研究会において検討を行っている。FDに関するその他の重要なテーマの検討も、同研究会において行っている。同研究会は法科大学院教授会終了後に開催されることが多いので、法科大学院教授会出席者がほぼそのまま参加しており、出席率は高い。また、コア・カリキュラム案の検討や「最低限修得すべき内容」の検討においては、全体と並んで各系ごとの検討も行われており、それも含めるとすべての教員が積極的に参加している。

（4）外部研修等への参加

各種研修や各種シンポジウムについては、開催通知を掲示しており、また、参加の必要性が高いと判断されたものについては開催通知のコピーを教員に配布して参加を募っている。参加は出張扱いとなり出張旅費を大学が支給している。

法科大学院の教育内容・方法に関する研修会やシンポジウムあるいは研究会に対するこれまでの参加状況を示すと以下のとおりである（出張扱いにならない個々の教員による自主的な研修やシンポジウムへの参加は除く）。法科大学院協会主催の研修（司法研修所における研修）及びシンポジウムについては、2007年度4名、2008年度6名、2009年度5名、2010年度1名、2011年度1名、2012年度1名。弁護士会主催の研修・シンポジウムについては、2007年度4名、2008年度4名、2009年度2名。大学や研究所その他主催の研修・シンポジウムについては、2007年度2名、2008年度1名、2009年度4名であった。2010年度以降参加者数が大きく減少しているが、その点については、その頃から教育内容

や教育方法についての研修やシンポジウムの開催自体が減少したという事情によるところが大きい。

(5) 相互の授業参観

本学法科大学院では、2004年の開設時から、FD活動の柱のひとつとして、教員相互の授業参観を毎学期行ってきた。その内容は、2009年度までは、期間を定めてすべての授業をオープンとし、各教員が自分で選んだ授業を参観して報告票を提出する方法をとっていたが、2010年度からは、各学期ごとに参観対象授業を2つ程度に絞り、それについては全専任教員が参観してFD研究会で集中的に意見交換する方法に改めた。従来の方法によっても大きな成果は得られていたのであるが、各教員が関心ある授業を一通り参観した結果、参観の数が減少する傾向が認められたこと、また、そのやり方では、選択の余地が広く認められる反面、参観者が分散するために、情報の共有を前提にした意見交換が成り立ちにくかったこと等に鑑み、FD委員会から法科大学院教授会に提案して現在のような方法に変更された。³⁶

参観実施後は、FD研究会を開催して、担当者から説明等が行われた後、感想や意見あるいは質問を出し合い、検討が行われる。その過程で個別の授業について特に法科大学院として対応を要するような重大な問題点が浮上したことはないが、難易度、司法試験で問われる力との対応、限られた授業回数 of 効率的な使い方、学生の自学自習への導き方、質疑応答の使い方や活発化の工夫等が、懸案の課題としてしばしば取り上げられ議論されてきた。それらの多くについては、全体として特定の結論や方向性が打ち出されるにはいたっていないが、意見交換を通じて一定の共通認識が得られることは多く、授業参観の担当者及び参観者ともに、自分の授業改善について様々な貴重な手がかりを得ており、実際の授業にも生かされている。

(6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

本学法科大学院では、小規模校の利点を生かして、FD研究会を中心に、専任教員全員の間で教育内容や方法について情報や問題意識を共有し自由率直に意見交換することを重視している。また、その結果、法科大学院としての対応が必要と判断された場合には、FD委員会と執行部の判断あるいは法科大学院教授会の審議を経て必要な手当てを行っている。

たとえば、2006年以前のことであるが、学生によるアンケートにおいて多くの厳しい指摘がなされた授業について、FD研究会の検討をもとに執行部の判断

³⁶ 2010年3月24日法科大学院教授会議事録参照。変更後の方法で参観が行われた授業は、以下のとおりである。2010年度前期：小野寺教授「刑事模擬裁判」、石森教授「法と行政活動」、2010年度後期：多田教授「民法Ⅲ（担保物権法）」、2011年度前期：西郷教授「倒産法」、2011年度後期：横田教授「統治の基本構造」、坂梨教授「民法Ⅴ（家族法）」、2012年度前期：和田教授「民法Ⅳ（債権法各論）」、松本教授「法の理論と実務」。

で、当該教員の承諾を得て、他の教員が継続的にその授業に出席して実際を確認し、必要な場合にはアシストできるような体制をとったことがある。また、成績評価に関する学外のシンポジウム等の報告と意見交換を通じて、厳格な成績評価の重要性と方法について検討を重ね、それをふまえて、その後の法科大学院教授会で、成績評価についての申し合わせを行った。³⁷ 成績評価の多段階化やGPA制度の導入も、それまでのFD研究会の検討をふまえて実現したものである。コア・カリキュラム案については、FD研究会での検討の成果を具体的な形でシラバスやレジュメに生かすこととされ、それが実行されている。「最低限修得すべき内容」については、FD研究会（各科目系ごとの研究会を含む）において広く従来の本学法科大学院の教育内容と教育方法全般について検証が行われ、その成果を小冊子としてまとめて教員及び学生に配布されたほか、2012年度のシラバスの内容にそれを生かすよう申し合わせが行われて実施されている。

(7) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(8) その他

特になし。

2 点検・評価

(1) 組織体制について

本学法科大学院では、教育内容及び教育方法を改善し向上させる組織的取り組みの推進を担う組織としてFD委員会が設置されており、FD研究会と連動しながらFD活動を担う中核的な組織として有効に機能している。委員の構成は、研究者教員と実務家教員の両者を含むバランスのとれたものとなっている。3名という委員の数は決して多くはないが、FD研究会と連動して、必要に応じて専任教員全員で取り組む態勢がとられていることに照らして、現在の人数でも特に問題はない。

FD研究会は、必要な情報を共有し、自由な意見交換を行い、教育の充実のための方策を叡智を集めて探求する場として、また、各自がその中から成果をくみ取り自分の授業に生かすための場として有効に機能していると評価できる。なお、これまで、本来はFD研究会でなされるべき教育内容や方法の改善についての報告や意見交換を、直接法科大学院教授会で行うということが少なからず行われてきた。教員の会議の負担を考えるとやむを得ない点もあるが、会議の

³⁷ この申し合わせについては8-1-(1)参照。成績評価の方法については、2007年8月のこの法科大学院教授会申し合わせにとどまらず、2011年3月の法科大学院教授会で、「最低限修得すべき内容」についての検討の成果を踏まえた評価となることを含めて、改めて申し合わせを行い、それに沿った成績評価が行われている。

役割分担を厳密に考えれば、便宜的な運用として再考・改善の余地がある。

記録については、FD 委員会及び FD 研究会ともに議事録を作成している。ただ、FD 委員会の記録は委員長の簡単なメモ書き程度にとどまっていることもある。また FD 研究会については、かつては、会議の性格上特に議事録を作成していなかった。しかし、現在では、事務室が出席してメモを取りそれにもとづいて毎回の議事録を作成し保存している。

(2) 活動内容の充実度について

2004 年の開設以降、毎学期欠かさず、学生による授業評価アンケートと教員による授業参観を実施しており、継続的な FD 活動として定着している。学生による授業評価アンケートについては 4-2 で改めて述べる。教員による授業参観については、すべての授業を一定期間オープンにする方法が一段落したことを受けて、2010 年度から FD 研究会による意見交換を重視する集中参観方式に改めて、効果をあげている。学生による授業評価アンケートと教員による授業参観については、学生への開示と FD 研究会での検討が行われており、成果に結びつける方法として有効に機能している (4-2 参照)。

FD 研究会では、それ以外にも、必要に応じて、FD に関する様々なテーマが取り上げられて検討されており、必要な課題に対して積極的かつ誠実に対応していることが認められる。FD 研究会の開催回数は、年度によって大きな差があり、2007 年度、2008 年度及び 2009 年度は 1~2 回にとどまっているが、その理由は、それらの年度においては法科大学院教授会で FD に関する案件についての審議あるいは協議、懇談が行われることが多かったためであり、その間 FD についての検討が低調であったわけではない。³⁸ もっとも、そのような会議の運営の中で、学生アンケート結果についての FD 研究会の開催が滞りがちになっていた。この点については、2011 年度の法科大学院教授会で定例化が改めて決定され実施されるようになった (この点については 4-2 で改めて述べる)。

(3) 外部研修等への参加

案内を積極的に教員に知らせたり旅費を大学が負担するなど参加を奨励する態勢がとられている。首都圏や関西圏から離れているという立地条件や 15 名と

³⁸ たとえば、法科大学院教授会で検討された FD 関係の案件としては、2007 年度には、FD 活動充実のための方法の検討、授業評価アンケートの内容の見直し、修了生の勉強サポート、意見箱の設置、成績評価についての申し合わせ、厳格な成績評価と GPA 制度の導入等がある。2008 年度には、授業評価アンケートの項目の変更、アドバイザー制度の活動内容の検証、修了生に対するケアの充実等、2009 年度には、文部科学省に対する「法科大学院教育の改善に関する改善計画書」の検討、授業評価アンケートへの迅速なレスポンスの申し合わせ、TA 制度の実績報告の申し合わせ、定期試験受験資格要件としての出席率についての申し合わせとシラバスへの記載の徹底、GPA 制度の活用等が審議された。なお、特別の事情として、2008 年度の司法試験合格者が 2 名にとどまったことから、9 月、10 月、11 月は、法科大学院教授会 (定例・臨時) において、原因の解明や対応策の検討に多大な時間を費やし、それ以外のテーマについて別途 FD 研究会を開催する余裕がなかったという事情もある。

いう教員数を考慮すると、意欲的に出張して研修やシンポジウムに参加していると評価してよいと考える。

(4) 授業の相互参観について

恒常的に実施しており、その方法にも工夫を加えて積極的に取り組んでおり、成果をあげていると評価できる。

(5) 各種FD活動を機能させ、成果に結びつけるための方策・工夫

小規模校の利点を生かして、FD研究会を中心に、専任教員全員の間で教育内容や方法について情報や問題意識を共有し自由率直に意見交換することが行われており、その過程で必要と認められた案件については法科大学院教授会で速やかに制度改革のための審議決定や申し合わせがなされている。また、その内容をシラバスや学生便覧あるいは授業で用いるレジュメさらには小冊子に反映するなど、FD活動の成果を学生に還元する努力がなされている。FD活動を機能させ、成果に結びつけるための方策・工夫は充実していると評価できる。

3 自己評定

B

4 改善計画

特になし。

4-2 学生評価

(評価基準) 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

(1) 学生による授業等の評価の把握

教育内容や教育方法に対する学生からの評価を把握する方法として、授業評価アンケートを実施し、「意見箱」を設置している。また、アドバイザーが学生との懇談や面談を行ってきめ細かく要望や意見をくみ上げるよう努めている(アドバイザー制度については7-7-1参照)。

授業評価アンケートについては、「学生による授業評価調査」を、前期は7月前半、後期は1月前半に、すべての授業について実施している。このアンケート調査は、本学の学部・大学院を通じて全学一斉に実施されるもので、方式や実施方法も統一されている。アンケート票は、各質問項目(Q.1~18)について該当するものを選択する部分と自由記述の部分からなっており、無記名方式である。授業の際に実施するが、回答中は教員は退席し、学生たちが回収して事務室に提出する。授業時間内に行われるので、回収率はほぼ100%である。³⁹回収後は業者に委託して集計を行い、結果は各担当教員に封書に入れて配布される。法科大学院全体の平均値も記されており、比較ができるようになっている。自由記述については、ワープロで打ちなおされている。

「学生による授業評価調査」とは別に、少数であるが何人かの教員は、学期途中(授業開始後1ヶ月から2ヶ月)に独自のアンケート調査を実施している。一定期間を設定して電子媒体あるいは紙媒体で授業に対する意見や要望を募るという方法が一般的である。

アンケート調査のほかに、学生たちが常時教育内容や方法についての意見や要望を出せるように、2007年5月から、図書室(西南学院大学図書館法科大学院分館)2階のコピー室内に「意見箱」を設置している。投書内容について特に限定しているわけではないが、主としてFDに関する意見や要望をくみ上げる趣旨で設置したものであり、そのことは学生にも示している。⁴⁰意見箱の管理はFD委員が行っている。法科大学院としての対応を検討する必要がある投書については、法科大学院長に伝え、場合によっては法科大学院教授会に諮って対応している。

³⁹ 当該データに記載されている回収率は、学期初めの受講登録者数を母数としているが、実際には、その授業の受講をあきらめて初めから出席しなかったり、休学や退学を予定して学期途中で授業に出てこなくなった学生が毎年数名いるので、それらを除外すると、回収率はほぼ100%である。

⁴⁰ 2012年8月に新しい意見箱を設置した際の法科大学院長名の掲示参照。

また、修了生に対して、本学法科大学院の教育内容や教育方法全般について意見を問う「修了生アンケート」を実施している。司法試験合格者に対しては、別途「合格者ヒアリング」を行い、本学法科大学院の教育内容や方法についての意見等を聴取している。これらについては、その結果を文書にして全専任教員に配布し、法科大学院教授会でその内容について報告と質疑応答を行っている。

(2) 評価結果の活用

「学生による授業評価調査」の結果について、本学法科大学院では、まず、全専任教員が、アンケート結果と、教員の自己評価を含めて、それをどのように受け止めたか、また、どのように対応するつもりかを文書にして、掲示板に掲示して学生たちに知らせている。

また、FD研究会において、アンケート結果とそれをどう受け止めたかについて報告し、個々の授業や全体の状況について意見交換を行い、問題点があれば対応を検討している。場合によっては、その検討にもとづいて担当者に改善を求め具体的な対応をとることもある（4-1-(6)参照）。

(3) アンケート調査以外の方法

(1)で述べたように、「意見箱」を設置しているほか、「修了生アンケート」や「合格者ヒアリング」を行っている。また、本学法科大学院では、少人数教育の良さを生かした学生たちとの日常的な接触と交流を重視しており、アドバイザー制度や「拡大オフィスアワー」の制度（1-2参照）を活用するなどして、授業に対する学生たちの率直な意見や要望をくみ上げ、速やかに対応するようにしている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

毎学期全授業科目について「学生による授業評価調査」を実施しており、回収率はきわめて高い。回答者の匿名性についても配慮されている。学生たちに対する結果の開示とレスポンスが各担当教員による文書掲示によってなされており、また、FD研究会で各教員が結果を公表しあい、相互に意見交換を行い、場合によっては法科大学院として改善のための具体的な対応を行うなど、結果

を活用する取り組みが積極的に行われている。また、それとは別に何人かの教員は別途独自のアンケートを実施していること、「意見箱」によって常時学生たちの意見や要望をくみ上げるようになってきていること、修了生や合格者からもアンケートやヒアリングによって本学法科大学院の教育についての意見を積極的に集めてFDに生かすよう努めていること、さらに、アドバイザー制度等を通じて、授業の内容・方法も含めてきめ細かく学生たちの要望をくみ上げようとしていることなど、FDに対する組織的取り組みが積極的に行われて充実した成果をあげていると評価できる。

ただし、以下の点についてはなお改善の余地が認められる。「学生による授業評価調査」は全学規模のアンケートであるということもあり、その質問項目の中に法科大学院独自のものも含まれているとはいえ、法曹養成に特化した法科大学院教育の特性を十分に反映したものにはなっていないきらいがある。また、当該学期の授業の改善に役立てるためには実施時期が遅すぎるといった問題点がある。本学法科大学院の多くの教員は、アンケート制度に依存することなく日常的な学生たちとの接触の中できめ細かく意見や要望をくみ上げるように努めているが、それとは別に、アンケート自体がより充実した実効性のあるものになるよう工夫する余地が残されている。

なお、学生アンケートについては、2004年の開設時から、事後的にFD研究会で結果を報告しあい意見交換を行ってきたが、4-1-(2)で述べたように、2007年から2010年の間は、教育内容や方法あるいは教育態勢についての法科大学院教授会を中心とした検討がなされる中で、アンケート結果検討のためのFD研究会の開催が低調であった(2007年度、2008年度及び2009年度は各1回、2010年度は開催なし)。2011年5月のFD研究会で各学期のアンケート結果検討のためのFD研究会を定例化することが改めて決定され、実施されている。⁴¹

3 自己評定

B

4 改善計画

特になし。

⁴¹ 2011年5月25日FD研究会議事録参照。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1) <科目設定・バランス>

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

1 現状

(1) 開設科目

- ・ 2011年度について

下記の表は、2011年度入学生から適用されるカリキュラムに基づく。⁴²

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	28	68	25	62
法律実務基礎科目群	8	15	5	10
基礎法学・隣接科目群	12	24	[2(1)]	(4以上)
展開・先端科目群	28	56	12	基礎法学・ 隣接科目群 と合わせて 24以上

- ・ [注] 上記「必修」には選択必修を含む。

基礎法学・隣接科目群における「うち必修科目数」の欄に「[2(1)]」とあるのは、2011年度入学生から、基礎法学・隣接科目群のうち、「キリスト教倫理」と「国際社会と法」のどちらかを必ず修得しなければならないことにしたことを表すためである。

⁴² 各科目群にどのような科目が配分されているかについては、2011年度学生便覧13頁～18頁の開講科目表を参照。

正規科目でありながら開講されていない科目として、法律基本科目群の「商法Ⅱ」、法律実務基礎科目群の「エクスターンシップ」、「刑事実務演習」、展開・先端科目群の「国際組織法」がある。これらが不開講であった理由は、主たる配当年次として想定していた年次（2年次）における履修単位数上限のために、正規科目のままでは事実上学生が履修できないこと（「商法Ⅱ」、「刑事実務演習」）、正規科目として開講するだけの十分な準備ができていないと判断したこと（「エクスターンシップ」）、担当者が見つからないこと（「国際組織法」）、以上に求められる。

この他に、福岡県内4大学法科大学院の連携科目として他大学で開講される2科目（「子どもの権利」、「ジェンダーと法」）があり、これらを履修し単位を修得した場合には、展開・先端科目群の科目として扱われ、修了に必要な単位数に数えられる。

なお、臨時開講科目については、5-5参照。

・ 2012年度について

下記の表は、2012年度入学生から適用されるカリキュラムに基づく。⁴³

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	32	76	26	64
法律実務基礎科目群	9	17	6	12
基礎法学・隣接科目群	11	22	[2(1)]	(4以上)
展開・先端科目群	27	54	9	基礎法学・ 隣接科目群 と合わせて 24以上

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

2011年度不開講科目のうち、「商法Ⅱ」を2・3年次向けに開講した。この科目を2年次に履修することの困難な状況は残っているが、3年次に履修することは可能である。「刑事実務演習」は、正規科目として3年次に開講とした。「エクスターンシップ」は、準備期間を経て正規科目としての開講が可能と判断し、2・3年次開講とした。「国際組織法」も、非常勤講師の手当てができたので開講した。

(2) 履修ルール

・ 2011年度入学生

法務研究科規則第3条に履修方法が定められている。同条第1号によれば、

⁴³ 各科目群にどのような科目が配分されているかについては、2012年度学生便覧15頁～22頁の開講科目表を参照。

標準修業年限3年修了者は、法律基本科目群から62単位以上、法律実務基礎科目群から10単位以上、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から24単位以上(ただし、「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得しなければならない。)を修得しなければならない。

同規則第3条第3号によれば、法学既修者は、法律基本科目群から32単位以上、法律実務基礎科目群から10単位以上、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から24単位以上(ただし、「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得しなければならない。)を修得しなければならない。

・2012年度入学生

法務研究科規則第3条第1号によれば、標準修業年限3年修了者は、法律基本科目群から64単位以上(ただし、必修科目62単位を修得し、かつ、「行政法入門」、「民事手続法入門」及び「刑事手続法入門」のうちから2単位以上を修得しなければならない。)、法律実務基礎科目群から必修科目を含めて12単位以上、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から22単位以上(ただし、「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得しなければならない。)を修得しなければならない。

同規則第3条第3号によれば、法学既修者は、法律基本科目群から必修科目を含めて32単位以上、法律実務基礎科目群から12単位以上(ただし、必修科目10単位を修得し、かつ、「エクスターンシップ」、「刑事実務演習」及び「弁護士実務」のうちから2単位以上を修得しなければならない。)、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から22単位以上(ただし、「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得しなければならない。)を修得しなければならない。

(3) 学生の履修状況

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	62	32
法律実務基礎科目	7.7	10
基礎法学・隣接科目	9.2	9
展開・先端科目	17.7	16
4科目群の合計	96.6	67

上記の表において、法律実務基礎科目群の履修単位数が未修者コースと既修者コースで大きく異なるのは、未修者コースの学生は2009年度に入学し、法律

実務基礎科目群からの必修単位数が6単位のカリキュラムが適用されるのに対して、既修者コースの学生は2010年度に入学し、法律実務基礎科目群からの必修単位数を10単位とするカリキュラムが適用されるからである。

法律基本科目群と法律実務基礎科目群の科目はほとんどが必修科目であるため、配当時期や時間割の関係で履修に障害が生じることはない。

これに対して、選択科目については、特に未修者1年次生の段階では履修登録上限による制約のため、基礎法学・隣接科目群を履修するのに若干の困難はある。しかし、学年が進むにしたがって、展開・先端科目群を含めて、履修が容易になる仕組みになっている。

2・3年次も含めて、選択科目の配当時期、時間割の関係には注意が必要である。同一曜限に必修科目と選択科目を入れないなどの工夫をして、履修に障害が生じないようにしている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

展開・先端科目群のなかの「消費者問題」、「刑事弁護実務」、「高齢者・障害者問題」（いずれも2単位）は、「福岡県内4法科大学院及び福岡県弁護士会との教育連携に関する協定」に基づいて開講されているものであり、他大学法科大学院生の履修が可能である。

2 点検・評価

授業科目は法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって開講されている。また、修了までに「法律実務基礎科目群のみで10単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるようにカリキュラムと単位配分が工夫されている。一部の例外的事例を除いて、配当時期や時間割の面で学生が現実に履修可能なコマ組になっている。学生の履修状況にも偏りは存在しない。法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群にそれぞれ配置されている各科目の実質的内容が当該科目名及び当該科目群に適合しないという例はない。開講科目のなかで、継続的な補習への出席を義務付けている科目はない。また、展開・先端科目群や臨時開講科目のなかに司法試験対策をするというような内容の科目はない。

5-5において述べるように、臨時開講科目の数が多という問題があったが、2011年度中に科目を整理検討し、引き続き開講が必要と考えられる科目は

正規科目にし、そのほかの科目は廃止した⁴⁴。

3 自己評定

B

4 改善計画

運用の問題として、当該年度において実際に履修できる形態で科目を配置することに引き続き配慮していきたい。

⁴⁴ 2011年12月21日，2012年1月18日，2012年2月1日，2012年2月22日，2012年3月6日法科大学院教授会議事録参照。

5-2 科目構成(2)〈科目の体系的・適切性〉

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

(注)

- ① 「体系的かつ適切に」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう。

1 現状

(1) 科目開設の体系的性

ア 体系的性に関する考え方、工夫

以下では、2012年度入学生から適用されるカリキュラムを中心に説明し、必要に応じて2011年度入学生に適用されるカリキュラムにも言及することにする。

(ア) 法律基本科目群32科目76単位のうち、25科目62単位が必修科目であり、これはさらに公法系科目5科目10単位、民法系科目14科目36単位、刑事法系科目6科目16単位に分かれる。必修科目の他に、入門科目3科目6単位のうち2単位以上を選択必修としている。また、必修でも選択必修でもない科目として4科目8単位がある。

おおむね、1年次においては、法曹にとって最も基本的な知識の体系的理解(理論的基礎に裏付けられた体系的知識)と基礎的な法的問題解決能力の養成を主たる目的とし、憲法、民法、商法、刑法の講義科目と民法の演習科目1科目の計30単位を配当している。さらに、2年次法律基本科目について未修者に初歩的入門的概要を知ってもらうために、入門科目3科目6単位を用意し、2単位以上を選択必修としている。これらは、後に5-5-1-(2)においてふれる経緯により2011年度入学生までは臨時開講科目として提供していたものであるが、2012年度から正規科目として位置づけた。

2年次には、基本的知識の体系的理解について行政法、手続法に対象を広げるとともに、1年次に体系的知識を修得した科目については、主に判例や仮設事例を素材として知識や理解を深めるとともに高度の法的分析能力を養うことにしている。すなわち、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野について講義科目をおくとともに、民法、刑法、商法、民事訴訟法の演習科目を配当している。なお、必修科目でも選択必修でもない講義科目として2・3年次に「商法Ⅱ」を配当している。これは、「商法Ⅰ」においては扱うことのできない商法総則・商行為法・手形法(手形法と並んで重要な電子手形法の概要を含む)・小切手法を講義するものである。

3年次においては、法分野に分断されない事件そのものを全体して把握し多

元的に分析することのできる実践的問題解決能力の習得、当事者の立場により異なった立論をすることを意識しながら自らの主張を組み立てることなどを目指している。民法法総合演習2科目、刑法法総合演習2科目、そして公法演習1科目が必修として配当されている。なお、3年次には、必修ではないが、3年次の目的に見合った公法系2科目（「公法演習Ⅱ」、「憲法訴訟論」）及び民事系1科目（「民事法事例演習」）も配当されている。

（イ） 法律実務基礎科目群には、9科目17単位が配当されている。

法学未修者は、このうち1年次の「法の理論と実務」・「法曹倫理」、2年次の「民事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」、3年次の「民事模擬裁判」・「刑事模擬裁判」の6科目12単位が必修である。2009年度入学生までは「法曹倫理」・「民事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」の3科目6単位のみ必修であったが、2010年度入学生から「民事模擬裁判」・「刑事模擬裁判」を加えた5科目10単位を必修とし、さらに2012年度入学生から「法の理論と実務」を加えた6科目12単位を必修とした。「法曹倫理」は法曹に求められている職業倫理について学ぶものであり、1年次に学ぶことがふさわしい。また、「法の理論と実務」は、法律基本科目のなかで学ぶ基本的な事柄が実務ではどのようにあらわれるのかを実務資料を素材にしながら示すとともに、法律文書のあり方を示し、また家庭裁判所調査官や心理カウンセラーなどをゲストスピーカーとしてお招きして実務の一端にふれるなどを内容としている。総じていえば、実務家を目指す学生に実務へのナビゲートをするとともに、法科大学院での学習へのモチベーションを喚起するための科目であり、1年次におくことがふさわしい。2011年度までは基礎法学・隣接科目群になかに1科目とされ位置づけが不明瞭であったが、2012年度から位置づけを明確にしたものである。2年次「民事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」は、事実認定や要件事実を中心に理論と技能を学ぶ。3年次「民事模擬裁判」・「刑事模擬裁判」は、2年次までに法律基本科目群及び法律実務基礎科目群の学習により得られた能力を前提に、訴訟手続の各段階において必要となる実務的能力を養うものである。

なお、法学未修者に対しては、必修でも選択必修でもない科目として、「エクスターンシップ」を2年次以上に配当している。また、3年次に具体的事件の事実に基づいた訴状・起案と法律相談とを内容とする「弁護士実務」、及び刑事手続法における重要論点の解説と実際の実務を視野に置いた演習を行う「刑事実務演習」を配当している。

法学既修者は、入学した年次の「法曹倫理」・「民事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」、3年次の「民事模擬裁判」・「刑事模擬裁判」の5科目10単位を必修とし、これに加えて、「エクスターンシップ」・「刑事実務演習」・「弁護士実務」のうち2単位以上を選択必修としている。これは、2011年度入学生ま

では5科目10単位が必修であったところ、2012年度入学生から選択必修2単位以上を加えた。法学未修者は「法の理論と実務」を必修としたが、法学既修者には「法の理論と実務」よりも高度な科目を必修とするのがふさわしいと考えた結果である。

(ウ) 基礎法学・隣接科目群においては、「法哲学」などの基礎法学科目、「法と経済学」といった法学と関連する社会科学分野の科目のほかに、国際的視野と語学力を養うために「国際社会と法」、「外国法」、「法律英語」などを提供している。さらに、本学法科大学院の教育理念を生かすために「キリスト教倫理」を開講している。いずれも1年次から履修可能である。なお、2011年度入学生から、基礎法学・隣接科目群のうち、「キリスト教倫理」と「国際社会と法」のどちらか2単位を必ず修得しなければならないことにした。

(エ) 展開・先端科目群においては、学生の問題関心や将来の志望に応じて必要な内容が学べるように、「税法」、「地方自治法」、「土地私法」、「金融法」、「知的財産法」、「労働法」、「執行・保全法」、「倒産法」、「特別刑法」、「刑事政策」(各2単位)等の国内法科目を配置するほか、国際的な法律問題に対応できる素養を備えた法律家の養成という本学法科大学院の教育方針に沿って、私法分野に限らず公法分野に属する科目も含めて、「国際私法」、「国際取引法」、「国際紛争解決法」、「国際環境法」、「国際人権法」、「国際組織法」(各2単位)といった多様な国際関係法科目を配置している。これらの科目のうち、2年次までの法律基本科目の履修を前提とした履修が望ましい科目は、3年次配当としている(例えば、「税法」、「環境法」など)。また、前回認証評価の際には不十分であった演習科目を労働法、経済法、倒産法について提供できるようになった。2012年度からは「司法福祉論」を新たに提供するなど、充実に努めている。

また、福岡県弁護士会と県内4大学法科大学院との連携に基づいて、先端的な法律問題に最前線で取り組んできた弁護士としての経験に基づく実践的な理論と知識を学ぶ科目として、「刑事弁護実務」、「消費者問題」、「高齢者・障害者問題」(各2単位)を配置している。

これらの科目は基本的には2年次以上配当科目であるが、2年次までに履修する法律基本科目の内容をふまえた学修が期待される科目については、3年次配当としている。

(オ) これらの科目群のうち、特に(ア)と(イ)においては、基本的には1年次から3年次まで、基本的には、<基礎>→<応用深化>→<総合化>というプロセスにそったものである。この点や(ウ)(エ)における諸科目の位置づけについては、学生便覧と「本学法科大学院の『養成する人材』と教育シス

テムの概要」(9-1も参照)に詳しく説明されている⁴⁵。

イ 関連科目の調整等

関連する各科目間の内容の調整は、これまでは、FD研究会での検討及び各分野の教員による相談によりなされてきた。9-1でふれたように、2011年度末に「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を完成させるまでのプロセスのなかで、公法系、民法系、刑事法系の教員グループを立ち上げ、科目内容と本学法科大学院の理念との関係などについて、再検討を行った。2012年度の開講科目とその内容はこの検討をふまえたものであり、各科目間の内容の調整も行われている。

なお、法学既修者に対し、履修免除対象となる1年次配当必修科目の一部につき履修免除を行わず、2年次に履修させるという方法は、本学法科大学院では現在まで採用していない。

(2) 科目開設の適切性

ア 法曹像等との適合性

本報告書1-1, 9-1において述べているように、本学法科大学院は、その教育理念を具体化するものとして、4つの柱からなる「養成する人材」を策定し、さらに、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を完成させた。その結果、本学法科大学院が養成しようとする法曹像と開設科目・カリキュラムとの関連はより明確になったといえる。

(3) 特に力を入れている取り組み

法律実務基礎科目群から12単位を必修とし、実務能力の単葉を重視する姿勢を示した。また、本学法科大学院の特徴を生かすべく、展開・先端科目群において国際関係法科目を多く提供している。これとあわせて、本学法科大学院の教育理念を生かすべく、2011年度入学生から、基礎法学・隣接科目群のうち、「キリスト教倫理」と「国際社会と法」のどちらか2単位を必ず修得しなければならないことにした。

(4) その他

特になし。

⁴⁵ 2012年度学生便覧4頁～11頁参照。

2 点検・評価

授業科目全体をみると、本学法科大学院の教育理念、本学法科大学院の考える「養成すべき人材」をふまえ、養成しようとする法曹像に適合した、体系的な科目構成になっており、科目間の調整もなされているといえる。また、配当年次・学期も基本的には教育効果が上がるように工夫され、時間割も学生が履修可能なコマ組になっている。開設された科目と本学法科大学院の基本方針との適合性もある。法科大学院の使命からみて不適切な科目や司法試験対策に特化した科目も見当たらない。

前回認証評価の際には、法律基本科目必修科目における公法、民事法、刑事法各分野間のアンバランスが指摘された。今回は前回に比べて行政法科目が2年次に2科目となり、3年次科目との関係も明確となるなど、一定改善されたが、公法科目10単位、民事法科目36単位、刑事法科目16単位という大枠は変わっていない。必修でも選択必須でもない法律基本科目をおいているのは、アンバランス解消のための対応という面があるが、抜本的な解決とは言えない。この点についての解決策を見いだすべく、さまざまな検討はなされてきたが、法律基本科目の必修科目単位数を増やすことなくバランスを改善するには、一定数の科目を必修科目から外さざるをえず、他方で、必修科目単位数を増やすと学生の負担増につながる面がある（特に展開先端科目群の履修のための時間を圧迫する）ため、効果的な解決策を見出せないでいる。

また、特に既修者の場合は、「法曹倫理」を2年次に修得しなければいけないことなどとの関係で、基礎法学・隣接科目群と展開・先端科目群から必要な単位数を履修すると同時に法律基本科目群と法律実務基礎科目群において必修とされる単位数を超えて履修することが難しいとの意見もあり、検討の余地がある。

3 自己評定

B

4 改善計画

法律基本科目群の必修科目における公法・民事法・刑事法のアンバランスについて効果的な解決策を見出すとともに、特に既修者を念頭に、効果的な履修科目選択が妨げられていないか、検証する。

5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

法曹倫理を教育内容とする授業科目としては、1年次必修科目として、「法曹倫理」(2単位)を開講している(法学既修者は入学年次)。その科目内容についてはシラバスに書かれているとおりである。この科目の授業内容自体は弁護士倫理を中心とするものであり、弁護士が非常勤講師としてこの科目を担当しているが、裁判官倫理については裁判官経験のある弁護士実務家教員(専任)が、検察官倫理については検察官出身の実務家教員(専任)が、それぞれ「法曹倫理」の授業の中で特別講話をするなどの工夫をしている。

(2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

法曹倫理科目が必修科目として開設されており、内容においても問題はない。

3 自己評定

適合

4 改善計画

特になし。

5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

適切な履修指導という点で取りあげられなければならないのは、必修の法律基本科目 62 単位（法学既修者 32 単位）、法律実務基礎科目 12 単位以外の科目をどのように履修するかである。

この点に関して、まず、2012 年度学生便覧 4 頁～7 頁、10～11 頁において、開講科目と本学法科大学院の理念・「養成する人材」との関係を説明し、必修でない科目も積極的に履修すべきこと、本学法科大学院の理念を受けて一つでも多くの国際関係法科目を履修してほしいことなどが述べられている。

また、学生が自己の進路との関係で履修科目の選択を適切に行うことができるようにするために 2012 年度学生便覧 26 頁～30 頁にコース別履修モデル表を提示している。もっとも、ここでいう「コース」はカリキュラムに具体化されているものではなく、あくまでも学生が将来どのような分野に強い法曹となることを希望するかに応じての「目安」ととどまる。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

新入生に対しては、毎年 3 月末（2011 年度は 3 月 30 日、2012 年度は 3 月 29 日）にオリエンテーションを行い、その際に、教務主任が履修ガイダンスを行っている。そこでは、カリキュラムの特徴や科目選択のうえでの注意事項が説明されている（新入生全員参加）。

在学生に対しては、新年度が始まる前の 3 月 10 日前後に進級に備えた履修ガイダンスを行い、教務主任から新年度の科目や時間割を含めて科目選択上の注意事項を説明している（在学生概ね 7～8 割参加）。

なお、2011 年度は、初めての試みとして、上記の新入生向け履修指導とは別に、法科大学院において法曹を目指した勉強をどのように、どのような心構えで行えばよいのかを説明するために、入門ガイダンス「法科大学院：どのように勉強すればよいのか」を開催した（2 年次進級生も含めて 22 名参加）。ここでは、実務家教員 1 名と研究者教員 2 名がそれぞれの専門分野を生かしたガイダンスを行っている。これは 2012 年度においても行った（16 名参加）。また、2011 年 4 月 14 日には、本学法科大学院を修了した弁護士 2 名を講師に、新入生向けに勉強の仕方についてアドバイスをうけるための講演会を開催した。

2012年度は1年次法律基本科目についてTAを新設したので(7-6, 7-8参照), この種の講演会は開催していない。これら「入門ガイダンス」と講演会は, 必修科目以外の選択科目のなかのどの科目を, どのような順序で履修すべきかという意味での履修選択指導というよりも, 法科大学院における学習全体への心構えを説くものではあるが, この項目で紹介しておく。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

個別の学生に対する履修選択指導として, 恒常的に制度として行なわれているものはないが, アドバイザー(7-7参照)が, 毎年個別の相談に応じてアドバイスを行なっている。指導方法の手引き・目安を作成・設定はしていない。学生便覧を参照しながらアドバイスを行なうことになる。

ウ 情報提供

1-1に記したように, 学生に法曹像そのものを考えてもらうための講演会は実施しているが, 履修選択の参考とすることを直接の目的とした情報提供は行なっていない。

エ その他

特定科目の履修を選択しないように指導している例はなく, たとえある科目の受講希望者が1名であっても開講するようにしている。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生の履修科目選択の状況を判断する資料としては, 毎年度の科目別受講者数がある。これをみると, 各科目ともおおむねお一定の受講者数をもって開講されている。ただし, 本学法科大学院の特徴に直結する国際関係法科目の受講者数はおしなべて低い。また, 各年度4月に後期の選択科目を受講登録しておきながら, 前期試験により修了に必要な単位数を修得する見通しが立ったため, 後期の履修を取り消すといったケースは多い。

イ 検証等

毎年度の科目別受講者数は教務主任レベルで把握し, 必要があれば法科大学院教授会に情報提供している。科目別受講者数以外に, 一人ひとりの学生が進路選択と絡めてどのような科目選択をする傾向にあるのかまでの把握, 分析はできていない。

(4) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

入学時、進級時の履修指導は、学生便覧とオリエンテーションなどにより、可能な限りのことをしているといえる。もっとも、学生の進路選択に実際に役立つ、より細かなレベルでの履修指導までは十分に手が届いていない。個別履修指導のための目安が作成されていないのも、この点にかかわる。これに学生便覧掲載の履修モデル（コース）が実際に学生の選択にあたってどれだけ有益な情報となりえているかについても検討する必要がある。

実際に学生が「適切」に選択したか否か、学生の実際の選択の要因がどこにあるのかなど把握が不十分であり、今後の調査、分析が必要である。

3 自己評価 C

4 改善計画

特に基礎法隣接科目群と展開先端科目群について履修選択のアドバイスができるような目安の作成を検討する。

5-5 履修(2)〈履修登録の上限〉

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。

(注)

- ① 修了年度の年次は44単位を上限とすることができる。

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

法務研究科規則第3条第2号によれば、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、2011年度入学生は1年につき36単位を上限とするが、標準修業年限3年修了者又は法学既修者が修了年次に登録できる単位数は44単位を上限とする。2012年度入学生は1年につき36単位を上限とするが、標準修業年限3年修了者が1年次に登録することができる単位数は38単位を上限とし、標準修業年限3年修了者又は法学既修者が修了年次に登録できる単位数は44単位を上限とする。2012年度入学生から未修者1年次の履修単位上限を2単位増加させたのは、法律基本科目中の入門科目3科目のうちから2単位を選択必修としたことに対応する措置である。これについては、次項(2)も参照されたい。

1単位の授業時間数は、45分を15回であり、したがって、2単位科目は90分の授業15回である。

(2) 無単位科目等

本法科大学院では、正規科目とは別に、2011年度までは臨時開講科目が開講されていた。これは、学則別表に記載される正規科目ではなく、学生が履修しても修了に必要な単位数のなかには算入されず、また履修科目登録上限の計算の際も参入されない。臨時開講科目は、法務研究科学則第8条第2項に基づき、毎年度、法科大学院教授会の議を経て開講されていた。2011年度の臨時開講科目は12科目23単位であった。

2011年度開講の臨時開講科目のうち、3科目6単位(「行政法入門」、「民事手続法入門」、「刑事手続法入門」)は1年次に法律基本科目群を補充する入門的科目として用意されたものである。これらは、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会による「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)(平成21年4月17日)」の「第2 修了者の質の保障」、「2 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底」、「(1) 法律基本科目の基礎的な学修の確保」において「各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要がある」と述べていたこと

に応じて、開講されたものである。

次に、3科目5単位は、法律実務基礎科目群を補充する入門科目（「刑事実務入門」）、法律実務基礎科目群において上に述べた履修単位上限のために正規科目として提供できない（学生が履修登録できない）「刑事実務演習」の代替としての科目（「刑事実務問題演習」）、法律実務基礎科目群の正規科目である「エクスターンシップ」を開講する準備段階として用意した科目（「弁護士実務実習」）である。

その他の6科目12単位（「民事法事例演習Ⅰ」、「民事法事例演習Ⅱ」、「商法特講」、「倒産法演習」、「民事手続法特講Ⅰ」、「民事手続法特講Ⅱ」）は、基本的には2・3年次に法律基本科目群と展開・先端科目群を補充するために用意されたものである。ただし、「商法特講」は正規科目の「商法Ⅱ」が履修単位上限のために開講できない（学生が履修登録できない）ため、これを代替する科目である。

以上の臨時開講科目の2011年度における履修状況は、以下のとおりであった。

科目名	受講者数	科目名	受講者数
刑事実務入門	4	弁護士実務実習	5
刑事実務問題演習	3	民事手続法特講Ⅰ	2
刑事手続法入門	4	民事手続法特講Ⅱ	2
行政法入門	11	民事手続法入門	3
商法特講	9	民事法事例演習Ⅰ	4
倒産法演習	2	民事法事例演習Ⅱ	1

これらの科目が恒常的に存在することは事実上、学生が履修登録上限を超えて履修することにつながりかねないものであるので、2011年度中に整理することを検討し、2012年度からは一部は正規科目とされ、一部は廃止された結果、2012年度においては臨時開講科目は存在しなくなった⁴⁶。

（3）補習

授業内容が正規の時間数に収まり切らないために時間割に定められた曜限以外の日時に行う授業という意味での「補講」は、一部の法律基本科目及び一部の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目において行われた例がある。

⁴⁶ 2012年度学生便覧15頁、16頁。なお、同17頁、18頁参照。5-1-1-（1）参照。

【2011 年度休講を伴わない補講】

科目名	補講回数
民法Ⅰ（総則・物権法）	4
民法Ⅲ（担保物権法）	2
刑法Ⅰ（総論）	1
経済法演習	1
刑事手続法入門	1

【2012 年度休講を伴わない補講】

科目名	補講回数
民法Ⅰ（総則・物権法）	2

本学法科大学院においては、正規の授業時間とは別に、正規の授業内容の理解を助けるための「補習」の時間を制度として設けることはしていない。なお、1-2において述べたように、本学法科大学院には「拡大オフィスアワー」という制度があり、専任教員が週1回、学生の希望を考慮しつつ、その創意工夫によりさまざまな内容の教育プログラムを提供している。具体的な内容は「拡大オフィスアワー集」⁴⁷に掲載されている。「拡大オフィスアワー」の内容をどのようなものとするかは各教員の判断に委ねられており、この時間を利用して正規の授業時間だけでは理解が不十分な学生の指導を行なうケースもある。しかし、「拡大オフィスアワー」に参加するか否かは完全に学生の自由な判断に委ねられており、これに参加するか否かによって正規授業の単位修得が左右されることはない。実際の参加状況も、ごく数名というものから20名前後のものまで様々である。

(4) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

履修登録上限に関するルールは適切であり、遵守されている。「拡大オフィスアワー」や補講により予習・復習、学生間の議論などの自学自習に充てるべき時間が不十分となるという事態はない。

3 自己評定
適合

⁴⁷ 各年度の「拡大オフィスアワー集」参照。

4 改善計画
特になし。

第6分野 授業

6-1 授業

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1 現状

(1) 授業計画・準備

授業計画であるシラバスは、新入生には入学時、在學生には3月半ばに配布している。シラバスはCD-ROMとして配布している。シラバスのフォームには、「講義目的」、「各回の授業内容」、「成績評価方法・基準」、「準備学習等についての具体的な指示」、「教科書・参考文献」、「履修条件」といった項目を設けている。非常勤講師も含めて各科目担当者に次年度のシラバス執筆を依頼する際に、これらの事項について必要な記載をするようお願いをしている。また、原稿が集まった段階で執行部がそれを確認し、各項目についての記載もれがあったり、大まかにすぎるものがある場合は、書き直しをお願いしている。

シラバスに記載された授業計画と実際の授業が乖離したという事例は、最近では存在しない。各回の授業内容がシラバスと完全には一致しないことが生じるという例はあるが、後に述べる事前のレジュメ配布でカバーされていると思われる。

(2) 教材・参考図書

法科大学院として各科目の教材に特に組織的に工夫を求めるという試みはしていないが、「民事法総合演習Ⅰ」や「刑事法演習」のように、本学教員による独自の教材が作成されている例はある。

(3) 教育支援システム

TKC 教育支援システムを利用しているため、それを通じてレジュメなどの配布が行われている科目が多い。そういう科目において、レジュメが入手できないといった苦情は出てきていない。在學生全員による利用が行きわたっていると考えられる。

なお、このシステムを必ずしもすべての科目担当者が利用しているわけではないので、利用されていない科目について、どのような手段、形態で学生に資料を配布しているかを確認する必要がある(特に非常勤講師)。この点は、来年度のシラバスの執筆依頼の際にアンケートを実施して確認しなければならない。

(4) 予習教材等の配布

学生の予習の便宜を考えて、原則として1週間前には配布することになっている。なお、講義科目のレジュメを、学期の始めに配布している科目もある。なお、この点での詳細の具体的内容及び資料配布の時期について全体的な確認をする必要がある。

TKC 教育支援システムによる配信ができない教材、例えば判例のコピーや学生が作成した手書きの法的文書については、事務室カウンターにおいて学生に配布している。例えば学生が作成した手書きの法的文書（演習などで利用）の場合には授業の前日までには配布して学生の予習が可能なようにしている。

(5) 授業の実施

〔憲法〕

憲法関係5科目相互の関係と教育目標は、『本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要』とシラバスに記されている。講義形式の授業については、授業内容を示したプリントを授業の1週間前に配信している。シラバスなどとあわせて、授業で扱う部分と自学自修に任せる部分の区別がわかるようにしてある。学生に対しては、前回授業までの復習的なもの、当日の授業内容にかかわるものなどの質問を頻繁にしている。1年次後期の科目においては事例についての考え方を問う質問にするなど、学習段階を考慮している。1年次科目では、学期中に小テストを2回行って、学生の理解状況を把握するよう努めている。演習形式の授業においては、扱う事例（2011年度までは市販教材、2012年度は教員が作成）を開講時にあらかじめ提示し、学生が授業時に提出する書面をもとにして、教員からの質問、学生からの質問、それらをきっかけにした議論とメリハリを付けている。授業後は担当学生に必ず書面を書き直して提出させており、面談も含めて、学生のフォローに努めている。5科目とも出席は毎回確認している。

〔行政法〕

講義科目につき、「行政法入門」（1年次前期，2単位）は、行政法全領域を対象に、「法の仕組みの正確な理解」に重点をおき、行政法を初めて履修する学生を念頭に、基本事項の理解を徹底させるべく授業を進めている。その際、可能な限り事例に即した理解を求め、知識の定着と全体像の把握を図ってもらうことに腐心している。また、教員側からの指名に基づく発言と学生側の挙手による発言を組合せ、自分の言葉で説明できる能力涵養のための素地を作ることを目指している。「法と行政活動」（2年次前期必修，2単位）及び「行政救済法」（2年次後期必修，2単位）は、それぞれ行政法総論、行政救済法の領域を対象に、「公法的価値の的確な把握」に加え「当事者主張の適切な構成」及び「説得

的な文章の作成」のあり方の把握を重点において実施されている。行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択して初めて違法性の主張が可能になるという特徴をもつ。「法と行政活動」及び「行政救済法」では、いわゆる行政法総論分野と行政救済法分野に通底する基本的考え方を修得し、その「基本的考え方」を「使える」ようにして、社会で生起する実際の事案について紛争解決に導く能力の基礎を身につけてもらうことに留意している。

授業の予習として、ア) 当該回に対応する基本書該当箇所を読む、イ) 当該回で扱う判例を読む(関係法令も参照。自分で違法性の構成もしてみる)、ウ) 各授業の前にアップされる当該授業内容を示したレジュメ上の設問を検討する、が必要となる。自学に委ねられるべき事項はこのレジュメで指示される(2年次の科目においては、イ)は、各回『ケースブック行政法』所収の重要判例すべてを読んでくことに加え、特に重要な判例を各回4つ程度予め指定しておく、授業ではこの判例の理解を多角的に問う。この問いは予め示さず、授業時はその場で問い、自らの考えを口頭で表現でき、議論できる力をも養う)。レジュメは各回の授業に必要な基本情報を5~10頁程度にまとめ提示する。受講者にとってはあくまで「他人」の講義ノートであることを理解させ、これを利用するにせよしないにせよ、自学に委ねられた部分を含め、受講者各自が「自分」のノートを充実させることを必須事項として奨励している。

演習科目である「公法演習Ⅰ」(3年次前期必修、2単位)は、事例を素材にした演習用の教材を基に、講義科目で履修した内容が習得できているか、それが当該事例において使えるか、の点に留意しながら、行政法の理解及び重要事項の説明の能力を定着させるべく実施している。また、「公法演習Ⅱ」(3年次後期、2単位)は、「現代型訴訟等への対応」及び「公法的価値の創造」に重点をシフトし、各事例を徹底的に分析し、行政訴訟実務能力の涵養を目指すべく実施している。

〔民法〕

民事法系の各科目相互の関係と教育目標は、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」13~18頁に記載されている。民法の講義科目(1年次開講)は、2名の研究者教員と1名の実務家教員が主要担当者となって分担講義しており、2名の研究者教員の担当する「民法Ⅰ(総則・物権法)」と「民法Ⅳ(債権法各論)」には、それぞれ別の実務家教員が共同担当の形で参加している。これは、講義を生に近い事実で補い、学生が獲得した知識を直ちに実際の事例に関連付けることを狙った授業形態である。つまり、理論面は研究者教員が担当していて、その内容について従来研究者教員が単独で行っていた講義と基本的な変化はない。これらの講義科目においては、双方向の授業を意識した内容が工夫されており、授業中に学生に対して多くの質問を行っている。こ

これらの講義科目のレジュメは、授業の1週間前までにTKCを利用して学生に配信している。演習形式の授業においては、講義で得た知識を事例に適用することを通じて、知識の実践化を図っている。これらの授業では、課題について学生の報告を求め、その後質疑応答を繰り返している。「民法演習Ⅰ」は1年次後期開講であり、学生の実力はまだ十分ではないが、その前提の下で問題と基本書とのつながりを確認するとともに知識と理解を深めるようにしている。「民法総合演習Ⅰ」は、民法、民事訴訟法を総合した演習科目であり、授業の始めに課題を示してその処理について法的文書の作成を求める授業である。1年次開講科目では、少なくとも2回の試験を実施し、理解状況を確認している。演習科目については試験は原則として1回である。出席は全科目について毎回確認している。

〔商法〕

商法の講義科目は、「商法Ⅰ」（会社法）と、「商法Ⅱ」（総則・商行為・手形小切手法）によって構成される。「商法Ⅰ」は必修科目であり、「商法Ⅱ」が選択科目であるため、「商法Ⅱ」を受講できない学生のために、「商法Ⅰ」の最初の時間に、商法全体の体系と要点とを説明した上で、会社法の講義を開始している。学生の能力と好みを考慮して特定の教科書を指定せず、教員が作成したレジュメに沿って講義を行っている。会社法の未修者がほとんどであるため、効率的な学習のために、事前に配信されるレジュメの予習を督促し、授業で丁寧な説明を加えた上で、レジュメに基本的な問題を掲載して、なるべく問題の解答を学生に答えてもらうようにしている。心がけている点は、体系的知識の習得はもちろん重要であるが、会社の諸制度の存在理由や法規整の根拠を常に考えながら、制度の有機的なつながりを理解させることである。学生の理解を確認するために、各回の授業の最初に前回の授業の要点を質問して答えさせるようにしている。さらに、何回かの小テストを実施し、終了後は、短答式問題は解答を全員で検討し、記述式問題は、教員が添削して返却している。今年度は、試験とは別に、若手弁護士のTAによる答案練習を授業の進行に応じて実施する予定である。「商法Ⅱ」は、コンパクトな教科書をレジュメの代わりに使って、「商法Ⅰ」と同じような方法で授業を行っている。

演習科目としての「商法演習」では、会社法に関する事例問題を満載した演習教材を使用して、「商法Ⅰ」で習得した基本的かつ体系的知識を、実際にどのように適用して、妥当な結論を導くことができるのかを全員で検討するようにしている。その際、技術的で無味乾燥と思われがちな会社法の規制が、他の民事紛争と変わらず、正義と公平を理念として、役員と株主、多数株主と少数株主、株主と債権者、会社と株主、会社と債権者との争いを解決し、あるいは紛争を予防しようとしていることを理解させるようにしている。知識を十分に身

に付けていないことが影響して活発な議論の実現は容易ではないが、相当の予習を前提とした授業にしているので、先ず、教材の問題の解答を口頭で述べなければならない、次に、教員の質問に対する回答、教員に対する質問等、学生はかなりの発言を行っている。

最後に、商法の関係科目として、総合科目である「民事法総合演習Ⅱ」があるが、民事手続法担当教員が、担当箇所の説明している、ここでは省略する。

〔民事訴訟法〕

この関係の授業科目は、必修科目としての①「民事手続法」、②「民事手続法演習」のほか、選択科目としての③「民事手続法入門」、④「民事手続法特講」が開設されている。また、他にこの関係で必修とされているものとして、会社法との総合授業として⑤「民事法総合演習Ⅱ」があり、実務との架橋という意味では⑥「民事模擬裁判」がある。ここでは、①、②及び⑤について述べる。

〈1〉 この関係科目における「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」については、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を参照されたい。

〈2〉 ①「民事手続法」について

ア 基本書としては、新堂『新民事訴訟法（第5版）』、高橋『重点講義・民事訴訟法（上）・（下）』などを紹介してあるが、既に相応のものを持っている場合にはそれで足りることとされている。しかし、いずれにしても大部であり限られた時間でそれを全うするのは到底不可能であることから、担当教員の作成したレジュメに基づいて講義形式の授業がなされている。レジュメについては、前期の授業開始前に相当の余裕期間を置いてTKCに掲載し、学生が入手可能なように手配している。なお、シラバスにおいて、一応の進行予定が明らかにされている。

イ もとより、上記レジュメはあくまでレジュメの域を出ないため、学生において各自手持ちの基本書の該当部分を予習してくることを求めているが、授業を踏まえた復習（その際に基本書をひもとくこと）が特に強調されている。

授業方法については、なるべく学生に指名して発言の機会を増やすことにより、緊張感を保った双方向の授業が追求されている。

なお、学生が第1審の手続の流れをきちんと理解できていないことが民訴法全体の地に足がついた理解を妨げているように思われるということで、2012年度においては、この関係の中間テストを早目に実施したり、「ミニ模擬裁判」と称する試みがなされるなどしている。

ウ 一応、シラバスに盛った内容の授業はひととおり終えることができているが、期末テストで、相当数の「D」（不合格）が出ているのが実情である。

そのため夏季休暇中に不合格者を対象にした自由参加の補習授業などが実施されているところである。

〈3〉②「民事手続法演習」について

ア この授業は、①により民事訴訟法の基礎的な知識や考え方がある程度修得されたということをふまえて、判例演習という形で重要な論点についてさらに理解を深めさせることと、互いに議論をすることの面白さを体験させること、また、報告者（2名1組）制度を採用することによって、必要な文献の調査やそれに基づく確かな論点の把握、それを踏まえた当日の議論の進行役などを務めさせることで、法律の議論とその準備の仕方を学ばせることを狙いとしている。

イ 教材は、担当教員が選定した判例を基本判例と参考判例に分けて紹介したものを使用している。もとより、報告者は担当教員と事前に打合せをすることにしており、担当教員からかなりのレクチャーがなされている。なお、当初は、授業後の「復習ノート」も報告者に作成させることを予定していたが、これについては担当教員が作成することに改められた。

ウ これもシラバスに掲げた予定がほぼそのとおりに実施されている。それにしても、学生がこのような演習方式の授業に不馴れなため、優秀な一部の学生はともかく、一般の学生にとっては特に報告者になることは相当の負担であるようで、授業評価アンケートなどにもそのような意見が見られる。しかし、これにより格段に学生諸君の力が付いているように思われるところであり、やはり努力しただけのことはあるということである。

〈4〉⑤「民事法総合演習Ⅱ」について

ア この授業は、会社法中心の演習（前半）と民訴法中心の演習（後半）とに分かれている。全体を通じて、商法・会社法担当教員、民訴法担当教員、実務家教員である現職弁護士が出席して、学生とともに議論をするという形式を取っている。なお、前半部分については教科書を使用しているが、後半部分については民訴法の担当教員が作成した設例とそれに基づく問題を検討することにしており、その場合のやり方は②の場合と基本的に同じである。

イ 判例演習とはひと味違う面白さと難しさがあり、それだけに負担は軽くないと思われるが、学生は積極的に授業に取り組んでくれている。議論の質も②とは明らかにレベルアップしているし、報告者もかなり自信をもってその役割を果たしてくれている。

〔刑法〕

「刑法Ⅰ（総論）」及び「刑法Ⅱ（各論）」は、本学の「養成する人材」と刑事法カリキュラム編成についての刑事法系教員間での懇談に基づき、刑法についての「理論知識」の修得に力点を置いて講義を展開している（「本学法科大学

院の『養成する人材』と教育システムの概要」19 頁以下参照)。未修者に対して、限られた時間で刑法の理論知識の全貌をできるだけ丁寧に伝えるために、主として講義型の授業とならざるをえないが、総論の知識を一通り身につけた後に行われる「刑法Ⅱ(各論)」では、「正確な法的知識に裏付けられた法的判断」のための実践能力の修得も意識して、時間の許す限りで、総論で学習した諸原則が個別犯罪類型の解釈にどのように反映するかといった点に関して発言を促し対話型の講義も採り入れている。教科書は学生の個性を尊重して、特定していないが、入学前オリエンテーション時に代表的な数冊を紹介している。授業はレジメに即して進められる。全レジメは、開講前の3月中あるいは8月中から LEX/DB よりダウンロード可能である。新判例に差し替える等改訂の必要が生じた時には、該当講義の1週間前までにアップし、講義でその旨伝えている。レジメは各回毎に分けられており、基本的に開講時に公表したスケジュールを遵守するので、各回毎に学生が予習すべき範囲は明確である。基本的にレジメに記載された範囲が1年次に修得すべき内容の全貌であるが、例えば刑罰法規の場所的適用範囲等、自学で充分カバーでき、かつそれを期待している分野については、講義中に適宜指摘し学修を促している。また、例えば共犯に関する発展的問題等、2年次の演習科目で事例を用いつつ学習させるべきもの(1年次では踏み込んだ解説は保留するもの)についても、その旨を伝えている。学生の理解度の把握のため、中間試験を課し、成績不振者に対しては個別に学習方法等を指導している。また、拡大オフィスアワー(自由参加)を利用して、講義の進度に合わせた判例を用いて、事実の切り取り方、理論的分析の論述の仕方の訓練をしている。拡大オフィスアワーで提出された答案については、若手弁護士のTAによる添削を加えて返却するが、担当教員も添削済み答案に目を通し、修得の度合いを見ている。

〔刑事訴訟法〕

本講義は、刑事手続法全体についての精緻な「理論知識」の修得を主たる目的としている。そのために、テキスト及び参考資料として刑訴法判例百選の読み込みを前提として、学生への質問をも通して講義を進めている。レジメは、講義の開始前の3月中に学生がTKC教育支援システムを利用して入手可能なようにしている。また、レジメ中には、事前に予習が求められ授業中質問がなされる項目をQとして示している(この部分は基本的に学生が自習することになる。また、自習すべき部分について授業中にも指示をしている)。他方、講義で説明したところをふまえて学生自身が復習しまとめるべき課題として、QQが設けられている。なお、講義中に扱ったQ及びQQについてのコメントは、講義終了後直ちに学生に配布するとともに、全体は事後にTKC教育支援システムに掲載している。また、「正確な法的知識に裏付けられた法的判断」のための基礎

的能力を育むために、講義中においても基本的な判例を取り上げるが、講義で取り上げる判例はレジュメ中に示している。さらに、新しい判例にも言及して、「新しい問題への対応」の基礎的能力の養成をも目指している。「理論知識の修得」を確認するために、単元終了後に4回の小テストを行うとともに、期末試験においても短答式試験をも実施している。また、中間・期末試験においては事例形式での論述式試験を採用している。

以上検討したとおり、各科目において適切な授業が十分に浸透している。以下では、各科目共通の事柄を述べておく。

ア 教育内容

各教員とも、それぞれの担当科目の配当年次、性格付け（講義科目か演習科目か、他分野との総合を意図するものか、理論と実務の架橋を図るものか）、履修者数などに応じて、それにふさわしい内容の授業を行なっていると評価できる。各教員は、FD研究会などを通じて、法曹養成教育とは何かを意識するようになっており、それぞれふさわしい内容の授業を実施している。科目の特性に応じて、適切な履修者数を確保することは、近時の法科大学院への入学者数減少にかんがみ、各教員の努力ではどうしようもない面がある。

しかし、在学生の数に応じて適切な数の履修者数は確保できている。履修者数が少ない場合には、履修者に過度の負担がかからないように留意しながらも、各人の理解度を確認しながら授業を進めている。

イ 授業の仕方

各科目とも、シラバスにおいて各科目の目標は明示しているが、各回の授業で達成すべき目標を事前に明確に示すことはしていない。学生の考える機会の確保については、質疑応答を取り入れた授業、双方向・多方向授業となるよう努力している授業が多く、特に講義科目においては事前の質問設定に対する回答を求めたり、各学生にマイクを回すなどの工夫がされており、演習科目においても報告者を指定して報告させたり、報告者以外の出席者へ直接質問したりするなどの試みがなされている。

ウ 学生の理解度の確認

学生の理解度の確認は、授業中に随時行うテスト（小テスト、中間試験を含む）を中心に行っている。課題・レポートは、学生の自習時間を削ることになるおそれもあり、全授業で課すことはしていない。

エ 授業後のフォロー

本学法科大学院は、法科大学院棟内に講義室・図書館と教員研究室があり、学生が教員研究室に質問等に出向きやすい雰囲気を作っている（1-2参照）。各教員は、授業直後の講義室における質問だけでなく、学生が研究室を訪れて行なう質問にも対応している。「拡大オフィスアワー」を授業後の曜限に設けて質問のために活用するという例もある。文書やレポートなどの添削指導は、演習科目を中心に実施している。教員によっては、添削後の文書・レポートを返却する際に、学生と面談・質問をして理解度を確認する例もある。

オ 出席の確認

学生の出席確認は、全授業において毎回行っている⁴⁸。

カ 授業内の特徴的・具体的な工夫

映像を活用するなどの工夫は特にみられない。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

各科目は、全学年あるいは全学期までに学生が受講した授業（必修科目）を念頭に組み立てられており、また、演習科目は講義科目を受講していることを前提に内容が組み立てられている。各科目の授業の実際をみても、対象学生にそぐわないような高度なものになっているという例はない。

（6）到達目標との関係

第9分野において述べるように、本学法科大学院では自らの教育の理念を具体化するものとして、4つの柱からなる「養成する人材」を策定した。この「養成する人材」と授業計画・準備及び実施をどのように結びつけるかが問題となる。そのために2011年度において、開講科目とこの「養成する人材」との関連を検討した。その結果は、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」という小冊子にまとめられた。この「概要」の検討過程で「養成する人材」・「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」と授業計画・準備・実際との関係について検証・検討が加えられ、これらに対する考え方が各教員の間で意識された。たとえば、授業で取りあげる部分と自学自修に委ねる部分の選択は、これまでは各教員に委ねられており、特に組織的に議論はしてこなかったし、教員による選択の考え方や自学自修の方法の伝え方についても各教員の判断にまかされていた。このことも上記検討過程で取り上げられ、学期始め、あるいは学期の途中に口頭で語る例もあれば、レジュメを指示しながら説明する例もあることが報告された。各教員は、この自学自習に任せる部分をどのように学生

⁴⁸ 8-1-1-(1) でふれる2012年1月18日の「成績評価についての申し合わせ」の「1」参照。

に伝えるべきかについて考える機会を得た。

授業外で自学自修を支援するという目的に特化した制度はない。「拡大オフィスアワー」は学生の利用の仕方により、自学自修を支援するものとして活用できる。学生の要望に応じて現役弁護士に TA（勉強会のチューター）を依頼する制度（7-8 参照）は、自学自修の支援のためにも活用できる。「拡大オフィスアワー」と TA については、毎年その実施状況を教授会において取り上げて検討・検証している。

（7）特に力を入れている取り組み

特になし。

（8）その他

特になし。

2 点検・評価

授業実施に関して、シラバス、レジュメ、資料等はいずれも学生が予習可能な時期に配布され、内容上も格別の問題はない。教材や参考図書を選定についても、問題は生じていない。

授業の実施の面では、各科目の目標に即した授業方法がとられ、理解度の確認、出席の確認、授業内容の工夫の面でも問題はない。フォローアップの面では、1、2 年次向けの TA を用意するのが理想であると考え、本年度から主要科目について部分的にはあるが導入した。その成果の検討が必要なところである。

3 自己評定

B

4 改善計画

本項目に関連することとして、学生の自学自修自体に不十分な点のある可能性があるので、効果的な学修の仕方をアドバイスする体制をさらに強化していきたい。

6-2 理論と実務の架橋 (1) 〈理論と実務の架橋〉

(評価基準) 理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

1. 現状

(1) 「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

9-1 などにおいて説明しているように、本学法科大学院では、その教育理念のもとで、4つの要素からなる「養成する人材」を掲げ、これをふまえて、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」として「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を作成した。これら「養成する人材」・「概要」のなかでは「理論と実務の架橋」という言葉こそ登場しないが、「養成する人材」・「概要」のなかに、本学法科学院が「理論と実務の架橋」の意義をどのようにとらえるのかの姿勢があらわれている。

すなわち、「養成する人材」の掲げる4つの資質はいずれも重要であるが、特にその②と③は「法曹であるならば誰もが有すべき能力」という意味で中核的なものであるところ、あえてまとめるならば、正確な法律知識を踏まえた法的判断能力、文書作成能力、説得能力、紛争解決能力を有する人材である。かかる人材の養成は主として研究者による理論面での教育と、主として実務家による実務能力の教育との協同がなければ達成することはできない。また、「養成する人材」の掲げる④の資質にある「新しい法律問題」も研究者と実務家の協同によって対処されるべきものである⁴⁹。

このように、研究者教員も実務家教員も「養成する人材」が掲げる資質の育成を目指して協同すること、これが本学法科大学院における「理論と実務の架橋」の意義に他ならない。「概要」は、このような協同が実際に本学法科大学院における教育にどのように具体的に現れるかを示すものとして位置づけられる。そこでは、公法系、民事系、刑事系の各分野ごとに、それぞれに属する科目が4つの資質の育成という目標からみてどのような役割を果たすのか、理論面の教育と実務面の教育がどのようにかかわるのかが明らかにされていると言える。

「概要」における「民事法系」、「刑事法系」に、法律基本科目群だけではなく、法律実務基礎科目群、展開先端科目群の科目も含まれることは、その端的な現れである。

以上に至るには、法科大学院教授会やFD委員会、同研究会(2011年2月17日、3月10日は、「研究者教員と実務家教員の役割について」と題して議論をしている)、毎年、司法試験実施後に行われる公法系、民事法系、刑事法系別の研究者教員・実務家教員合同での問題検討会(FD研究会議事録内各系報告書参照)における議論と経験の蓄積がある。また、2011年8月以降、FD研究会で議

⁴⁹ 2012年度学生便覧4~7頁もあわせて参照されたい。

論を重ねてきた「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」についての集大成である「概要」の作成にあたっては、公法系、民事法系、刑事法系の各系は研究者教員と実務家教員から構成されており、「概要」は研究者教員と実務家教員の協同作業の成果である。したがって、上記の「理論と実務の架橋」に関する考え方は、教員共通の認識であるといえる。

(2) 授業での展開

どの科目においてどのように、「理論と実務の架橋」すなわち、「養成する人材」が示す資質の育成を目指した理論教育と実務教育の協同がなされるかについては、先に述べたように、まず「概要」において概説されているので、そちらを参照されたい。ここでは、実際の各科目について簡単に説明しておく。

ア 法律基本科目

(ア) 公法系

1年次における憲法の2科目は理論面をおさえた正確な法的知識の獲得が主目標であるが、特に「基本的人権の基礎」においては、最高裁判例を扱う際に、どのような事案・訴訟においてどのような法令が適用され当事者は何を求めたいのかという点に注意を向けるよう心がけており、また、文書作成の練習も事案の解決を目指したのにするよう注意を促している。「行政法入門」においても、事例に即した理解を目指している。

2年次における行政法2科目においては、ケースブックを教材として用い、具体的事案において、法の趣旨はどこにあり、事実はそれに照らしてどう評価されるのか、判例等の具体的素材を検討することによって、基本的知識を「使える」ものにすること（「法と行政活動」）。受講者に、実際の事案について紛争解決に導くことのできる能力の基礎を身につけてもらうため、行政救済のしくみと、そこに通底する基本的考え方を修得してもらうこと（「行政救済法」）を目指している。

3年次前期「公法演習Ⅰ」は、憲法と行政法の研究者教員による共同授業であり、市販教材あるいは教員作成の事例を検討することにより、当事者としての主張をどのように組み立てたらよいか、それをどのように法的文章として表現したらよいかを検討するものであり、また、1つの事例を憲法と行政法のそれぞれの分野からみることのできる場でもある。同後期の「公法演習Ⅱ」では、さらに実務家教員が加わって3人で協同授業をしており、当事者としての主張の組み立てや紛争解決のための説得力ある主張形成に際して、実務的な面からの考察の深化を図っている。

(イ) 民事法系

1 年次における民法、商法の各科目は、基本的には、理論的基礎に裏付けられた体系的知識の法的判断能力の基礎を養うものである。そのなかで、「民法Ⅰ（総則・物権法）」及び「民法Ⅳ（債権法各論）」の授業に、それぞれ本学専任の弁護士教員が参加し、授業後に時間を取って学生の質問に応じたり、実務家教員からの視点で、学生にアドバイスしたりという役割を担っている。これは、研究者教員と実務家教員による共同授業を実施しているものではない。法律基本科目の1年次教育は、研究者教員によってなされるべきであるから、授業の展開は研究者教員によってなされており、試験や単位認定も研究者教員が全責任を負っている。その前提を崩すことなく、実務家教員は、その授業に参加し、授業外の時間を利用して、学生の質問に応じたり、実務家の観点、即ち、授業に出てきた法理論を実際に使うという観点から再構成して学生に示したり、学生の理解に資するような具体的な事案を提供するのがその役割である。「民法Ⅴ（家族法）」は、裁判官経験を有し研究者でもある教員が担当している。

同じく1年次生を対象とする「民法演習Ⅰ」は、本格的な問題解決能力の養成を1年次に部分的に取り入れるものであり、市販の事例演習書を教材として、事案に対する法の適用能力を確実に習得すること、ケースに裏付けられた体系的知識を確実に身につけることを目的としている。この科目は研究者教員が担当するが、TAとして弁護士が1名授業に出席しており、議論のなかで適宜実務的観点を踏まえたアドバイスをしている。

入門科目である「民事手続法入門」が実務家教員が担当し、実際の訴訟手続をふまえつつ、民事訴訟法のうちの第一審手続、それもできる限り重要な点にしぼりながら講義を行う科目である。

2年次生を対象とした「民法演習Ⅱ」・「民法演習Ⅲ」・「商法演習」は、判例を素材としてその内容を検証する判例演習と仮設事例を素材として法的解決を試みる設例演習とを使い分けながら（「民法演習Ⅱ」・「民法演習Ⅲ」）、あるいは、市販の事例演習教材を用いながら（「商法演習」）、3年次に行う統合的で実践的な学習への橋渡しを目的にする。特に、「民法演習Ⅲ」では、研究者教員と実務家教員の協同授業が行われている。同じく2年次に開講される「民事手続法」と「民事手続法演習」は、裁判官出身で研究業績のある実務家教員が担当しており、特に後者は判例演習の形式により、問題点の発見と分析を行う能力の養成を目指している。

3年次生を対象とした「民事法総合演習Ⅰ」・「民事法総合演習Ⅱ」では、双方とも研究者教員と実務家教員による協同授業が実施されている。前者では、民法担当研究者教員と弁護士の実務家教員による協同授業であり、民法と民事訴訟法にかかわる分野を視野に入れて、教員が作成した事例問題への解決策を考えることにより、「具体的紛争についての総合的な解決能力を獲得すること」

を目的とする。後者は、商法担当の研究者教員、民事訴訟法担当の研究業績ある実務家教員、そして弁護士の実務家教員の3名による協同授業であり、民法、商法、民事訴訟法にかかわる分野を視野に入れて、市販の事例教材あるいは教員が用意する設例を前提に、「受講生ができるだけ多角的に実際の事件や設例を分析し、的確に論点を摘出した上で、これに対する自分の意見を述べ、互いに議論をすることにより、いろいろなものの見方・考え方があり得ることを学ぶとともに、それを通して自己の見解をより整合性があり説得力を有するものへと高めていく力を涵養することを目指す」ものである。

なお、必修科目ではないが、3年次には「民法法事例演習」が、民法担当の研究者教員2名と裁判官出身実務家教員1名の計3名による協同授業として開講されている。市販の事例演習教材を用いて、問題解決能力、文書作成能力、議論や説得を行う能力などの涵養を目指している。

(ウ) 刑事法系

1年次生には、研究者教員による「刑法Ⅰ（総論）」・「刑法Ⅱ（各論）」によって、理論知識にかかわる教育を徹底する一方で、入門科目である「刑事手続法入門」（研究者教員担当）が「学部において刑事訴訟法を学んだことのない学生向けに、刑事手続法の概略・骨格を理解できるようにすること」を目的として開講されている。

2年次前期には、研究者教員による「刑事手続法」の理論教育もなされる。同じく2年次前期には、研究者教員によって開講されている「刑事法演習」において、「理論から実践への入り口の通過、すなわち、刑法の個別問題について理論的学習を終えた学生を対象に、基礎訓練から実践訓練への導入」として、「共犯を含めた複雑な事例への刑法理論の応用、事実に基づく評価の訓練、法的論述の訓練等実務家としての力を養成するための導入」教育が行われる。教材は教員自ら作成した事例問題である。担当教員は刑法専門の研究者であるが、扱う事例のなかには刑事訴訟法的観点も入った融合問題もある。

3年次生には、「刑事法総合演習Ⅰ」・「刑事法総合演習Ⅱ」が開講される。前者は、法務省法務総合研究所作成の法科大学院向け事例研究教材を用いて、捜査と公判における一連の手続と、実体法上及び手続法上の論点が実際の事件でどのように問題となるのかを学ぶ科目である。実体法的理論知識と訴訟法的理論知識とを融合させた実践的適用能力への具体的導入となる授業と位置づけられる。後者は、刑事模擬記録（法務省法務総合研究所作成の法科大学院向け事件記録教材）に基いて、「刑事法総合演習Ⅰ」までに身につけた法律的知識と法律的判断能力を前提として、刑事法全般におけるいわゆる論点が、実際の事件においてどのように現実化するのかを理解してもらうことなどを目的とする。実践的適用能力の最終段階まで導き、司法修習への橋渡しを図るための授業と位置

づけられており、理論知識を道具として使いこなせる実務能力の涵養も目的としている。どちらの科目も、担当者は検察官出身の実務家教員である。

イ 法律実務基礎科目

2011年度入学生までは基礎法学・隣接科目の科目として提供され、2012年度入学生からは法律実務基礎科目群のなかの科目（未修者は必修科目）として提供されている「法の理論と実務」は、弁護士の実務家教員が担当する科目であるが、そのなかで、1年次前期に並行して開講されている法律基本科目（特に民法）の内容を視野に入れて、そこで学ぶ内容と実務との関連を意識させることが行われている。

2年次の「民事訴訟実務の基礎」は、裁判官経験のある弁護士実務家教員が担当するものであり、民法等の実体法あるいは民事訴訟法に関する知識を前提としつつも、それだけでは実務家の基本的な能力が十分とはいえないとして、典型的な訴訟類型について学習し、民事訴訟の理解を深めるとともに、実務的に必要不可欠な要件事実等を学ぶものである。同じく、2年次の「刑事訴訟実務の基礎」は、検察官出身の実務家教員と弁護士実務家教員の担当によるものである。理論知識の実践的適用を可能とするための初歩段階となる授業と位置づけられている。

3年次には「民事模擬裁判」と「刑事模擬裁判」が提供される。どちらも2年次までに理論的基礎に裏付けられた体系的知識を習得したことを前提に、実務教育の最終段階としてなされるものである。担当者は、前者は裁判官出身の研究業績ある実務家教員と裁判官経験のある弁護士実務家、後者は検察官出身実務家教員である。

なお、2011年入学生までは、臨時開講科目として1年次に「刑事実務入門」を提供していた。この科目は、検察官出身実務家教員が担当し、刑事実務上問題となる事実認定や法的判断について、刑法や刑事訴訟法を全く勉強したことのない初学者にも分かるように、ビデオや事例に基づいて具体的なイメージを持てるようにしながら検討するという内容をもつものであった。刑事実体法と手続法を理論として学ぶだけではなく、実際の事件でどのように使われるかを入学直後の段階でそうとするものであった。2012年度入学生からのカリキュラムでは、1年次の履修登録単位数上限などとの関係で、正規科目にすることができなかった。

（3）理論と実務との架橋を意識した取り組み

科目融合化としては、公法において、3年次に憲法と行政法の融合が目指されている（「公法演習Ⅰ」・「公法演習Ⅱ」）。民事法においても、3年次に民法と民事訴訟法（「民事法総合演習Ⅰ」，「民事法事例演習」），民法・商法・民事訴訟

法（「民事法総合演習Ⅱ」）の融合が目指されている。刑事法においては、2年次の「刑事法演習」のなかで、刑法と刑事訴訟法の融合を目指す部分がある。また、「刑事法総合演習Ⅰ」・「刑事法総合演習Ⅱ」が刑法と刑事訴訟法の双方を視野仕入れていることはいうまでもない。

研究者教員と実務家教員の協同授業としては、民事法の2年次1科目（「民法演習Ⅲ」）、3年次3科目（「民事法総合演習Ⅰ」、「民事法総合演習Ⅱ」、「民事法事例演習」）がある。また、公法にも3年次に1科目がある（「公法演習Ⅱ」）。

理論と実務の融合を図る研究の場としては、そのような名目での恒常的な研究会こそ設置されていないが、（1）において述べたように、ここ数年の法科大学院教授会やFD委員会、同研究会、司法試験問題検討会が実質的にその役割を果たしてきた。何よりも「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を作成するにあたっては、教員全体による議論だけではなく、公法系、民事法系、刑事法系の各系において、研究者教員と実務家教員が参加して、本学法科大学院の教育におけるそれぞれの役割を意識して議論を重ねたことが、大きな成果である。

（4）特に力を入れている取り組み

特になし。

（5）その他

裁判官出身の実務家教員が西南学院大学法学論集において論文を発表している⁵⁰。

また、検察官出身実務家教員も同論集に論文を発表している⁵¹。

2. 点検・評価

「理論と実務の架橋」をどのようにとらえるかについては、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」に至る経緯のなかで明確になり教員共通の理解となったと言える。また、1年次から3年次まで、それぞれの科目において「理論と実務の架橋」を意識した役割分担のもと、それぞれの工夫がなされるようになっている。研究者教員と実務家教員の協同授業や科目融合化も特に民事法を中心として積極的に行われ、公法でも試みられている。実務家教員が積極的に論文を発表していることも評価される。公法、民事法、刑事法の各系において、研究者教員と実務家教員が積極的に議論を交わしてきた。

他方で、刑事法系における研究者教員と実務家教員の協同授業はみられない。また、法律実務基礎科目への研究者教員の関わりがみられない点も、改善の余

⁵⁰ 例えば、西南学院大学法学論集第43巻第3・4合併号など。

⁵¹ 西南学院大学法学論集第44巻第1号。

地があろう。

3 自己評定

B

4 改善計画

協同授業がすでになされている科目について、その具体的な進め方や成果を教員全体に情報提供し、協同授業の意義について教員全体の理解を深め、協同授業がさらに拡大するように努めいく。研究者教員が法律実務基礎科目にかかわる方策について、検討する。

6-3 臨床教育（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1. 現状

（1）臨床科目の目的

本学法科大学院が提供する臨床科目としては、シミュレーション系科目である「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、クリニック系科目である「弁護士実務」、「エクスターンシップ」をあげることができる。これらの科目が本学法科大学院の教育システムのなかでどのような位置を占めるのかについては、「養成する人材」と「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」⁵²、そして学生便覧⁵³の記述から明らかになる。端的に言えば、「養成する人材」に掲げる②③の資質の涵養を主にしつつ、①の資質の涵養にもつながるものである。

（2）臨床教育科目の開設状況等

以下いずれの科目についても、シラバスをあわせて参照されたい。なお、いずれの科目も成績評価はP（合格）又はF（不合格）の2つの評語による⁵⁴。また、各科目の成績評価の基準についても、シラバスの記載を参照されたい。

（ア）民事模擬裁判

いずれも裁判官経験を持つ実務家教員2名によって開講されている。また、TAとして弁護士1名に加わってもらっている。「受講者には、原告代理人、被告代理人、裁判官のいずれかの立場に立って、当事者との打合せ、訴状・答弁書・準備書面等の書類の作成、証拠の提出・申出、当事者尋問、判決の作成まで、それぞれの立場で行ってもらおう。これにより、民事訴訟の全体像、手続の流れを把握するとともに、実務的な知識等に触れることを目的とする。」とシラバスに記載されており、臨床的（シミュレーション）に生きた民事訴訟法・民法・商法を体得できる科目になっている。2010年度入学生から必修となった。受講者数は2011年度3名（いずれも2010年度入学の既修者）、2012年度9名である。単位取得者は、2011年度は3名、2012年度は9名である。

（イ）刑事模擬裁判

検察官経験を持つ実務家教員1名によって開講されている。シラバスには「各受講者が、裁判官、検察官及び弁護人のいずれかの役を担当し（一部受講者には被告人役、証人役をお願いする。）、冒頭手続から判決に至るまでの手続を公

⁵² 「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」18頁、24頁参照。

⁵³ 2012年度学生便覧4頁～7頁、10頁～11頁参照。

⁵⁴ 西南学院大学大学院法務研究科規則第5条第1項但書による。

判演習教材に基づいて擬似体験し、刑事裁判の一連の流れを理解する。手続を理解するには、実際に訴訟関係人の立場を体験してみることが極めて効果的であり、教科書等に記載されている意味内容を具体的に実感できる機会になるものと思う。」と記されており、臨床的（シュミレーション）に刑事裁判を実体験しながら、生きた刑法・刑事訴訟法を体得できる科目になっている。2009年度入学生までは法律実務基礎科目群のなかの選択科目「模擬裁判」として提供されていたが、2010年度入学生から「刑事模擬裁判」として必修科目となった。受講者数は、2009年度30名、2010年度22名、2011年度11名、2012年度10名である。単位取得者は、2009年度30名、2010年度22名、2011年度11名、2012年度9名である。

（ウ）弁護士実務

弁護士である実務家教員1名によって開講されている。シラバスによれば、「教室での講義や議論だけではなく、教室を飛び出して、法律相談に立ち会ってもらおう。2名ないし3名を1グループとし、クリニック室、福岡県弁護士会天神弁護士センター等での相談への立会いを予定している。」とされている。近年、受講者が少ないこともあって、学生は、各自最低一日間、担当教員の法律事務所で法律相談や、裁判、打ち合わせ等に同席して、弁護士活動の一端を臨床的（クリニック）に体験している。受講生は、一けた台で推移し（受講生全員が単位取得）、2012年度は、受講生なしという事態に陥った。この原因としては、カリキュラム上の問題ではあるが、同一時間帯に「司法福祉論」が開講され、その受講希望者が多かったことが考えられる。しかしながら、原因はともかく臨床科目受講者が少ないのは、好ましいものではないと考えている。

なお、2012年度入学生から、既修者はこの科目と他の2科目のなかから2単位を選択必修としている。

（エ）エクスターンシップ

シラバスによれば、「夏季休暇中に、弁護士事務所を訪問し、そこで弁護士の業務を見学などすることを通じて、弁護士業務の具体的な状況を知り、自己の将来像を作り上げる参考にするための授業である。同時に、法科大学院において勉強を進める際の視点を獲得することも目的の一つである。」とされている。2010年度入学生から正規科目に位置づけられていたが、実習先の事務所の確保の点で不安もあつたため、2010年度と2011年度は臨時開講科目「弁護士実務実習」としていた。2012年度入学生から正規科目として位置づけ、また、既修者については、この科目と他の2科目のなかから2単位を選択必修とした。ただし、この科目自体は1週間の実習にとどまるので、1単位である。

多くの受講者を期待しているが、例年あまり多くない。しかしながら、受講

した学生は、その意義を高く評価しているので、積極的に受講するよう今後も学生に受講を勧めることにしている。受講生は、例年3名程度である。これまで、受講生全員が単位取得している。

実習期間に先立って、本学の研究者教員と実務家教員（シラバスと開講科目表上はこれらの教員が担当者とされている）が希望学生と面接して守秘義務を含めて事前説明をするとともに、実習終了後は受講者に報告書を提出させている。また、学生は入学時に、学生教育研究災害傷害保険とともに、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入している。

(3) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(4) その他
特になし。

2. 自己点検・評価

学生に提供できている臨床科目は、一応十分であると思われる。特に民事刑事模擬裁判は、ともに必修科目となっており、学生が各裁判を模擬体験できる機会を保証するもので、充実していると思われる。一方、クリニック、エクスターンシップについては、機会の提供はできているものの、受講者数が少なく十分であるとは言い切れないのが現状であると思われる。エクスターンシップを正規科目として開講できるようになったこと、既修者について選択必修扱いとしたことは前進であるが、今後、受講者数を増加させるべくさらに魅力的な科目にする等、改善の余地がある。

その他、これらの科目において成績評価と単位認定をどのように厳格かつ適正になすべきかについては、今後の議論に委ねられている。

3 自己評定
B

4 改善計画

特に「弁護士実務」と「エクスターンシップ」について、その内容の充実とともに、受講者数増に向けた方策を考える。

第7分野 学習環境

7-1 学生数（1）クラス人数

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。

1 現状

（1） 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）。

2010年度、2011年度、2012年度の、各開設科目の履修登録者数については、法律基本科目で1クラスの人数が60名以上の科目はない。また、科目等履修生制度は存在するが、登録実績はない。

（2） 適切な人数となるための努力

受講者数が50名を超える科目は存在しない。

（3） 特に力を入れている取り組み

特になし。

（4） その他

特になし。

2 点検・評価

法律基本科目においては、2010年度後期の48名が最大となっており、適切な受講者数であるといえる。

3 自己評定

適合

- 4 改善計画
特になし。

7-2 学生数（2）入学者数

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

1 現状

（1）過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A)
2010年度	35名	33名	0.94
2011年度	35名	19名	0.54
2012年度	35名	17名	0.49
平均	35名	23名	0.66

- [注]
- 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める名数をいう。
 - 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
 - 3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。
 - 4 「n年度」は評価実施年度を指す。上期に評価を実施する場合、本報告書提出時点でデータが確定しない場合は、おって追加で提出ください。

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

特段の施策はしていない。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

入学者が入学定員を上回る状況にはなく、「評価判定の視点」から見ても特段の施策は不要と考える。

- 3 自己評定
適合
- 4 改善計画
特になし。

7-3 学生数（3）在籍者数

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

1 現状

（1）収容定員に対する在籍者数の割合

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A)
1年次	35名	26名	0.74
2年次	35名	19名	0.54
3年次	35名	18名	0.51
合計	105名	63名	0.6

[注] 1 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。ここでは各年度の「入学定員」を記入し、その合計欄に「収容定員」を記入すること。

2 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。

3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力
特段の施策はしていない。

（3）特に力を入れている取り組み
特になし。

（4）その他
特になし。

2 点検・評価

在籍者数が収容定員を超えたことはない。

3 自己評定

適合

- 4 改善計画
特になし。

7-4 施設・設備の確保・整備

(評価基準) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

(1) 施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

本学法科大学院は、法科大学院の開設に際して、専門職大学院設置基準に適った施設及び設備に相当するものとして本学東キャンパス内に法科大学院専用棟を新築した(2004年3月竣工)。

法科大学院棟は、建築面積1677.25㎡、延べ面積4385.25㎡、建築規模地上4階、建物高さ16.73m、主要構造鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の建物である。この中に、自習室兼図書室、教室、教員研究室、共同研究室(学生たちの自主的な勉強会のためのスペース)、リーガルクリニック室、講師控室、助手室兼プリンティングオフィス、院長室、会議室、事務室、ロビー、ラウンジ等が配置されている。

自習室は、図書室の中にキャレルを配置する方式になっている。キャレル数は130で、これは、アメリカのロー・スクールを参考に、席を指定しないで公共のスペースとして皆で協力し合って有効に利用することを前提に割り出した数である。利用時間は7時から23時までである。定期試験の1週間前から最終日の前日まで及び司法試験の1ヶ月前から最終日の前日まで、閉館時間を24時まで延長している。早朝から法科大学院棟で勉強したいという希望に対しては、7時から終日、教室(演習室)2室を自習室として利用に供している。

教室は、大講義室(156席)1室、中講義室(58席)2室、小講義室(30席)6室がある。大講義室は、模擬法廷として使えるように調度が備えられており、また、真ん中で仕切って中講義室2室としても利用できるようになっている。共同研究室は学生の自主ゼミ(勉強会)用の部屋で3室あるが、そのうちの1室は、現在、学生たちの談話室として利用されている。すべての教室に無線LANに対応できるアクセスポイントが備わっており、固定式機の有線LANと併せて利用可能となっている。また、すべての小講義室にはプラズマテレビが設置され、ビデオやDVDの視聴及びPC接続による情報出力等を利用した授業ができる環境になっている。中講義室や大講義室では、備え付けスクリーンにビデオやDVD、PC出力などを映し出せるAV機器が備えられている。さらに大講義室には、模擬裁判などの授業において双方向・多方向の授業が行えるよう、学生用として21台の赤外線卓上マイクを設置している。

教員研究室は14室で、2階と3階に各7部屋ずつ配置されている。ラウンジ

は学生たちの憩いの場であり、1階から4階まで全部のフロアに設けられている。

イ 身体障がい者への配慮

身体障がい者に対する支援体制として、施設全体はバリアフリー化されており、教室内には車いす使用者が利用できる専用机を設置している。また、エレベーターを利用して各階への移動はスムーズであり、各階に非常用ブザー付きの身体障がい者用トイレを設置している。さらに、身体障がい者専用駐車場を法科大学院棟横に設けており、事務室で移動時の補助を行っている。

(2) 問題点や改善状況

学生は施設・設備に関しては、学生用の意見箱を利用して意見、要望等を大学側に出すことができる。前回の認証評価以降に、学生からの要望により開館時間を朝7時からに変更、また閉館時間を時期によって23時から24時に延長した。(上記「(1) 施設・設備の確保・整備状況」参照)

また、教員からの要望により、双方向・多方向の授業が行えるよう、赤外線卓上マイクを設置、さらに、模擬裁判など授業での検討材料とするために、あるいは授業研究のために授業を撮影できるようビデオカメラを購入した。

身体障がい者は、2007年度に初めて受け入れた。当該学生へのケアは、入学準備の段階から十分に意見を聴取し、教員と事務室との連携により、柔軟な対応ができており、特に当該学生からは改善の要望は出されなかった。法科大学院図書室内の自習用キャレルの中には、身体障がい者専用席を設けている。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

本学の法科大学院棟は、規模については、学生の収容定員、専任教員数に応じた広さと部屋数を備えている。また、各施設・設備は、法科大学院教育の成果を高めるために様々な工夫がなされており、充実した内容になっている。たとえば、部屋の配置に関しては、自習室兼図書室を要として、教室及び教員研究室が有機的につながる配置になっており、学生が質問や相談などのために教員の研究室に行きやすく、また、教員にとっても図書室や教室への行き来が便利のように配慮されている。また、自習室兼図書室内のキャレルは、長時間の

集中学習に適いノートパソコンの使用ができるようにスペースをゆったり取り、また、適度に囲まれ感があるように仕切と配置の仕方に工夫が凝らされている。各キャレルからは無線 LAN を通じてインターネットが利用できるなど、電子機器や電子情報の利用にも対応している。教室は、多様な授業形態に応じられるよう机・椅子の形状や配置が工夫されており、また、パソコン画面等を映せるプロジェクターやインターネットに接続できる無線 LAN の設備が備わっている。学生たちの自主的な勉強会のためのスペースとしての共同研究室は、論文試験答案練習などの目的で常時利用申し込みがあり有効活用されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

7-5 図書・情報源の整備

(評価基準) 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

(1) 図書・情報源の確保

法科大学院図書館の所蔵文献は、主として邦文の法律関連の図書と雑誌を所蔵している。それ以外の分野及び外国語文献は中央図書館に所蔵しているが、法科大学院生の利用も可能となっている。図書の内容については、専門書(研究論文集を含む)、教科書、参考書、辞典(辞書)、法令集、判例集、判例コメントなど多岐に亘る。また、IT情報源として法学雑誌、法令集、判例集、判例コメント、辞典を用意し法科大学院図書館内に検索用パソコンを配置している。また、法科大学院図書館内には学生用キャレルを配備し、そこにはIT情報源へのアクセスコンセントを設けた。また、館内に相談窓口も設置し、また複写機を複数配備した。利用時間は、通常時は7時～23時までである。定期試験の1週間前から最終日の前日までと司法試験の1ヶ月前は開館時間を24時まで延長している。

(2) 問題点と改善状況

特になし。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

図書等の整備は、利用者の希望(教員からは研究・教育上のニーズ、学生からは学習・研究上のニーズ)を図書館委員が取りまとめて購入図書等を選定しているため、学生や教員のニーズが十分に反映されている。利用環境の整備についても、学生からの希望を聞いたうえで開館時間の延長や共用書架スペースを確保するなどの改善をおこなってきた実績がある。

- 3 自己評定
A
- 4 改善計画
特になし。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

本学法科大学院では、4名の法科大学院専従の事務職員が日常的に手厚いサポートを行っている。教室環境や機器の整備・管理、教材作りの補助（印刷等）、レジュメ等の配信・配布、レポートや答案の回収整理、HPや掲示物など情報の管理、非常勤講師との連絡、講演会や特別講座の準備と実施のケア等について、積極的できめ細かい支援が行われている。また、この他に、法科大学院棟の中にある図書館分館の2名の専従職員が、図書館兼自習室の管理・整備のほか、学生のみならず教員に対しても、資料の収集や検索についてきめ細かくサポートしている。

もともと所帯が小さく、家族的法科大学院をめざすという点で法科大学院教授会・事務室の合意があるので、学生達が事務室に相談を持ちかけやすい環境ができています。事務室は法科大学院棟の入口脇にあり、法科大学院に専属するため、学生とのコミュニケーションは良好である。

(2) 教育支援体制

授業準備など、教員の教育活動を補助するTAとしては、2010年度後期から、1年次配当の「民法演習Ⅰ」において弁護士を1名採用している。この授業においては、弁護士が授業に出席するとともに授業内容に即した質問をすることによって、教員の教育活動を補助するとともに、学生の学習を支援している。さらに、2011年度前期には、3年次「民事模擬裁判」においても弁護士を1名採用し、実践的な授業のための補助をしてもらっている（この他に、「拡大オフィスアワー」における教員の教育活動を補助するTAが1名）。また、2012年度からは、1年次配当の法律基本科目の講義科目（憲法、民法、刑法、商法）について、TAとして各1名の弁護士（本学法科大学院修了者）を採用することにした。これらの弁護士は、教員が授業に関連して学生に課す練習問題などの指導に当たっている。授業に出席してはおらず、授業活動そのものを補助しているわけではないが、学生への指導の一環を担っている。なお、TA及びチューターの弁護士には、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」（9-1参照）を配布した。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

法科大学院の事務取扱いや教員の教育活動及び学生の学習支援のために、十分な数の事務職員体制は整っているといえる。

これに対して、教員の教育活動を補助する TA は、2012 年度から拡充されたものの、十分ではない。また、法曹養成のための法科大学院における学習プロセスと各年次における学生の到達目標との関係で TA がいかなる役割を果たすべきかについて、より明確にすることが望まれよう。TA の数を増やすとともに、その役割を組織として明確に位置づける必要がある。

3 自己評定

B

4 改善計画

TA の拡充を図るとともに、学生の到達目標との関係で TA がいかなる役割を果たすべきかについて、教員間でより明確にするよう試みる。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 現状

（1）経済的支援

本学法科大学院の奨学金制度としては、成績優秀者に対して給付する西南法曹会成績優秀者奨学金、西南学院大学大学院法務研究科成績優秀者奨学金がある。2011年度には、奨学金総額31,365,000円を32名の学生に給付している。また、既存の奨学金制度や学費立替払い制度などで資金手当できない修学意欲のある学生を支援するための応急貸与奨学金制度も設けている。また、授業料等を金融機関等で資金調達をおこない支払っている学生に対する西南学院大学大学院法務研究科借入利子補給給付奨学金がある。

（2）障がい者支援

障がい者に対しては、入学時に事務担当者との面談、さらに保健管理室及び学医との面談により、本人の身体的状況の把握、大学に対する要望などを確認し各個人に対応した支援体制の充実に努めている。

施設全体はバリアフリー化されており、教室内には車いす使用者が利用できる専用机を設置している。また、各階に非常用ブザー付きの身体障がい者用トイレを設置している。

現在、在学生1名、研修生1名の合計2名が車椅子利用者として、本学法科大学院の施設を利用している。

（3）セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

セクハラ等人間関係トラブル等の相談窓口としては、専門のカウンセラーが常駐している学生相談室が学内に設置されており利用可能となっている。また、「セクハラに関するQ&Aガイド」を作成して学生・教職員の意識を高め、各部署にセクハラ相談員を配置して防止と迅速な対応に努めている。

（4）カウンセリング体制

学生生活一般の相談については、1名の学生に対し、1名の主担任と2名の副

担任からなる専任教員3名を以て、各学年の4～5名、全学年で15名程度の学生を担当するアドバイザー制度を以て対応している。学生は3名の担任のうち最も相談しやすい担任に相談を持ち込むことができる。アドバイザー制については(6)において詳述する。

学生の身体・健康維持については、毎年1回実施している定期健康診断も含めて主に学生課保健管理室(以下「保健室」という。)が担当している。学生の心のケアに関しては、学生課学生相談室が管理しており、定期健康診断時に本学の保健士が全員についてメンタルヘルス面接を行い、問題のありそうな例については学生相談室での相談を勧めている。

学生相談室は、学生課が管理しており、法科大学院棟から徒歩で10分足らずの本学中央キャンパス内に設置されている。開設時間は月曜日から金曜日、午前10時半から午後5時半まで、常勤カウンセラー1名と非常勤カウンセラー5名(日替わり)が2名体制を組み、学生の様々な相談に応じている。

利用法の告知方法としては、学生便覧における紹介⁵⁵の他に、入学時のオリエンテーションや、年度始めに担当アドバイザーと学生が集まる会、あるいは個別面接などの機会をとらえて学生相談室が発行している学生相談室案内の資料を学生一人ひとりに手渡したり、定期健康診断時のメンタルヘルス面接でのアドバイスをを行う等、必要に応じた利用を案内している。心身問題について担当学生より相談を受けたアドバイザーが直接学生相談室に連絡をとることもある。また法科大学院のHPや法科大学院棟内の掲示板には、常時、相談窓口や利用方法が分かるよう配慮している。

(5) 問題点及び改善状況

学生支援につき特に学生から問題点や改善要求を受けたことはない。ただし、前回の日弁連法務研究財団による認証評価において、「法科大学院の学生がどれだけ、どのような相談をカウンセラーに行っているのか、その実情が全く把握されていない」として、「改善の余地」を指摘された。これを受けて、本学法科大学院専攻主任と学生相談室カウンセラーが定期的に情報交換を行う場として「学生相談室と法科大学院との定期連絡会」を行うことにした。カウンセリング定期連絡会についても、(6)において後述する。

(6) 特に力を入れている取り組み

本学法科大学院では、とりわけストレスの多い法科大学院での就学状況に鑑み、少人数教育の利点を活かし、学生相互の親睦の支援と、学生・教員間の距離の短縮により、学生生活上の問題の早期発見・解決をはかることに最も力を入れている。具体的には次のような制度がある。

⁵⁵ 2012年度学生便覧 47頁

[1] 一般的コミュニケーション

もともと所帯が小さく、家族的法科大学院をめざすという点で法科大学院教授会・事務室の合意があるので、必ずしも公的な制度に限定されることなく、学生達が色々な教員や事務職員に相談を持ちかけやすい環境ができてると自負する。専任教員の研究室は法科大学院棟の中にあり、学生が気楽に立ち寄れるようにそれぞれ工夫している。事務室も法科大学院棟の入口脇にあり、法科大学院に専属するため、学生とのコミュニケーションは良好で、学費の支払い方法について事務からの連絡で教員が学生・保証人に緊急連絡をとり、解決したこともある。

[2] 法科大学院用フリー掲示板

学内ネットに法科大学院事務室が管理するフリー掲示板を設置し、教員・学生が自由に書き込めるようにしている。個人的中傷や個人攻撃の場となるのを避けるために、特定科目や特定個人に対する要望の場合は、掲示板を使わず、まずは直接個人に相談するというルールになっているが、全般的な要望や不安等について記載があれば教員が対応している。

[3] 学友会を通じたコミュニケーション

学生の自治組織（学友会）との連絡も密にしている。学生が自主的に作った学友会に対して、親睦の場として部屋を提供するとともに、学友会から法科大学院執行部に学生の意見を積極的に伝達してもらえるようにしている。喫煙場所の設置について学友会の要望を受けて増設したり、逆に大学側から、3年次演習科目の成績順クラス分けについて、学友会に希望調査を依頼し、その結果をふまえて、実施を見送ったこともある。学友会主催の新入生歓迎会や定期試験の打ち上げ会等についての教員の参加も積極的であり、学生達と本音で語り合える貴重な場となっている。また、法科大学院執行部と学友会執行部との意見交換会を定期的に実施し、教育活動への要望等を聴取している（直近では2012年3月9日）。

[4] アドバイザー制⁵⁶

本学法科大学院では、開設時から、いつでも学生の個人的相談に応じうるアドバイザー制度を導入していたが、2011年度より、専任教員1名をあてていた旧アドバイザー制度を改め、専任教員3名を以て、各学年の4～5名、全学年で15名程度の学生を担当するアドバイザー制度に移行した。前回の認証評価で指摘された、担当教員による格差を解消するためである。

各組ではまず、新年度開始直後に、担当アドバイザーと学生が一同に会す

⁵⁶ 2012年度学生便覧47頁参照。詳細は、学生への配布資料「アドバイザー制資料」参照。

る場（ホームルーム）を設け、新入生を在校生に紹介し、その後、担当教員・上級生との茶話会や懇親会を開くなどして、学生相互の親睦の支援と、学生・教員間の距離の短縮をはかっている。アドバイザーへの相談は、勉強の相談、人間関係の相談、授業科目への不満、身内の法律相談等々、多岐に亘り、気軽に利用できる相談役的機能を果たしている。なお、アドバイザーは学年により主担任は替わるものの、3名による担任のメンバー自体は在学中に変更はなく、修了後も、必要に応じて継続的にアドバイザーとしてコンタクトを続ける。

[5] 学生相談室との連携の強化

ストレスの多い就学状況に鑑み、創立当初より学生相談室との連携に配慮し、常勤カウンセラーに1年次前期科目である「法の理論と実務」の授業において年一回カウンセリング技術についての講義を担当してもらい、法科大学院の特殊な雰囲気と各年度の新入生の状況を理解してもらうようにしてきた。また、連携を一層強化するために、2008年度より学生相談室と協議のうえ、学生相談室と法科大学院教授会との間に「学生相談室と法科大学院との定期連絡会」⁵⁷を設置した。同連絡会は、①法科大学院専攻主任と学生相談室カウンセラーは、本学法科大学院生のカウンセリングの実情等について把握するために、年2回の情報交換・協議を行う、②情報交換・協議内容は、学生のプライバシーに配慮し、法科大学院学生のカウンセリングの一般的動向や学生指導・支援体制上の一般的提言等を主とし、カウンセラーの守秘義務の範囲内で行う、③法科大学院専攻主任は、各学期毎の協議会の概要を法科大学院教授会において報告する、という内容を柱とする。これによって、専門家の目から見た本学法科大学院の状況を教授会で共有できるようになっただけでなく、アドバイザー教員が担当学生の問題についてカウンセラーに相談を持ち込む等の、気安い相談室利用ができるようになった。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

前回の認証評価で指摘された問題点は、ほぼ全面的に改善された。今後、更なる改善すべき点の発見に努めるべきではあるが、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含む「学生生活を支援するための体制」が十分に整備されていると考える。

⁵⁷ 2008年9月24日法科大学院教授会配付資料「学生相談室と法科大学院との定期連絡会報告」参照。

3 自己評定
A

4 改善計画
特になし。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり，有効に機能していること。

1 現状

（1）アドバイス体制

[1] アドバイザー

7-7-1-（6）に記した3名の専任教員からなるアドバイザーは，1～3学年の配当科目を主として担当する教員を組合せ，自分の主担当学年の学生につき「主担任」，他の学年につき「副担任」となっている。これにより，各学年の開始時期に各学年科目の学習法につき，担当学生が相談を受けやすい体制を作っている。

[2] TA及びチューター制度⁵⁸

2008年度より学生の学習支援のために，若手弁護士が学生の自主的な勉強会の支援をする制度を設けている（チューター）。これは，科目や内容について学生の要望に応じて，本学法科大学院が担当弁護士を探して，チューターとして依頼する制度である。2012年度は，3年生（修了生を含む）向けに5名，2年生向けに2名の若手弁護士（いずれも新司法試験合格者）が担当している。2年生向けのチューターは2011年度までは用意できなかったが，2012年度からは本学法科大学院修了生に依頼して確保することができた。学生はその機会に，勉強法，生活の組み立て，基本書の選び方，実務家としての心構え等，多様な事項についてアドバイスを受け，相談に応じてもらうことができる。

TAについては，2012年度には，2011年度までの2科目（さらに「拡大オフィスアワー」）に加えて，1年次配当法律基本科目の講義科目について弁護士（本学法科大学院修了者）を採用した（7-6-1-（2）参照）。TAはチューターとは異なり，教員の授業に関連して学生の学習活動の支援にあたる存在である。具体的な活動内容については科目による違いもあるが，1年次講義科目においてはおおむね，授業に関連して文章作成の訓練をする際の支援をしている。各TAが学生と接する時間も確保されており，学生はこの機会を通じて，法科大学院における学習の仕方や司法試験の体験談，職業としての弁護士の魅力などにふれるとともに，アドバイスを受けることができる。

[3] 毎年，司法試験合格発表直後に，合格者による合格体験談報告会を開いてきた。教員は，導入の司会役をした後，退出し，教員のいないところで，

⁵⁸ 2012年度学生便覧 36頁

参加学生からの自由な質問や討論がなされるようになっている。また、合格者の数名には修習開始までの間、臨時 TA として、当該年度の司法試験論述問題を題材としつつ、自らの成功した学習法等を伝授する機会を持ってもらっている。

(2) 学生への周知等

アドバイザーについては、毎年、入学時に他の必要書類とともに全入学者に趣旨説明と担当者表を付した文書を配布している。少なくとも新入生については、入学直後に主担任が個別面談を行い、アドバイザー制度について説明する他、種々の指導を行っている。

チューターについては、新規開講の際には、事務室を通じて、掲示板およびネット掲示板にて案内をする。継続開講の場合は、参加学生らが自主的にネット掲示板等に案内を出している。TA については、担当各科目にて説明及び紹介がなされる。2012 年度始めには、TA 及びチューターの一覧表を配布した。合格体験談報告会については、掲示板およびネット掲示板にて開催を告知する。大学主催の合格祝賀会と同日の夕方に時間設定し、学生にとって開催を知りやすく、かつ参加もしやすくなる工夫をしている。

(3) 問題点と改善状況

従来、学生が司法試験を合格した弁護士に相談をし、アドバイスを受けることができる機会が少なかった。2012 年度から 1 年次講義科目に TA を採用し、2 年生向けにチューターを依頼することにより、この点は多少なりとも改善された。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

アドバイザー制については、改善直後であり、今後の展開に注目している段階である。合格者を用いた講演等については、学生の間で好評であり、一層の充実の方向を模索したい。チューター制度は 2 年次に拡大することにより改善がなされ、また、TA 制度については 1 年次講義科目への導入により、大幅な改善がなされた。しかし、さらに適時適切に学生がアドバイスを受けることができるように、チューター及び TA 制度をさらに拡充させていく必要がある。

3 自己評定

B

4 改善計画

TA 及びチューターをさらに拡充する。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

法務研究科規則第4条は、「授業科目の単位修得の認定は、担当教員が、出席状況、定期試験、レポート等、科目の性格に応じて多面的な要素を総合的に考慮して行なう。」と定めている。さらに同じ趣旨のことは、学生便覧にも記されている。同条は、各学期1回の定期試験のみを考慮して成績評価がなされることなく、さまざまな角度から成績評価がなされるべきことを明らかにするものである。本学法科大学院が提示している「養成する人材」(9-1参照)が示すように、そもそも法科大学院修了者が修得すべき能力は多面的であり、1回のペーパーテストのみによってその修得の度合いを測りうるものではない。法務研究科規則第4条は、各科目の到達目標に応じた成績評価の方法を採用するためのものであるとすることもできる。

成績評価基準について本学法科大学院として方針を定めている規程は、上記の法務研究科規則第4条である。規程ではないが、2007年8月の法科大学院教授会(稟議)において、演習を除く法律基本科目についてS、A+、Aを合わせて最大3割程度を目安とするよう申し合わせた(2007年8月7日付稟議承認)。さらに、この申し合わせ、それまでの「成績検討会議」((3)ア参照)における教員間の意見交換を通じて成立した共通認識、従来慣行的に行われていた事柄などをまとめて、2012年1月18日の法科大学院教授会において「成績評価に関する申し合わせ」を行った。その内容は、出席・平常点、定期試験・レポート、評価、答案等の取り扱いの各項目にわたるものである。専任教員以外の担当者(非常勤講師)にもこの申し合わせを行ったことを連絡した⁵⁹。これらに定められた方針を受けて、各教員が担当科目の成績評価基準を決定することになる。

本学法科大学院独自の「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」については、9-1において述べるように2011年度末に「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を確定し、2012年度から学生に配布している。この「概要」策定において、本学法科大学院の「養成する人材」と開講科目との関

⁵⁹ 2012年1月23日付「2012(平成24)年度シラバス作成のお願い【非常勤】」文書参照。

係を検討下が、これと並行する時期に上記「成績評価に関する申し合わせ」を行ったことは、各教員が「養成する人材」及び「概要」と成績評価基準との関係について意識する契機となった。この「概要」の成果をふまえて成績評価基準自体を改定するには至っていないが、2012年度のシラバス作成において、各教員はこの「概要」の内容を反映させることに努めた。2012年度前期開講科目は、そのシラバスに記載した基準に従って成績評価を行った。

イ 成績評価の考慮要素

本学法科大学院における成績評価の考慮要素は、おおまかにはアにおいて述べたように法務研究科規則第4条に定められているとおりでであるが、実際どのような事柄を考慮要素とするかは、各教員の判断に委ねられている。もっとも、そこにはある程度共通の傾向が見られる。

法律基本科目や法律実務基礎科目の講義科目においては、定期試験、中間試験、小テストの成績が考慮要素の中心であり、それに、欠席・遅刻の減点という形で補充的に平常点の評価が加わる例が多い。これにさらにレポートの評価を加える科目もある。授業中の質疑応答で特に優秀な解答をした学生について加点する例もある。

これに対して、法律基本科目の演習科目においては、定期試験や中間試験の割合は比較的小さくなり、授業の際の報告や書面提出が点数化され、また、平常点の割合が高くなるとともに、平常点の評価に際して主に発言の積極性や内容のよさに着眼することになる⁶⁰。

また、法律実務基礎科目のうち、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「弁護士実務」は、起案も含めた授業の全過程における諸段階が評価の対象となる。

基礎法学・隣接科目群と展開・先端科目群においては、定期試験、レポート、出席状況（発言を含む）が考慮されるが、その考慮の割合は各科目の内容に応じて、教員が工夫している。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

法務研究科規則第5条第1項は、「授業科目の成績は、S、A+、A、B+、B、C+、C及びDの8種の標語をもってあらわし、S、A+、A、B+、B、C+及びCをもって単位修得として認定する。ただし、法律実務基礎科目群のうち、法科大学院教授会が認めた科目については、P又はFの2種の標語をもってあらわし、Pをもって単位修得として認定する。」、同条第2項は、「前項の成績標語は、次に掲げる基準によるものとする。(1)S 90点以上 (2)A+ 89点から85点まで (3)A 84点から80点まで (4)B+ 79点から75点まで (5)B 74点から70点まで

⁶⁰ 出席・平常点の取り扱いについては、2012年1月18日の「成績評価に関する申し合わせ」の「1」参照。

(6)C+ 69 点から 65 点まで (7)C 64 点から 60 点まで (8)D 59 点以下
(9)P 合格 (10)F 不合格」と定めている。

成績評価方法は絶対評価で行うことになっており、そのことは認可申請に際しての「開設の趣旨」のなかに述べられている。きめ細かな成績評価を行うために、2007 年度入学生からS～Dの 8 段階評価を行なうこととした。なお、2007 年 8 月 7 日付けの申し合わせ、2012 年 1 月 18 日の「成績評価に関する申し合わせ」については、アにおいて述べた⁶¹。

エ 再試験

法務研究科規則第 5 条の 4 は、「1 単位修得を認定されなかった授業科目については、再試験を実施することがある。 2 再試験の結果、単位修得を認定する場合には、当該成績はCとする。ただし、第 5 条第 1 項ただし書の科目については、当該成績はPとする。 3 再試験の期日は、そのつど決定する。 4 再試験料は、1 科目につき 2000 円とする。 5 いったん納入された再試験料は、返還しない。」と定めている。

より詳しい実施要領は学生便覧⁶²に記載されている。そこには、単位を認定されなかった必修科目について再試験を実施することがあること、再試験の実施の有無については成績通知の際に公表すること、再試験を受験できる科目は 1 年次に 10 単位、2 年次に 10 単位を上限とすること、前期に在学し後期に休学した場合には当該年度の後期に実施される前期科目の再試験は受験できないことが記されている。

再試験の実施は各科目の担当教員の判断に委ねられている。シラバスにおいてあらかじめ再試験を実施しない旨明記している科目も多い。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各教員の担当科目についての成績評価基準は、シラバスに記載されている。毎年、シラバスの原稿が集まった段階で執行部がそれを確認し、成績評価基準の記載もれがあったり、記載があっても大まかにすぎるものがある場合は、書き直しをお願いしている⁶³。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

前掲(1)アの成績評価方針、イの考慮要素、ウの成績区分、エの再試験については学生便覧の該当頁に記載されている⁶⁴。また、オの各教員の成績評価

⁶¹ 2012 年 1 月 18 日の「成績評価に関する申し合わせ」の「3」参照。

⁶² 2011 年度学生便覧 29 頁、2012 年度学生便覧 32 頁参照。

⁶³ 2012 年 3 月 5 日付、シラバス修正依頼メール発信。6-1, 1 (1) 参照。

⁶⁴ 2011 年度学生便覧 28 頁～30 頁及び 69 頁～72 頁(「西南学院大学大学院法務研究科規則」), 2012

基準はシラバスに記載されている。学生便覧及びシラバスは、新入生には入学時、在學生には3月半ばに配布している。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

本学法科大学院では、定期試験を実施し、各専任教員が自らの担当科目についての成績評価案を作成した段階で、全専任教員が集まる「成績検討会議」を開催し、各自の評価案を提示し、検討・意見交換している。そして、不適切な評価案があれば、それを改めた後に、事務室に成績を提出することになっている。この「成績検討会議」によって、各専任教員が事前に定められた成績評価基準（シラバスに記載）に従って評価しているか否か、全体の評価方針と異なる成績評価基準が採用されていないかのチェックが可能である。これまでに成績評価基準そのものが問題となった事例はない。なお、非常勤講師による成績評価については、この「成績検討会議」では扱われていない。

成績評価の実施について厳格性・客観性を担保する工夫としては、上記の成績検討会議のほかには、まず、試験番号制の採用を含めて、試験そのものを公平に行なうための仕組みがある。具体的には、試験心得と「西南学院大学法務研究科試験規則」として、学生便覧⁶⁵に記載されている。

学生が個々の科目の成績評価に不服がある場合は、イにあるように、教員の研究室を訪れて質問をすることができるほか、「西南学院大学大学院法務研究科成績評価不服申立に関する内規」（8-3-1-(1)ア参照)に基づいて、不服申立を行なうことができる。

また、定期試験、小テスト、中間試験の試験問題については、その実施後、各専任教員に配布するとともに、事務室に提出し、事務室にて保管するようにしている。採点済み答案またはそのコピーは各教員あるいは事務室にて保管している⁶⁶。

イ 到達度合いの確認と検証等

9-1において述べる「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」は、2012年度シラバスの内容に反映されており、同年度前期については各教員がそれに基づいて評価を実施した。もっとも、各教員による実施の実際について組織的な確認はなされていない。出題のねらい（出題意図）が学生に伝わるような工夫としては、試験実施後に出題の趣旨を解説したプリントを学生に配布したり（ファイルをTKC教育支援システムを通じて学生に配信する形で

年度学生便覧 31頁～33頁及び71頁～74頁 参照。

⁶⁵ 2011年度学生便覧 29,73頁, 2012年度学生便覧 32,75頁参照。

⁶⁶ 2012年1月18日の「成績評価に関する申し合わせ」の「4」参照。

も可能)、採点後には講評のプリントを配布・配信している⁶⁷。このプリントを生かして、学生は教員研究室を訪れ、質問をすることができる。

ウ 再試験等の実施

再試験は、2月の学期末、定期試験終了後に定期試験の場合に準じて行なっている。受験番号は、2月の定期試験の際に付与したものを使用している。本学法科大学院では、再試験についても成績検討会議を開き、全専任教員で検討、確認している。

2011年度末の実施状況。

再 試 験 実 施 科 目	法と行政活動
	民事法総合演習Ⅱ
	行政救済法

(4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み「本学法科大学院の『養成すべき人材』と教育システムの概要」の策定過程において法分野に即して、公法系、民事法系、刑事法系の教員のグループを形成したので、今後は成績評価に関してもこのグループを基礎に、「概要」を踏まえた成績評価の実施を担保しうる取組みの行われることが期待される。今年度においては、いまだ具体的な活動はなされていない。

(5) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(6) その他
特になし。

2 点検・評価

おおむね、厳格な成績評価基準が設定されていると言える。すなわち、成績評価の考慮要素としては、定期試験の結果だけでなく、授業期間中の学修プロセスが反映されるようになっている。著しく平常点の割合が高く設定されているような例はない。また、出席点のみで平常点が加算される例はなく、発言状況等が考慮されている。評価の区分はきめ細かく設定されており、絶対評価の

⁶⁷ 2012年1月18日の「成績評価に関する申し合わせ」の「2(2)(3)」参照。

もと、不合格者の割合があらかじめ設定されているということはない。各教員の成績評価基準はシラバス記載と成績検討会議を通じて、法科大学院として把握している。2012年度については、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」がシラバスに反映されたので、それが授業中に説明され、成績評価にも一定程度反映されたといえる。

法科大学院としての成績評価方針、各教員の担当科目についての成績評価基準は、おおむね、客観性・公平性をもつよう適切に設定されていると言える。成績評価基準について、おおむね教員間での共通認識は形成されていると言える。平常点の評価理由・加点の基準については、特に演習科目において発言の取り扱いなどの点について、共通の認識を得るよう努める必要がある。

成績評価は事前に定められた成績評価基準に従って行われているとすることができる。

成績評価の実施について厳格性・客観性を担保する仕組みとしては、成績検討会議などの活用により、試験実施後・採点後の説明がなされ、また、成績評価基準の適用状況も法科大学院により把握できている。出題のねらいが学生に伝わる工夫もされている。もっとも、試験問題・出題に関する工夫がどのようになされたかについては、各教員の努力にまかされており、法科大学院として組織的に検討するには至っていない。試験答案の採点の仕方も各教員の努力に委ねられている。また、法科大学院全体として、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」についての昨年度の議論を踏まえた成績評価の実施に向けた組織的取り組み・工夫の点でも、これからなすべきことは多い。

定期試験問題や答案などの管理はなされており、成績評価の厳格性を検証できる体制は一応整備されている。再試験は適切に実施されている。

3 自己評定

C

4 改善計画

「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」をふまえて実際に各科目でどのような出題や採点の工夫がなされているか、情報交換を含めて組織的に研究し、その成果を各教員の成績評価に生かすとともに、成績評価基準の検討に生かすよう努める。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 修了認定基準

ア 進級基準

本学法科大学院は進級制度を採用している。そのため，本項の修了認定基準として，まず，進級の基準をあげておかなければならない。1年次から2年次への進級については，法務研究科規則第6条において定められている。それによると，2012年度入学生の場合は，「1年次の法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）について22単位以上取得していること。」と「1年次の法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）についてGPAが1.50以上であること。」のいずれかを満たしていないと判定される場合には，2年次への進級は認められない（1年次の法律基本科目の必修単位は30単位である）。そして，この基準を満たさなかった者は，当該年次においてB以下の評価を受けた法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）について，単位修得が無効となり次年度に再履修をしなければならない。

2年次から3年次への進級については，法務研究科規則第6条の2において定められている。それによると，2012年度入学生の場合は，「1年次及び2年次の法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）並びに『民事訴訟実務の基礎』及び『刑事訴訟実務の基礎』の計56単位中50単位以上修得していること。」と「2年次において履修又は再履修した法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）並びに『民事訴訟実務の基礎』及び『刑事訴訟実務の基礎』のGPAが1.50以上であること。」のいずれかを満たしていないと判定される場合には，3年次への進級は認められない。そして，この基準を満たさなかった者は，当該年次においてB以下の評価を受けた法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）並びに『民事訴訟実務の基礎』及び『刑事訴訟実務の基礎』について，単位修得が無効となり次年度に再履修をしなければならない⁶⁸。

なお，上記の進級基準のなかのGPAによる基準は2010年度入学生から導入されたものである。

⁶⁸ 2011年度入学生の場合は，法律基本科目のなかに選択必修科目がないので，本文に示した各基準のなかの「(選択必修科目を除く)」という文言を外したものが進級基準となる。

イ 単位互換条件

法務研究科規則第3条第4号ないし第6号により、入学前に他の大学院において履修した科目について修得した単位と、本学法科大学院在学中に他の大学院において履修した科目について修得した単位は、両者を合わせて30単位を超えない範囲で本学法科大学院の授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。同条7号により、法学既修者として本学法科大学院で修得したものとしてみなされる単位数と入学前の既修得単位の認定による単位数並びに単位互換にかかる単位数は、合わせて30単位を超えることができない。

ウ 修了認定基準

修了認定基準は法務研究科学則第9条、法務研究科規則第6条の3において定められている。それによると、2012年度入学生の場合は、①「修了に必要な単位を修得していること。」と②「3年次において履修又は再履修した法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）並びに『民事訴訟実務の基礎』及び『刑事訴訟実務の基礎』のGPAが1.50以上であること。」のいずれかを満たしていないと判定される場合は、修了が認められない。なお、「修了に必要な単位」とは、3年以上在学し98単位以上を修得すること（法学既修者の場合は2年以上在学し66単位以上修得）であり、この98単位の内訳は、法律基本科目群から64単位以上（ただし、必修科目62単位を修得し、かつ、「行政法入門」、「民事手続法入門」及び「刑事手続法入門」のうちから2単位以上修得しなければならない。）（法学既修者の場合は32単位以上）、法律実務基礎科目群から必修科目を含めて12単位以上、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から22単位以上（「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得しなければならない。）である。①の基準を満たさずに修了を認められなかった者は、修了に必要な単位を修得するための科目を履修又は再履修しなければならない。②の基準を満たさずに修了を認められなかった者は、当該年次においてB以下の評価を受けた法律基本科目の必修科目並びに『民事訴訟実務の基礎』及び『刑事訴訟実務の基礎』について、単位修得が無効となり次年度に再履修をしなければならない⁶⁹。

上記の修了認定要件のなかのGPAによる要件は2010年度入学生から導入されたものである。

エ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」との関係

上記の修了認定基準は、5-2-1アにおいて述べたような体系性を念頭に置きながら設定されたものであり、以前から本学法科大学院が掲げていた教育

⁶⁹ 2011年度入学生の修了認定基準については、前注と同様の扱いになる。

の理念や旧「養成する人材」（9-1参照）をふまえたものであった。2011年度末に策定した「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」に至る検討作業のなかでは、各年次、各科目の到達目標と合わせて、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」が確認された。これにより、従来の修了認定基準は「概要」の内容とも整合性があることが確認されたと言える。

（2）修了認定の体制・手続

西南学院大学大学院法務研究科委員会規程第6条第8号は、法科大学院教授会が処理する事項として、「学生の入学，退学，休学，復学及び課程の修了に関する事項」を掲げている。したがって、法務研究科規則第6条第1項，第6条の2第1項，第6条の3第1項にいう「判定」の主体は法科大学院教授会である。実際に法科大学院教授会は毎年3月に修了の判定と進級の判定を，また，毎年9月には修了延期となり留年をして前期に修了認定要件を満たした者の判定を，それぞれ行なっている。

進級及び修了の判定を行なう法科大学院教授会の前には，事務室により確認された資料をもとに，執行部が進級及び修了判定の資料に誤りがないか，チェックをしている。進級制度やGPA制度を導入していることについては，(1)でふれた。

（3）修了認定基準の開示

修了認定基準を定める法務研究科規則の条文，進級基準，修了認定基準，GPA計算の仕組みなどの解説は学生便覧に掲載されている⁷⁰。学生便覧は，在生には3月半ば，新入生には入学時に配布される。進級基準と修了認定基準は，入学案内パンフレット⁷¹，本学法科大学院HPにおいても解説されている。また，新入生ガイダンス及び在生ガイダンスにおいて，進級基準と修了認定基準の説明も行っている。

（4）修了認定の実施

ア 修了認定の実施状況

2011年度 修了認定実施状況

修了認定 実施状況	対象者数	修了認定者数	修了認定者数		
			最多修得単位数	最小修得単位数	平均修得単位数
	24名	17名	98	96	97

⁷⁰ 2011年度学生便覧8頁以下，30～31頁，70頁以下，2012年度学生便覧10頁以下，33頁以下，73頁参照。

⁷¹ 2012年度用，2013年度用それぞれの3頁。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

(1) エにおいて述べたように、本学法科大学院の修了認定基準は「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を踏まえたものと言えるので、これを規程通りに実施することが、重要である。修了認定試験のような制度の必要性は確認されなかった。

(5) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(6) その他
特になし。

2 点検・評価

必要単位数や履修必要科目の設定の仕方の点からみても、また、GPA が活用されていることからみても、本学法科大学院における修了認定基準は厳格なものであり、適切に設定されていると言える。修了認定基準の手続・体制や開示の点でも問題はない。修了認定は修了認定基準に従って厳格かつ客観的に実施されており、厳格性・客観性を担保するための工夫もあると言える。

修了認定基準は「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」である「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を踏まえたものであるといえる。

3 自己評価

A

4 改善計画

今後も修了認定基準が「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」との関係について、常に注意を傾けていく。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 成績の説明，試験に関する解説・講評

すでにとりあげた2012年1月18日の「成績評価に関する申し合わせ」により，定期試験直後や採点后に出題の趣旨，採点結果解説と講評を，紙媒体あるいは電子媒体（TKC 教育支援システムの活用）により学生向けに配布することになっている（8-1（3）イ参照）。また添削・採点后答案を学生に返却している。

これを受けて，成績に不服のある学生は，任意に教員の研究室を訪問するなどして説明を求めることができる。このような意味での「教員による個々の学生への成績の説明」は，本学法科大学院棟における教員研究室が学生にアクセスしやすい環境にあることにより容易になっている。ただし，このような異議申立が学期ごとに何件程度行なわれているかについての統計はない。いったん学生に公表された成績を担当教員が訂正する場合は，執行部に理由を付した成績訂正願いを提出することになっている。

上記の意味での「教員による個々の学生への成績の説明」を利用しがたいと感じる学生や，利用したが納得できないという学生もいる。そのような場合を想定して，本学法科大学院では，「西南学院大学大学院成績評価不服申立に関する内規」により，成績評価に関する不服申立制度を設けている。同制度は2007年1月に設けられたが，当初は当該成績評価を行った教員以外の教員が不服申立手続に関与する仕組みが明確ではなかった。この点を明確にするために，2009年度に内規を改正し，2010年度から施行している。

不服申立制度の利用状況としては，内規が改正される前の2009年9月に1件申立てがあった。このときは，現行の内規と同様に成績評価をした教員以外の教員も手続に関与するように対応し，これが現行内規への改正につながった。その後現在まで，申立てはなされていない。

イ 異議申立手続の学生への周知

「西南学院大学大学院成績評価不服申立に関する内規」の条文は学生便覧に掲載されており，また，この内規の存在についての情報提供が学生便覧においてなされている⁷²。

⁷² 2011年度学生便覧28頁，74頁，2012年度学生便覧31頁，76頁。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定

従来は修了認定が単位積み上げ方式によっていたため、修了認定に関する異議申立て手続は設けられていなかった。しかし、2010年度入学生から修了認定基準のなかにGPAによる要件が加えられたことに伴い、2010年3月4日に「西南学院大学大学院法務研究科修了又は進級判定に関する不服申立規程」が制定された。

同規程第2条、第3条によれば、学生は進級又は修了判定に不服がある場合は、法科大学院事務室に書面を提出して、不服申立を行なう。第4条によると、不服申立がなされた場合は、教務主任が速やかに当該学生と面接し、調査を行い、調査内容を法科大学院長に報告するとともに、判定を訂正する場合は法科大学院教授会の承認を受ける。

これまでのところ、不服申立がなされたという例はない。

イ 異議申立手続の学生への周知

「西南学院大学大学院法務研究科修了又は進級判定に関する不服申立規程」は学生便覧に掲載されている⁷³。また、毎年修了判定及び進級判定の結果を掲示する際に、不服申立手続の存在と不服申立の期限を記した学生向け掲示を行なっている。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

成績評価及び修了認定の適否を学生が検討し、不服がある場合に学生が説明を受ける機会が設けられている。また、評価をした教員以外の第三者が関与する手続になっている。したがって、異議申立手続は整っているといえる。また、異議申立制度は学生に周知されていると言える。

3 自己評定

A

⁷³ 2011年度学生便覧75頁、2012年度版学生便覧77頁。

- 4 改善計画
特になし。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成<法曹養成教育>

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

(注)

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 本学法科大学院が考える法曹に必要なマインド・スキルの内容

本学法科大学院は、「西南学院大学法科大学院の教育の理念」⁷⁴を掲げたうえで、「西南学院大学法科大学院の『養成する人材』として、「(1) 他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。(2) 社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。(3) 前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること。(4) 社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。」と謳っている。この内容こそが、本学法科大学院の考える「法曹に必要なマインド・スキル」である。貴財団（以下「財団」という。）が提示する「法曹に必要なマインド・スキルの養成」（以下「2つのマインド・7つのスキル」という。）と比べて簡潔なものになっているが、そのようになった経緯については、次項において説明する。国際性の涵養については、「養成する人材」

⁷⁴ この内容は、本自己点検評価報告書第1分野の「養成しようとする法曹像」に対応するものであるが、ここでは触れない。詳細は第1分野参照。

の(4)に「国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること」とあるように、本学法科大学院の追求する特徴であり、教育理念の中核に組み込まれている。

イ 本学法科大学院による検討・検証等

「法曹に必要なマインドとスキル」として本学法科大学院がどのようなものを掲げ、それを本学法科大学院の教育活動にどのように生かすのかという点について、前回認証評価の時点においては必ずしも十分な説明ができなかった。その点の反省をふまえて、2010年7月及び10月の法科大学院教授会において、貴財団が提示する「2つのマインド・7つのスキル」の内容を検討し、これをそのまま本学法科大学院における「法曹に必要なマインドとスキル」として掲げるべきかという観点から議論を行った。その結果、「2つのマインド・7つのスキル」は弁護士業務、特に民事事件に重心が寄りすぎていないか、学生に目標として提示するものとしては長過ぎるのではないかなどの意見が出された⁷⁵。そして、「2つのマインド・7つのスキル」のエッセンスを吸収しながらも、より簡潔な形で本学法科大学院が掲げる「法曹に必要なマインドとスキル」を構想することとなった。同年12月、本学法科大学院が以前から入学案内パンフレットに掲げていた「養成する人材」(以下旧「養成する人材」という。)に手を加えて、「2つのマインド・7つのスキル」を生かして詳細にした原案が提示され、これをもとに2011年1月19日の教授会において、旧「養成する人材」を改訂した現在の「養成する人材」が承認された⁷⁶。

「2つのマインド・7つのスキル」が「2つのマインド」と「7つのスキル」のそれぞれについて詳細に説明しているのに対して、本学法科大学院が定めた新しい「養成する人材」は、コミュニケーション能力、倫理観、事実認定、法的分析・推論能力、文書作成・議論・説得能力などといった「2つのマインド・7つのスキル」を構成する諸要素を本学法科大学院の教育理念にからめながら4つの柱にまとめたものであり、学生あるいは受験生に本学法科大学院の目指すところを説明する際に、常に立ち返ることのできるコンパクトなものとなったと自負している。現在の「養成する人材」は、法科大学院教授会における数度の真摯な議論をへて得られたものであり、その後も、「最低限修得すべき内容」を確認するための様々な場での議論を通じて教員間の共通の認識となっている。

本学法科大学院では、この新しい「養成する人材」を直ちに本学法科大学院HPにおいて紹介するとともに、学生便覧、入試用の入学案内パンフレット等

⁷⁵ 2010年7月28日及び同年10月27日の法科大学院教授会議事録参照。

⁷⁶ 2010年10月27日及び、2011年1月19日の法科大学院教授会議事録参照。

に掲載している⁷⁷。

ウ 科目への展開

新しい「養成する人材」と本学法科大学院における諸科目との関係についての大まかな関係は2012年度学生便覧6～7頁において記載されている⁷⁸。概略、次のようなものである。(1)の能力は、人間性に関わる能力であり、特定の科目だけの問題ではなく、一連の教育課程の中で、主体的に深化発展させていくべきものであること。ただし、基礎法学・隣接科目群は、このような人間性に関わる問題について自ら考える土台として大いに活用されるべきこと。(2)の能力(理論知識)及び(3)の能力(判断力・実践力)の養成は、カリキュラム中の法律基本科目と法律実務基礎科目が主として担うもので、理論講義科目における(主として)受動的な理解から始まり、演習を中心とした実践的科目で具体的事例に対して自ら応用してみることで即自化し、実践の道具として身につけることが期待されること。(4)の能力(新たな問題に対する応用力・創造力)は、本学法科大学院教育の目指す最終目標であり、その能力の育成のために、様々な科目(特に展開・先端科目)の中で「過去の問題への先人の克服努力」を可能な限り語り、学生諸君が自らこの能力を身につける手助けとなることを願っていること。以上である。

もちろん、「養成する人材」が掲げる(1)～(4)は、法科大学院のどの科目も何らかの形でその養成に関わるべきものであるから、上記の学生便覧における説明は、あくまでも学生向けの導入的説明にとどまる。「各科目で目標とされるべき水準についての本学法科大学院の基本的な考え方がどのようなものであるか」、また、「その基本的考え方をどのように教員間で共有しているのか」という点の説明のためには、2010年秋より、この新しい「養成する人材」の策定と並行して進められ、新「養成する人材」の完成後も2011年度一杯をかけて行われた「最低限修得すべき内容」についての検討の経過を紹介する必要がある。

まず2010年秋に法科大学院協会より公表された「共通的到達目標モデル(第二次案修正案)」(以下「第二次案修正案」という。)について、各分野別に教員が会議を持ち、検討を行い、「第二次案修正案」と本学法科大学院の諸科目との関係、「第二次案修正案」によって法科大学院において行われる教育を適切に説明できるか等の観点からの検討が行われた。この結果は、専任教員が全員参加しているFD研究会に持ち寄られ、各講義科目において「第二次案修正案」に対応する内容はほぼ教授されていることが確認されたが、その項目を教科書の目次のように網羅的に羅列する方式については否定的意見が強く、ともかく継続的に検討することの必要性が確認された。2011年7月の教授会で、同月に

⁷⁷ 第1分野1-1参照

⁷⁸ 2011年版では4-9頁。2012年版では、後述の「最低限修得すべき内容」についてのFD研究会を中心とした議論をふまえて記述が詳細になっている。

財団が公表した認証評価の新基準が説明会の参加者により紹介され、以後、FD研究会に場を移して、認証評価の新基準を見据えつつ本学法科大学院の「最低限修得すべき内容」の本格的な検討作業に入ることが決定された⁷⁹。

同年8月のFD研究会において、①財団の新基準に現れる「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」と、「法曹に必要な2つのマインド、7つのスキル」及び、法科大学院協会が公表した「共通の到達目標」との関係についての議論が錯綜したので、この点についての財団の見解を確認すること、②その作業とは別に、ともかく各人のイメージで「最低限修得すべき内容」を作ってみて、次回のFD研究会で本学法科大学院が採るべき形式の議論に資する材料を提供すること、以上の二点が確認された⁸⁰。翌9月には、執行部が上記①の点について財団に質問状（メール）を作成・送付し⁸¹、②の点については、提出された資料に基づきFD研究会で、本学法科大学院の「最低限修得すべき内容」のあり方が議論された⁸²。

10月及び11月のFD研究会では、上記質問状への財団の回答⁸³と、10月に行われた財団の認証評価事前説明会での説明の内容とが紹介され、上記②においてモデルとして提出された各人作成の「最低限修得すべき内容」の比較検討の結果、概略、次のような方針が確定された。(1) 従来、慣習的に形成されていた担当科目者のグループを、公式に民法系、公法系、刑事法系としてFD活動の一つの単位とする。(2) 財団は「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」と「法曹に必要な2つのマインド、7つのスキル」との関係について、各法科大学院の判断に委ねており、本学法科大学院としては「第二次案修正案」のような項目羅列型の「最低限修得すべき内容」を模倣的に作るだけではあまり意義がないと考えるので、各科目で教授する内容について上記「系」の中で検討しあった上で、項目提示については各人のシラバスや講義レジュメに委ねる。(3) むしろ本学法科大学院としては、上記「養成する人材」（財団の「2つのマインド・7つのスキル」に相当）を「最低限修得すべき内容」と一体のものと捉え、その内容をより深く検討し、各講義科目でどのように教授するかにとどまらず各「系」の中で、教授内容をどのように継承・発展させていくかを検討し、具体化するべきである。(4) 以上の作業を、まずは各「系」において行い、その成果をFD研究会に持ち寄り、2011年度内に形のあるものとする⁸⁴。

上記方針に基づき、12月のFD研究会で、各「系」での検討内容が報告・検討され、3月のFD研究会において、本学法科大学院の「最低限修得すべき内容」

⁷⁹ 2011年7月27日法科大学院教授会議事録参照。

⁸⁰ 2011年8月5日FD研究会議事録参照。

⁸¹ 詳細な内容については「財団への質問文書」参照。

⁸² 2011年9月28日FD研究会議事録参照。

⁸³ 「認証評価事務局からの回答」参照。

⁸⁴ 2011年10月26日、11月2日FD研究会議事録参照。

追求の成果としての冊子の具体的作成方針が確立され⁸⁵、各「系」で作成した原稿を集めて、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」が完成した。同冊子は、「最低限修得すべき内容」について、抽象的に示した「養成する人材」と具体的・項目的に示した各教員のシラバス・レジュメとの「中間に位置するものとして、本学法科大学院の教育システムの全体像を示す」もの⁸⁶という趣旨説明に基づき、①公法系、②民事法系、③刑事法系、及び④国際関係法、⑤法曹倫理⁸⁷につき、学生が「修了までに最低限修得すべき資質が、どのような段階を踏んで修得すべきものとされているのか、また、その修得のために各科目がどのような役割を担っているのか……それを全体の流れとして俯瞰できるように、必要な情報」を示したものである。

以上のような次第で、本学法科大学院にとっては、「最低限修得すべき内容」は「養成する人材」（財団の「2つのマインド・7つのスキル」に相当）と同一のものである。その内容は、諸処に提示されている「養成する人材」、冊子「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」及びこれを基礎に作られ2012年度学生便覧冒頭に掲載された「西南学院大学法科大学院の『教育の理念』と『養成する人材』」、各担当教員のシラバス・レジュメに、それぞれに形を変えて表出されている。これらは、抽象的な「養成する人材」を、順次、個別科目における修得内容へと具体化していったものである。また、この内容の教員間での共有については、多言を要さず、上記の活発なFD活動の経緯から推察されるものと考えられる。

エ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

上記のとおり、本学法科大学院では「最低限修得すべき内容」は「養成する人材」（財団の「2つのマインド・7つのスキル」に相当）と同一のものである。

（2）法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

入学者選抜においては、5点の具体的基準を内容とする学生受入方針、入学試験科目のうち自己推薦書等の評価の際に単純な知識を超えた社会的判断力を見ようとしていること、未修者入学試験小論文試験において資料を偏見なく読み取り自己の立場を構成する能力を試そうとしていること、既修者入学試験において各科目6割以上の得点を合格の条件として厳格な審査を行っていること⁸⁸、以上の諸点は本学法科大学院が掲げる「養成する人材」と密接に関わるものである。

⁸⁵ 2012年3月14日FD研究会議事録参照。

⁸⁶ 「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」1頁参照。

⁸⁷ 国際法、法曹倫理については、担当の専任教員が少ないため、特にFD研究会の単位としての「系」は作っていない。ただし、冊子に掲載された原稿は、いずれも担当の非常勤教員と専任教員との検討・議論に基づく成果である。

⁸⁸ 以上につき、第2分野2-1、2-2。

カリキュラムにおいては、各科目群と「養成する人材」との関係は上記（1）ウ、学生便覧、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」に述べた通りに構想されている。また、各科目群のなかで年次ごとに段階的な学習をすること、各科目群のなかの個別科目の構成に本学法科大学院なりの特色があることなど、各科目群のなかでも「養成する人材」が生かされている⁸⁹。

授業に関しては、これまでも各教員が旧「養成する人材」を意識し、それぞれの工夫をこらしながら、学生に十分な準備が可能なシラバス作成、予習教材提供、テキストなどの選定がなされ、また、各年次や各科目の目標に応じたさまざまな授業実施の工夫がなされてきた。組織的な対応としても、シラバス作成依頼文書において「作成上の留意事項」の中で「養成する人材」の内容を記し、その内容に即して記載を行うことを求め⁹⁰、提出されたシラバスの記載についても執行部で確認するなどの措置を講じてきた。各教員による授業の実際の内容については、上記「最低限修得すべき内容」の検討過程において、各系の教員団による確認・検討により、2012年度には、シラバスの記載内容も含めて授業実施方式が改善された。

成績評価に関しては、本学法科大学院が定めた成績評価方針に基づいて各教員がシラバスに記載した成績評価基準により、定期試験等を活用しながら成績評価を行い、また、全教員参加による成績検討会議において各教員の成績評価基準と成績評価の結果が検討されており（再試験を含む）、「養成する人材」を踏まえた成績評価がなされている。修了認定に関しては、その基準、修了認定の体制や手続はほぼ適切に設定・開示されていると言える。各年次において履修を義務づけられている必修科目の単位を修得するとともに、3年間（ないしは2年間）に修得すべき選択科目の単位を修得し、かつGPAによる修了要件を満たせば修了できることになっているため、修了認定の基準の適切さを判断するためにはとりわけ各年次における必修科目の配置が重要となるが、3年次に公法、民事法、刑事法、実務科目のすべてについて必修科目が用意されているなど、基準としては適切と言える。

教育体制の面をみると、本学法科大学院は、法科大学院に必要な最低限の水準を超えて、本学法科大学院が自らの理念・目標を目指して教育を行うために必要な数の教員を確保することができている。上述のとおり、2011年度のFD研究会において、各「系」がFD活動の重要な単位として公式に位置づけられた。今後これをさらに充実させ、分野ごとの教員の関係を一層強化することが望まれる。

本学法科大学院のFD活動は、企画部門としてのFD委員会、教員全員によるFD研究会とも、熱心に行われている。授業参観や授業評価アンケートについ

⁸⁹ 2012年度学生便覧10頁以下参照。

⁹⁰ 2012年度用シラバス作成依頼文書参照。

て、少人数の教員団のメリットを生かして、家族的な雰囲気の中にも真摯な意見交換が行なわれており、各教員による自発的な授業改善につながっている。また、「第二次案修正案」や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」においても、FD委員会とFD研究会、さらには各「系」による検討を通じて、各自の授業の再検討につながる議論がなされてきた。

学習環境の面のうち、クラス人数、入学者数、在籍者数、物的な施設・設備、経済的支援のための奨学金、生活相談やカウンセリングの体制においては、本学法科大学院の目的・理念を達成し、法曹養成教育の充実に結びついているものといえる。教員の教育活動と学生の学習活動への人的支援の点では、たとえばTAの数をさらに一層増やすことなど、今後改善を図るべき点がある。

最後に、法科大学院全体としての自己改革に関しては、数年前から活動してきた将来計画委員会、役割を強化した点検評価委員会、新設された外部評価委員会という自己改革の仕組みがようやく整った(1-3参照)。これに加えて、FD活動を主たる場として「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」をめぐる議論がなされており、自己改革の試みが真摯になされている。

(3) 国際性の涵養

この点については、本学法科大学院の特徴として掲げている内容であり、第1分野1-2において述べたことと重複するので、割愛する。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

各分野において法科大学院の目的・使命や法曹養成教育の充実のために資する取り組みがなされており、法曹に必要なマインドとスキルの養成が適切になされていると評価できる。

3 自己評定

B

4 改善計画

2011年度の議論を通じて深化された「養成する人材」の内容を、既に2012年度から実現しているシラバス記載や講義内容等の授業実施に関する成果にと

どめず，更に成績評価や入試内容，教育体制等に反映させる作業に拡大していく。

別紙 学生数及び教員に関するデータ

◇入学者

単位：人

		入学定員	入学者数	法学系の学部・ 学科以外の学部・ 学科出身者	実務等経験者
2010年 度 入学者	未修者	25	30	7	5
	既修者	10	3	1	2
2011年 度 入学者	未修者	25	16	2	1
	既修者	10	3	1	0
2012年 度 入学者	未修者	25	15	1	7
	既修者	10	2	0	1

[注] 法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者かつ実務等経験者は、実務等経験者にカウントする。

上表「入学者数」－「実務等経験者」－「法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者」＝「法学系の学部・学科の出身者」となるように記入する。

「n年度」は評価実施年度とする。上期に現地調査を行う場合、本報告書提出時点でデータが確定しない場合は、後日追加で提出すること（以下同様）。

入学定員に未修者・既修者の区別がない場合は、罫線を消して総数を記入いただくか、未修者欄に総数を記入し、既修者欄に「（区別なし）」と記入してください。

◇修了者の内訳

単位：人

		修了者総数	法学系の学部・ 学科以外の学部・ 学科出身者	実務等経験者
2009 年度	未修者	43	5	7
	既修者	0	0	0
2010 年度	未修者	32	4	5
	既修者	0	0	0
2011 年度	未修者	15	1	5
	既修者	2	0	2

[注] 法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者かつ実務等経験者は、実務等経験者にカウントする。

上表「修了者総数」－「法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者」－「実務等経験者」＝「法

学系の学部・学科の出身者」となるように記入する。

「n年度」は評価実施年度とする。上期に現地調査を行う場合、本報告書提出時点でデータが確定しない場合は、後日追加で提出すること（以下同様）。

未修者・既修者の区別がない場合は、既修者の行を消していただくか、未修者欄のみに記入し、既修者欄は空欄としてください。